

現 行	改 定	適 用
<p>平成28年度版</p> <p>北海道開発局 電気通信工事仕様書</p> <p>北海道開発局事業振興部技術管理課</p>	<p>平成29年度版</p> <p>北海道開発局 電気通信工事仕様書</p> <p>北海道開発局事業振興部技術管理課</p>	

現 行	改 定	適 用
<p>1-1-32 交通安全管理 ..... 1-27      1-1-33 施設管理 ..... 1-30      1-1-34 諸法令の遵守 ..... 1-30      1-1-35 官公庁等への手続等 ..... 1-33      1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 ..... 1-35      1-1-37 工事測量 ..... 1-35      1-1-38 不可抗力による損害 ..... 1-35      1-1-39 特許権等 ..... 1-36      1-1-40 保険の付保及び事故の補償 ..... 1-36      1-1-41 臨機の措置 ..... 1-37      1-1-42 主任技術者又は監理技術者の変更 開発局独自 ..... 1-37      1-1-43 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自 ..... 1-38</p> <p><b>第2章 土木工事部分</b>      第1節 一般事項 ..... 1-39</p> <p><b>第2編 器具及び材料編</b></p> <p><b>第1章 一般事項</b>      第1節 通 用 ..... 2-3      第2節 器材の品質 ..... 2-3</p> <p><b>第2章 土木工事材料</b>      第1節 総 則 ..... 2-5</p> <p><b>第3章 電気通信設備工事材料</b>      第1節 電線類 ..... 2-6          3-1-1 電 力 用 ..... 2-6          3-1-2 通 信 用 ..... 2-8          3-1-3 光・情報用 ..... 2-9          3-1-4 端末・接続処理材 ..... 2-9      第2節 配管類 ..... 2-10          3-2-1 電線管及び付属品 ..... 2-10          3-2-2 線び及び付属品 ..... 2-11          3-2-3 特殊管 ..... 2-12      第3節 配線器具 ..... 2-12          3-3-1 金属ダクト ..... 2-12</p>	<p>1-1-32 交通安全管理 ..... 1-27      1-1-33 施設管理 ..... 1-30      1-1-34 諸法令の遵守 ..... 1-30      1-1-35 官公庁等への手続等 ..... 1-33      1-1-36 施工時期及び施工時間の変更 ..... 1-34      1-1-37 工事測量 ..... 1-34      1-1-38 不可抗力による損害 ..... 1-35      1-1-39 特許権等 ..... 1-36      1-1-40 保険の付保及び事故の補償 ..... 1-36      1-1-41 臨機の措置 ..... 1-36      1-1-42 主任技術者又は監理技術者の変更 開発局独自 ..... 1-36      1-1-43 建設業退職金共済制度の普及について 開発局独自 ..... 1-37</p> <p><b>第2章 土木工事部分</b>      第1節 一般事項 ..... 1-38</p> <p><b>第2編 器具及び材料編</b></p> <p><b>第1章 一般事項</b>      第1節 通 用 ..... 2-3      第2節 器材の品質 ..... 2-3</p> <p><b>第2章 土木工事材料</b>      第1節 総 則 ..... 2-6</p> <p><b>第3章 電気通信設備工事材料</b>      第1節 電線類 ..... 2-7          3-1-1 電 力 用 ..... 2-7          3-1-2 通 信 用 ..... 2-9          3-1-3 光・情報用 ..... 2-10          3-1-4 端末・接続処理材 ..... 2-10      第2節 配管類 ..... 2-11          3-2-1 電線管及び付属品 ..... 2-11          3-2-2 線び及び付属品 ..... 2-12          3-2-3 特殊管 ..... 2-13      第3節 配線器具 ..... 2-13          3-3-1 金属ダクト ..... 2-13</p>	

## 北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>3-3-2 ケーブルラック ..... 2-43      3-3-3 防火区画の貫通部に用いる材料 ..... 2-44  <b>第4節 ブルボックス</b> ..... 2-44      3-4-1 ブルボックス ..... 2-44      3-4-2 アウトレットボックスなど ..... 2-44  <b>第5節 ハンドホール</b> ..... 2-44      3-5-1 プレキャストハンドホール ..... 2-44      3-5-2 現場打ちハンドホール ..... 2-45      3-5-3 ハンドホール鉄ふた ..... 2-45  <b>第6節 マンホール</b> ..... 2-45      3-6-1 ブロックマンホール ..... 2-45      3-6-2 現場打ちマンホール ..... 2-45      3-6-3 マンホール鉄ふた ..... 2-45  <b>第7節 照明器具</b> ..... 2-45      3-7-1 一般用照明器具 ..... 2-45      3-7-2 防災用照明器具 ..... 2-47      3-7-3 道路用照明器具 ..... 2-47      3-7-4 トンネル用照明器具 ..... 2-48      3-7-5 共同溝用照明器具 ..... 2-49  <b>第8節 照明用ポール</b> ..... 2-50      3-8-1 テーパーポール ..... 2-50      3-8-2 <del>兼用</del> 照明ポール(エザイニギー) ..... 2-51  <del>3-8-3 朝日製作所照明ポール</del> ..... 2-51  <b>第9節 引込用ポール</b> ..... 2-51      3-9-1 鋼管ポール ..... 2-51      3-9-2 電柱 ..... 2-51  <b>第10節 分電盤</b> ..... 2-51      3-10-1 一般事項 ..... 2-51      3-10-2 屋外用 ..... 2-51      3-10-3 屋内用 ..... 2-51      3-10-4 直流用 ..... 2-51  <b>第11節 端子盤・光成端箱</b> ..... 2-51      3-11-1 端子盤 ..... 2-51      3-11-2 光成端箱 ..... 2-55  <b>第12節 外線材料</b> ..... 2-55      3-12-1 電柱 ..... 2-55      3-12-2 装柱材料 ..... 2-55      3-12-3 鉄線類 ..... 2-55      3-12-4 がいし及びがい管類 ..... 2-55  <b>第13節 接地材</b> ..... 2-55   </p>	<p>3-3-2 ケーブルラック ..... 2-14      3-3-3 防火区画の貫通部に用いる材料 ..... 2-14  <b>第4節 ブルボックス</b> ..... 2-15      3-4-1 ブルボックス ..... 2-15      3-4-2 アウトレットボックスなど ..... 2-15  <b>第5節 ハンドホール</b> ..... 2-15      3-5-1 プレキャストハンドホール ..... 2-16      3-5-2 現場打ちハンドホール ..... 2-16      3-5-3 ハンドホール鉄ふた ..... 2-16  <b>第6節 マンホール</b> ..... 2-16      3-6-1 ブロックマンホール ..... 2-16      3-6-2 現場打ちマンホール ..... 2-16      3-6-3 マンホール鉄ふた ..... 2-16  <b>第7節 照明器具</b> ..... 2-16      3-7-1 一般用照明器具 ..... 2-16      3-7-2 防災用照明器具 ..... 2-18      3-7-3 道路用照明器具 ..... 2-18      3-7-4 トンネル用照明器具 ..... 2-19      3-7-5 共同溝用照明器具 ..... 2-20  <b>第8節 照明用ポール</b> ..... 2-21      3-8-1 テーパーポール ..... 2-21      3-8-2 多目的照明ポール ..... 2-21  <b>第9節 引込用ポール</b> ..... 2-24      3-9-1 鋼管ポール ..... 2-24      3-9-2 電柱 ..... 2-24  <b>第10節 分電盤</b> ..... 2-24      3-10-1 一般事項 ..... 2-24      3-10-2 屋外用 ..... 2-26      3-10-3 屋内用 ..... 2-27      3-10-4 直流用 ..... 2-27  <b>第11節 端子盤・光成端箱</b> ..... 2-27      3-11-1 端子盤 ..... 2-27      3-11-2 光成端箱 ..... 2-28  <b>第12節 外線材料</b> ..... 2-28      3-12-1 電柱 ..... 2-28      3-12-2 装柱材料 ..... 2-28      3-12-3 鉄線類 ..... 2-28      3-12-4 がいし及びがい管類 ..... 2-28  <b>第13節 接地材</b> ..... 2-29   </p>	

現 行	改 定	適 用																																																																																																												
<p>第14節 避雷設備 ..... 2-■</p> <p><b>第3編 電気通信設備工事共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <table> <tr><td>1-1-1 用語の定義 .....</td><td>3-3</td></tr> <tr><td>1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書 .....</td><td>3-3</td></tr> <tr><td>1-1-3 工程表 .....</td><td>3-4</td></tr> <tr><td>1-1-4 担当技術者(業務) .....</td><td>3-4</td></tr> <tr><td>1-1-5 支給材料及び貸与物件 .....</td><td>3-4</td></tr> <tr><td>1-1-6 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等 .....</td><td>3-4</td></tr> <tr><td>1-1-7 数量の算出及び完成図 .....</td><td>3-11</td></tr> <tr><td>1-1-8 品質証明 .....</td><td>3-11</td></tr> <tr><td>1-1-9 工事完成図書の納品 .....</td><td>3-11</td></tr> <tr><td>1-1-10 技術検査 .....</td><td>3-12</td></tr> <tr><td>1-1-11 施工管理 .....</td><td>3-13</td></tr> <tr><td>1-1-12 工事中の安全確保 .....</td><td>3-13</td></tr> <tr><td>1-1-13 交通安全管理 .....</td><td>3-13</td></tr> <tr><td>1-1-14 工事測量 .....</td><td>3-14</td></tr> <tr><td>1-1-15 提出書類 .....</td><td>3-14</td></tr> <tr><td>1-1-16 創意工夫 .....</td><td>3-14</td></tr> <tr><td>1-1-17 そ の 他 開発局独自 .....</td><td>3-14</td></tr> </table> <p><b>第2章 共通土木工</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用 .....</td><td>3-15</td></tr> <tr><td>第2節 適用すべき諸基準 .....</td><td>3-15</td></tr> <tr><td>第3節 一般施工 .....</td><td>3-15</td></tr> <tr><td>第4節 土 工 .....</td><td>3-15</td></tr> <tr><td>第5節 無筋・鉄筋コンクリート .....</td><td>3-15</td></tr> <tr><td>第6節 作業土工(電気) .....</td><td>3-15</td></tr> <tr><td>第7節 車運搬処理工 .....</td><td>3-15</td></tr> </table> <p><b>第3章 設備の耐震据付基準</b></p> <table> <tr><td>第1節 設備の耐震据付基準 .....</td><td>3-17</td></tr> <tr><td>3-1-1 耐震施工 .....</td><td>3-17</td></tr> <tr><td>3-1-2 耐震据付設計基準 .....</td><td>3-18</td></tr> </table>	1-1-1 用語の定義 .....	3-3	1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書 .....	3-3	1-1-3 工程表 .....	3-4	1-1-4 担当技術者(業務) .....	3-4	1-1-5 支給材料及び貸与物件 .....	3-4	1-1-6 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等 .....	3-4	1-1-7 数量の算出及び完成図 .....	3-11	1-1-8 品質証明 .....	3-11	1-1-9 工事完成図書の納品 .....	3-11	1-1-10 技術検査 .....	3-12	1-1-11 施工管理 .....	3-13	1-1-12 工事中の安全確保 .....	3-13	1-1-13 交通安全管理 .....	3-13	1-1-14 工事測量 .....	3-14	1-1-15 提出書類 .....	3-14	1-1-16 創意工夫 .....	3-14	1-1-17 そ の 他 開発局独自 .....	3-14	第1節 通 用 .....	3-15	第2節 適用すべき諸基準 .....	3-15	第3節 一般施工 .....	3-15	第4節 土 工 .....	3-15	第5節 無筋・鉄筋コンクリート .....	3-15	第6節 作業土工(電気) .....	3-15	第7節 車運搬処理工 .....	3-15	第1節 設備の耐震据付基準 .....	3-17	3-1-1 耐震施工 .....	3-17	3-1-2 耐震据付設計基準 .....	3-18	<p>第14節 避雷設備 ..... 2-■</p> <p><b>第3編 電気通信設備工事共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <table> <tr><td>1-1-1 用語の定義 .....</td><td>3-3</td></tr> <tr><td>1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書 .....</td><td>3-3</td></tr> <tr><td>1-1-3 工程表 .....</td><td>3-4</td></tr> <tr><td>1-1-4 担当技術者(業務) .....</td><td>3-4</td></tr> <tr><td>1-1-5 支給材料及び貸与物件 .....</td><td>3-4</td></tr> <tr><td>1-1-6 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等 .....</td><td>3-4</td></tr> <tr><td>1-1-7 数量の算出及び完成図 .....</td><td>3-11</td></tr> <tr><td>1-1-8 品質証明 .....</td><td>3-11</td></tr> <tr><td>1-1-9 工事完成図書の納品 .....</td><td>3-11</td></tr> <tr><td>1-1-10 技術検査 .....</td><td>3-12</td></tr> <tr><td>1-1-11 施工管理 .....</td><td>3-13</td></tr> <tr><td>1-1-12 工事中の安全確保 .....</td><td>3-13</td></tr> <tr><td>1-1-13 交通安全管理 .....</td><td>3-14</td></tr> <tr><td>1-1-14 工事測量 .....</td><td>3-14</td></tr> <tr><td>1-1-15 提出書類 .....</td><td>3-14</td></tr> <tr><td>1-1-16 創意工夫 .....</td><td>3-14</td></tr> <tr><td>1-1-17 そ の 他 開発局独自 .....</td><td>3-15</td></tr> </table> <p><b>第2章 共通土木工</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用 .....</td><td>3-16</td></tr> <tr><td>第2節 適用すべき諸基準 .....</td><td>3-16</td></tr> <tr><td>第3節 一般施工 .....</td><td>3-16</td></tr> <tr><td>第4節 土 工 .....</td><td>3-16</td></tr> <tr><td>第5節 無筋・鉄筋コンクリート .....</td><td>3-16</td></tr> <tr><td>第6節 作業土工(電気) .....</td><td>3-16</td></tr> <tr><td>第7節 車運搬処理工 .....</td><td>3-17</td></tr> </table> <p><b>第3章 設備の耐震据付基準</b></p> <table> <tr><td>第1節 設備の耐震据付基準 .....</td><td>3-18</td></tr> <tr><td>3-1-1 耐震施工 .....</td><td>3-18</td></tr> <tr><td>3-1-2 耐震据付設計基準 .....</td><td>3-18</td></tr> </table>	1-1-1 用語の定義 .....	3-3	1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書 .....	3-3	1-1-3 工程表 .....	3-4	1-1-4 担当技術者(業務) .....	3-4	1-1-5 支給材料及び貸与物件 .....	3-4	1-1-6 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等 .....	3-4	1-1-7 数量の算出及び完成図 .....	3-11	1-1-8 品質証明 .....	3-11	1-1-9 工事完成図書の納品 .....	3-11	1-1-10 技術検査 .....	3-12	1-1-11 施工管理 .....	3-13	1-1-12 工事中の安全確保 .....	3-13	1-1-13 交通安全管理 .....	3-14	1-1-14 工事測量 .....	3-14	1-1-15 提出書類 .....	3-14	1-1-16 創意工夫 .....	3-14	1-1-17 そ の 他 開発局独自 .....	3-15	第1節 通 用 .....	3-16	第2節 適用すべき諸基準 .....	3-16	第3節 一般施工 .....	3-16	第4節 土 工 .....	3-16	第5節 無筋・鉄筋コンクリート .....	3-16	第6節 作業土工(電気) .....	3-16	第7節 車運搬処理工 .....	3-17	第1節 設備の耐震据付基準 .....	3-18	3-1-1 耐震施工 .....	3-18	3-1-2 耐震据付設計基準 .....	3-18	
1-1-1 用語の定義 .....	3-3																																																																																																													
1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書 .....	3-3																																																																																																													
1-1-3 工程表 .....	3-4																																																																																																													
1-1-4 担当技術者(業務) .....	3-4																																																																																																													
1-1-5 支給材料及び貸与物件 .....	3-4																																																																																																													
1-1-6 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等 .....	3-4																																																																																																													
1-1-7 数量の算出及び完成図 .....	3-11																																																																																																													
1-1-8 品質証明 .....	3-11																																																																																																													
1-1-9 工事完成図書の納品 .....	3-11																																																																																																													
1-1-10 技術検査 .....	3-12																																																																																																													
1-1-11 施工管理 .....	3-13																																																																																																													
1-1-12 工事中の安全確保 .....	3-13																																																																																																													
1-1-13 交通安全管理 .....	3-13																																																																																																													
1-1-14 工事測量 .....	3-14																																																																																																													
1-1-15 提出書類 .....	3-14																																																																																																													
1-1-16 創意工夫 .....	3-14																																																																																																													
1-1-17 そ の 他 開発局独自 .....	3-14																																																																																																													
第1節 通 用 .....	3-15																																																																																																													
第2節 適用すべき諸基準 .....	3-15																																																																																																													
第3節 一般施工 .....	3-15																																																																																																													
第4節 土 工 .....	3-15																																																																																																													
第5節 無筋・鉄筋コンクリート .....	3-15																																																																																																													
第6節 作業土工(電気) .....	3-15																																																																																																													
第7節 車運搬処理工 .....	3-15																																																																																																													
第1節 設備の耐震据付基準 .....	3-17																																																																																																													
3-1-1 耐震施工 .....	3-17																																																																																																													
3-1-2 耐震据付設計基準 .....	3-18																																																																																																													
1-1-1 用語の定義 .....	3-3																																																																																																													
1-1-2 請負代金内訳書及び工事費構成書 .....	3-3																																																																																																													
1-1-3 工程表 .....	3-4																																																																																																													
1-1-4 担当技術者(業務) .....	3-4																																																																																																													
1-1-5 支給材料及び貸与物件 .....	3-4																																																																																																													
1-1-6 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等 .....	3-4																																																																																																													
1-1-7 数量の算出及び完成図 .....	3-11																																																																																																													
1-1-8 品質証明 .....	3-11																																																																																																													
1-1-9 工事完成図書の納品 .....	3-11																																																																																																													
1-1-10 技術検査 .....	3-12																																																																																																													
1-1-11 施工管理 .....	3-13																																																																																																													
1-1-12 工事中の安全確保 .....	3-13																																																																																																													
1-1-13 交通安全管理 .....	3-14																																																																																																													
1-1-14 工事測量 .....	3-14																																																																																																													
1-1-15 提出書類 .....	3-14																																																																																																													
1-1-16 創意工夫 .....	3-14																																																																																																													
1-1-17 そ の 他 開発局独自 .....	3-15																																																																																																													
第1節 通 用 .....	3-16																																																																																																													
第2節 適用すべき諸基準 .....	3-16																																																																																																													
第3節 一般施工 .....	3-16																																																																																																													
第4節 土 工 .....	3-16																																																																																																													
第5節 無筋・鉄筋コンクリート .....	3-16																																																																																																													
第6節 作業土工(電気) .....	3-16																																																																																																													
第7節 車運搬処理工 .....	3-17																																																																																																													
第1節 設備の耐震据付基準 .....	3-18																																																																																																													
3-1-1 耐震施工 .....	3-18																																																																																																													
3-1-2 耐震据付設計基準 .....	3-18																																																																																																													

現 行	改 定	適 用
<p><b>第4章 共通設備工</b></p> <p>第1節 通用 ..... 3-22</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 ..... 3-27</p> <p>第3節 一般事項 ..... 3-27</p> <p>4-3-1 一般事項 ..... 3-27</p> <p>4-3-2 各種設備等の包装・運搬 ..... 3-27</p> <p>4-3-3 各種設備等の据付 ..... 3-28</p> <p>4-3-4 各種設備等の調整 ..... 3-29</p> <p>4-3-5 各種設備等の撤去 ..... 3-29</p> <p>第4節 共通事項 ..... 3-30</p> <p>4-4-1 防火区画等の貫通 ..... 3-30</p> <p>4-4-2 延焼防止処置を要する床貫通 ..... 3-30</p> <p>4-4-3 外壁貫通の管路 ..... 3-30</p> <p>第5節 配管・配線工 ..... 3-30</p> <p>4-5-1 地中配管 ..... 3-30</p> <p>4-5-2 屋内露出配管敷設 ..... 3-31</p> <p>4-5-3 屋外露出配管敷設 ..... 3-31</p> <p>4-5-4 地中配線 ..... 3-31</p> <p>4-5-5 屋内配線 ..... 3-31</p> <p>4-5-6 屋外配線 ..... 3-31</p> <p>4-5-7 架空配線 ..... 3-31</p> <p>4-5-8 電力ケーブル端末処理 ..... 3-48</p> <p>4-5-9 電力ケーブル接続 ..... 3-48</p> <p>4-5-10 コンクリート穴あけ・はつり ..... 3-49</p> <p>4-5-11 作業土工(電気) ..... 3-49</p> <p>4-5-12 施連搬処理 ..... 3-49</p> <p>第6節 配線器具設置工 ..... 3-49</p> <p>4-6-1 ダクト取付 ..... 3-49</p> <p>4-6-2 ケーブルラック設置 ..... 3-50</p> <p>第7節 通信配線工 ..... 3-50</p> <p>4-7-1 給電源敷設 ..... 3-50</p> <p>4-7-2 電線・ケーブル敷設 ..... 3-50</p> <p>4-7-3 通信架空配線 ..... 3-50</p> <p>4-7-4 通信ケーブル接続 ..... 3-50</p> <p>4-7-5 UTPケーブル敷設 ..... 3-50</p> <p>第8節 光ケーブル敷設工 ..... 3-51</p> <p>4-8-1 一般事項 ..... 3-51</p> <p>4-8-2 光ケーブル地中配線 ..... 3-51</p> <p><b>第4章 共通設備工</b></p> <p>第1節 通用 ..... 3-29</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 ..... 3-29</p> <p>第3節 一般事項 ..... 3-29</p> <p>4-3-1 一般事項 ..... 3-29</p> <p>4-3-2 各種設備等の包装・運搬 ..... 3-29</p> <p>4-3-3 各種設備等の据付 ..... 3-29</p> <p>4-3-4 各種設備等の落下防止 ..... 3-32</p> <p>4-3-5 各種設備等の調整 ..... 3-32</p> <p>4-3-6 各種設備等の撤去 ..... 3-32</p> <p>第4節 共通事項 ..... 3-32</p> <p>4-4-1 防火区画等の貫通 ..... 3-32</p> <p>4-4-2 延焼防止処置を要する床貫通 ..... 3-33</p> <p>4-4-3 外壁貫通の管路 ..... 3-33</p> <p>4-4-4 装材の落下防止 ..... 3-33</p> <p>第5節 配管・配線工 ..... 3-33</p> <p>4-5-1 地中配管 ..... 3-33</p> <p>4-5-2 屋内露出配管敷設 ..... 3-34</p> <p>4-5-3 屋外露出配管敷設 ..... 3-37</p> <p>4-5-4 地中配線 ..... 3-38</p> <p>4-5-5 屋内配線 ..... 3-39</p> <p>4-5-6 屋外配線 ..... 3-43</p> <p>4-5-7 架空配線 ..... 3-43</p> <p>4-5-8 電力ケーブル端末処理 ..... 3-51</p> <p>4-5-9 電力ケーブル接続 ..... 3-51</p> <p>4-5-10 コンクリート穴あけ・はつり ..... 3-52</p> <p>4-5-11 作業土工(電気) ..... 3-52</p> <p>4-5-12 施連搬処理 ..... 3-52</p> <p>第6節 配線器具設置工 ..... 3-52</p> <p>4-6-1 ダクト取付 ..... 3-52</p> <p>4-6-2 ケーブルラック設置 ..... 3-55</p> <p>第7節 通信配線工 ..... 3-56</p> <p>4-7-1 給電源敷設 ..... 3-56</p> <p>4-7-2 電線・ケーブル敷設 ..... 3-58</p> <p>4-7-3 通信架空配線 ..... 3-59</p> <p>4-7-4 通信ケーブル接続 ..... 3-61</p> <p>4-7-5 UTPケーブル敷設 ..... 3-62</p> <p>第8節 光ケーブル敷設工 ..... 3-63</p> <p>4-8-1 一般事項 ..... 3-63</p> <p>4-8-2 光ケーブル地中配線 ..... 3-63</p>		

## 北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>4-8-3 光ケーブル屋内配線 ..... 3-64          4-8-4 光ケーブル屋外配線 ..... 3-65          4-8-5 光ケーブル架空配線 ..... 3-65          4-8-6 光ケーブル接続 ..... 3-65  <b>第9節 ハンドホール設置工</b> ..... 3-64          4-9-1 ハンドホール設置工 ..... 3-64          4-9-2 作業土工(電気) ..... 3-64  <b>第10節 ブルボックス設置工</b> ..... 3-65          4-10-1 ブルボックス設置 ..... 3-65          4-10-2 オートレットボックス設置 ..... 3-65          4-10-3 プラスチックボックス等取付 ..... 3-65  <b>第11節 分電盤設置工</b> ..... 3-65          4-11-1 自立型分電盤取付 ..... 3-65          4-11-2 分電盤取付 ..... 3-65          4-11-3 分電盤基礎工 ..... 3-65  <b>第12節 引込柱設置工</b> ..... 3-65          4-12-1 コンクリート柱建柱 ..... 3-65          4-12-2 支線取付 ..... 3-65          4-12-3 脱金取付 ..... 3-65          4-12-4 引込柱基礎工 ..... 3-65  <b>第13節 支柱設置工</b> ..... 3-65          4-13-1 支柱設置工 ..... 3-65          4-13-2 支柱基礎工 ..... 3-65  <b>第14節 通信線柱設置工</b> ..... 3-65          4-14-1 コンクリート柱建柱 ..... 3-65          4-14-2 鋼板組立柱建柱 ..... 3-65          4-14-3 支線取付 ..... 3-65          4-14-4 脱金取付 ..... 3-65          4-14-5 作業土工(電気) ..... 3-65  <b>第15節 雷保護設備工</b> ..... 3-65          4-15-1 避雷針設置 ..... 3-65          4-15-2 避雷器設置 ..... 3-65  <b>第16節 接地設置工</b> ..... 3-65          4-16-1 接地 線 ..... 3-65          4-16-2 A種接地工事の電気工作物 ..... 3-65          4-16-3 B種接地工事の電気工作物 ..... 3-65          4-16-4 C種接地工事の電気工作物 ..... 3-65          4-16-5 D種接地工事の電気工作物 ..... 3-65          4-16-6 C種またはD種接地工事の特例 ..... 3-65          4-16-7 C種接地をD種接地にする条件 ..... 3-65</p>	<p>4-8-3 光ケーブル屋内配線 ..... 3-64          4-8-4 光ケーブル屋外配線 ..... 3-65          4-8-5 光ケーブル架空配線 ..... 3-65          4-8-6 光ケーブル接続 ..... 3-65  <b>第9節 ハンドホール設置工</b> ..... 3-67          4-9-1 ハンドホール設置工 ..... 3-67          4-9-2 作業土工(電気) ..... 3-67  <b>第10節 ブルボックス設置工</b> ..... 3-68          4-10-1 ブルボックス設置 ..... 3-68          4-10-2 オートレットボックス設置 ..... 3-68          4-10-3 プラスチックボックス等取付 ..... 3-70  <b>第11節 分電盤設置工</b> ..... 3-70          4-11-1 自立型分電盤取付 ..... 3-70          4-11-2 分電盤取付 ..... 3-71          4-11-3 分電盤基礎工 ..... 3-72  <b>第12節 引込柱設置工</b> ..... 3-73          4-12-1 コンクリート柱建柱 ..... 3-73          4-12-2 支線取付 ..... 3-73          4-12-3 脱金取付 ..... 3-74          4-12-4 引込柱基礎工 ..... 3-74  <b>第13節 支柱設置工</b> ..... 3-75          4-13-1 支柱設置工 ..... 3-75          4-13-2 支柱基礎工 ..... 3-75  <b>第14節 通信線柱設置工</b> ..... 3-75          4-14-1 コンクリート柱建柱 ..... 3-75          4-14-2 鋼板組立柱建柱 ..... 3-75          4-14-3 支線取付 ..... 3-75          4-14-4 脱金取付 ..... 3-75          4-14-5 作業土工(電気) ..... 3-75  <b>第15節 雷保護設備工</b> ..... 3-76          4-15-1 雷保護システム(LPS)設置 ..... 3-76          4-15-2 避雷器設置 ..... 3-77  <b>第16節 接地設置工</b> ..... 3-78          4-16-1 接地 線 ..... 3-78          4-16-2 A種接地工事の電気工作物 ..... 3-78          4-16-3 B種接地工事の電気工作物 ..... 3-78          4-16-4 C種接地工事の電気工作物 ..... 3-79          4-16-5 D種接地工事の電気工作物 ..... 3-80          4-16-6 C種またはD種接地工事の特例 ..... 3-81          4-16-7 C種接地をD種接地にする条件 ..... 3-81</p>	

## 北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>4-16-8 照明器具の接地 ..... 3-79          4-16-9 A種及びB種接地の施工方法 ..... 3-79          4-16-10 C種及びD種接地の施工方法 ..... 3-80          4-16-11 避雷設備の接地との離隔 ..... 3-80          4-16-12 接地極位置などの表示 ..... 3-80</p> <p><b>第17節 塗 装 工</b> ..... 3-80</p> <p>4-17-1 一般事項 ..... 3-80          4-17-2 塗 装 ..... 3-81</p> <p><b>第18節 撤 去</b> ..... 3-84</p> <p>4-18-1 一般事項 ..... 3-84          4-18-2 <del>在庫物</del>の管理及び処理 ..... 3-85</p>	<p>4-16-8 照明器具の接地 ..... 3-82          4-16-9 A種及びB種接地の施工方法 ..... 3-82          4-16-10 C種及びD種接地の施工方法 ..... 3-83          4-16-11 避雷設備の接地との等電位ボンディング ..... 3-83          4-16-12 接地極位置などの表示 ..... 3-83</p> <p><b>第17節 塗 装 工</b> ..... 3-83</p> <p>4-17-1 一般事項 ..... 3-83          4-17-2 塗 装 ..... 3-84</p> <p><b>第18節 撤 去</b> ..... 3-84</p> <p>4-18-1 一般事項 ..... 3-84          4-18-2 <del>産業廃棄物</del>の管理及び処理 ..... 3-85</p>	

現 行	改 定	適 用
<b>第4編 電気設備編</b>  <b>第1章 総則</b> 第1節 適用 ..... 4-3 第2節 適用すべき諸基準 ..... 4-3  <b>第2章 受変電設備</b> 第1節 適用 ..... 4-4 第2節 特別高圧受変電設備設置工 ..... 4-4 2-2-1 受電方式 ..... 4-4 2-2-2 屋外オープン型設置(屋外構構) ..... 4-4 2-2-3 屋内(屋外)キューピタル型設置 ..... 4-5 2-2-4 特高受変電設備据付 ..... 4-5 2-2-5 特高受変電設備調整 ..... 4-5 第3節 高圧受変電設備設置工 ..... 4-5 2-3-1 引込設備据付 ..... 4-5 2-3-2 機材の取付けなど ..... 4-5 2-3-3 高圧受変電設備据付 ..... 4-6 2-3-4 高圧受変電設備調整 ..... 4-6 第4節 低圧受変電設備設置工 ..... 4-6 2-4-1 引込設備設置 ..... 4-6 2-4-2 耐雷トランクス据付 ..... 4-6 2-4-3 低圧受変電設備据付 ..... 4-6 第5節 受変電用監視制御設備設置工 ..... 4-6 2-5-1 監視制御装置据付 ..... 4-6 2-5-2 監視制御装置調整 ..... 4-6 第6節 受変電設備基礎工 ..... 4-6  <b>第3章 電源設備</b> 第1節 適用 ..... 4-7 第2節 発電設備設置工 ..... 4-7 3-2-1 発動発電設備据付 ..... 4-7 3-2-2 発動発電設備調整 ..... 4-8 3-2-3 簡易型発動発電設備据付 ..... 4-8 3-2-4 簡易型発動発電設備調整 ..... 4-8 3-2-5 配管 ..... 4-8 3-2-6 配線 ..... 4-13	<b>第4編 電気設備編</b>  <b>第1章 総則</b> 第1節 適用 ..... 4-3 第2節 適用すべき諸基準 ..... 4-3  <b>第2章 受変電設備</b> 第1節 適用 ..... 4-4 第2節 特別高圧受変電設備設置工 ..... 4-4 2-2-1 受電方式 ..... 4-4 2-2-2 屋外オープン型設置(屋外構構) ..... 4-4 2-2-3 屋内(屋外)キューピタル型設置 ..... 4-5 2-2-4 特高受変電設備据付 ..... 4-5 2-2-5 特高受変電設備調整 ..... 4-5 第3節 高圧受変電設備設置工 ..... 4-5 2-3-1 引込設備据付 ..... 4-5 2-3-2 機材の取付けなど ..... 4-5 2-3-3 高圧受変電設備据付 ..... 4-6 2-3-4 高圧受変電設備調整 ..... 4-6 第4節 低圧受変電設備設置工 ..... 4-6 2-4-1 引込設備設置 ..... 4-6 2-4-2 耐雷トランクス据付 ..... 4-6 2-4-3 低圧受変電設備据付 ..... 4-6 第5節 受変電用監視制御設備設置工 ..... 4-6 2-5-1 監視制御装置据付 ..... 4-6 2-5-2 監視制御装置調整 ..... 4-6 第6節 受変電設備基礎工 ..... 4-6  <b>第3章 電源設備</b> 第1節 適用 ..... 4-7 第2節 発電設備設置工 ..... 4-7 3-2-1 発動発電設備据付 ..... 4-7 3-2-2 発動発電設備調整 ..... 4-8 3-2-3 簡易型発動発電設備据付 ..... 4-8 3-2-4 簡易型発動発電設備調整 ..... 4-8 3-2-5 配管 ..... 4-8 3-2-6 配線 ..... 4-13	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p><b>第3節 無停電電源設備設置工</b> ..... 4-13      3-3-1 無停電電源装置据付 ..... 4-13      3-3-2 無停電電源装置調整 ..... 4-14      3-3-3 小容量無停電電源装置据付 ..... 4-14      3-3-4 蓄電池据付 ..... 4-14</p> <p><b>第4節 直流電源設備設置工</b> ..... 4-14      3-4-1 直流電源装置据付 ..... 4-14      3-4-2 直流電源装置調整 ..... 4-14      3-4-3 蓄電池据付 ..... 4-14</p> <p><b>第5節 停電対策用電源設備設置工</b> ..... 4-14      3-5-1 停電対策用電源装置据付 ..... 4-14      3-5-2 停電対策用電源装置調整 ..... 4-14      3-5-3 蓄電池据付 ..... 4-14</p> <p><b>第6節 管理用水力発電設備設置工</b> ..... 4-15      3-6-1 管理用水力発電設備据付 ..... 4-15      3-6-2 管理用水力発電設備調整 ..... 4-15      3-6-3 配管 ..... 4-15</p> <p><b>第7節 新エネルギー電源設備設置工</b> ..... 4-16      3-7-1 太陽光発電設備据付 ..... 4-16      3-7-2 太陽光発電設備調整 ..... 4-16      3-7-3 風力発電設備据付 ..... 4-16      3-7-4 風力発電設備調整 ..... 4-17      3-7-5 燃料電池発電設備据付 ..... 4-17      3-7-6 燃料電池発電設備調整 ..... 4-17      3-7-7 マイクロ水力発電設備据付 ..... 4-17      3-7-8 マイクロ水力発電設備調整 ..... 4-17</p> <p><b>第4章 排水機場電気設備</b>  <b>第1節 通 用</b> ..... 4-18</p> <p><b>第5章 地下駐車場電気設備</b>  <b>第1節 通 用</b> ..... 4-19  <b>第2節 電灯設備設置工</b> ..... 4-19      5-2-1 照明器具取付 ..... 4-19      5-2-2 コンセント取付 ..... 4-19      5-2-3 非常用照明取付 ..... 4-19  <b>第3節 動力設備設置工</b> ..... 4-19      5-3-1 動力設備取付 ..... 4-19  <b>第4節 放送設備設置工</b> ..... 4-20      5-4-1 放送装置 ..... 4-20</p>	<p><b>第3節 無停電電源設備設置工</b> ..... 4-13      3-3-1 無停電電源装置据付 ..... 4-13      3-3-2 無停電電源装置調整 ..... 4-14      3-3-3 小容量無停電電源装置据付 ..... 4-14      3-3-4 蓄電池据付 ..... 4-14</p> <p><b>第4節 直流電源設備設置工</b> ..... 4-14      3-4-1 直流電源装置据付 ..... 4-14      3-4-2 直流電源装置調整 ..... 4-14      3-4-3 蓄電池据付 ..... 4-14</p> <p><b>第5節 停電対策用電源設備設置工</b> ..... 4-14      3-5-1 停電対策用電源装置据付 ..... 4-14      3-5-2 停電対策用電源装置調整 ..... 4-15      3-5-3 蓄電池据付 ..... 4-15</p> <p><b>第6節 管理用水力発電設備設置工</b> ..... 4-15      3-6-1 管理用水力発電設備据付 ..... 4-15      3-6-2 管理用水力発電設備調整 ..... 4-15      3-6-3 配管 ..... 4-15</p> <p><b>第7節 新エネルギー電源設備設置工</b> ..... 4-16      3-7-1 太陽光発電設備据付 ..... 4-16      3-7-2 太陽光発電設備調整 ..... 4-16      3-7-3 風力発電設備据付 ..... 4-16      3-7-4 風力発電設備調整 ..... 4-17      3-7-5 燃料電池発電設備据付 ..... 4-17      3-7-6 燃料電池発電設備調整 ..... 4-17      3-7-7 マイクロ水力発電設備据付 ..... 4-17      3-7-8 マイクロ水力発電設備調整 ..... 4-18</p> <p><b>第4章 排水機場電気設備</b>  <b>第1節 通 用</b> ..... 4-19</p> <p><b>第5章 地下駐車場電気設備</b>  <b>第1節 通 用</b> ..... 4-20  <b>第2節 電灯設備設置工</b> ..... 4-20      5-2-1 照明器具取付 ..... 4-20      5-2-2 コンセント取付 ..... 4-20      5-2-3 非常用照明取付 ..... 4-20  <b>第3節 動力設備設置工</b> ..... 4-21      5-3-1 動力設備取付 ..... 4-21  <b>第4節 放送設備設置工</b> ..... 4-21      5-4-1 放送装置 ..... 4-21</p>	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>5-4-2 スピーカ ..... 4-20      5-4-3 配 線 ..... 4-20  <b>第5節 インターホン設備設置工</b> ..... 4-21      5-5-1 インターホン設備設置 ..... 4-21  <b>第6節 テレビ共聴設備設置工</b> ..... 4-22      5-6-1 テレビ共聴設備設置 ..... 4-22  <b>第7節 身体障害者警報設備設置工</b> ..... 4-22      5-7-1 身体障害者警報設備設置 ..... 4-22  <b>第8節 自動火災報知設備設置工</b> ..... 4-22      5-8-1 自動火災報知設備設置 ..... 4-22  <b>第9節 駐車場管制設備設置工</b> ..... 4-22      5-9-1 管理システム設置 ..... 4-22      5-9-2 料金システム設置 ..... 4-22      5-9-3 案内・誘導システム設置 ..... 4-22      5-9-4 在庫システム設置 ..... 4-22</p> <p><b>第6章 配電線設備</b></p> <p><b>第1節 適 用</b> ..... 4-24  <b>第2節 配電線設備設置工</b> ..... 4-24      6-2-1 コンクリート柱建柱 ..... 4-24      6-2-2 鋼板組立柱建柱 ..... 4-24      6-2-3 支導取付 ..... 4-24      6-2-4 脇木・腕金取付 ..... 4-24      6-2-5 変台装置取付 ..... 4-24      6-2-6 変圧器据付 ..... 4-24      6-2-7 高圧コンデンサ据付 ..... 4-25      6-2-8 保護線据付 ..... 4-25      6-2-9 保護網据付 ..... 4-25      6-2-10 作業土工（電気） ..... 4-25      6-2-11 肥運搬処理 ..... 4-25</p> <p><b>第7章 道路照明設備</b></p> <p><b>第1節 適 用</b> ..... 4-26  <b>第2節 道路照明設備設置工</b> ..... 4-26      7-2-1 道路照明灯設置 ..... 4-26      7-2-2 照明器具取付 ..... 4-27      7-2-3 照明制御盤などの取付 ..... 4-27  <b>第3節 サービスエリア照明設備設置工</b> ..... 4-27      7-3-1 サービスエリア照明灯設置 ..... 4-27      7-3-2 サービスエリア照明器具取付 ..... 4-27</p>	<p>5-4-2 スピーカ ..... 4-21      5-4-3 配 線 ..... 4-21  <b>第5節 インターホン設備設置工</b> ..... 4-22      5-5-1 インターホン設備設置 ..... 4-22  <b>第6節 テレビ共聴設備設置工</b> ..... 4-22      5-6-1 テレビ共聴設備設置 ..... 4-22  <b>第7節 身体障害者警報設備設置工</b> ..... 4-22      5-7-1 身体障害者警報設備設置 ..... 4-22  <b>第8節 自動火災報知設備設置工</b> ..... 4-22      5-8-1 自動火災報知設備設置 ..... 4-22  <b>第9節 駐車場管制設備設置工</b> ..... 4-22      5-9-1 管理システム設置 ..... 4-22      5-9-2 料金システム設置 ..... 4-22      5-9-3 案内・誘導システム設置 ..... 4-22      5-9-4 在庫システム設置 ..... 4-22</p> <p><b>第6章 配電線設備</b></p> <p><b>第1節 適 用</b> ..... 4-24  <b>第2節 配電線設備設置工</b> ..... 4-24      6-2-1 コンクリート柱建柱 ..... 4-24      6-2-2 鋼板組立柱建柱 ..... 4-24      6-2-3 支導取付 ..... 4-24      6-2-4 脇木・腕金取付 ..... 4-24      6-2-5 変台装置取付 ..... 4-24      6-2-6 変圧器据付 ..... 4-24      6-2-7 高圧コンデンサ据付 ..... 4-26      6-2-8 保護線据付 ..... 4-26      6-2-9 保護網据付 ..... 4-26      6-2-10 作業土工（電気） ..... 4-26      6-2-11 肥運搬処理 ..... 4-26</p> <p><b>第7章 道路照明設備</b></p> <p><b>第1節 適 用</b> ..... 4-27  <b>第2節 道路照明設備設置工</b> ..... 4-27      7-2-1 道路照明灯設置 ..... 4-27      7-2-2 照明器具取付 ..... 4-28      7-2-3 照明制御盤などの取付 ..... 4-28  <b>第3節 サービスエリア照明設備設置工</b> ..... 4-28      7-3-1 サービスエリア照明灯設置 ..... 4-28      7-3-2 サービスエリア照明器具取付 ..... 4-28</p>	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>7-3-3 照明制御盤などの取付 ..... 4-27</p> <b>第4節 歩道（橋）照明設備設置工</b> ..... 4-27 7-4-1 歩道（橋）照明灯設置 ..... 4-27 7-4-2 歩道（橋）照明器具取付 ..... 4-27 7-4-3 照明制御盤などの取付 ..... 4-27 <b>第5節 照明灯基礎設置工</b> ..... 4-27 7-5-1 照明灯基礎設置 ..... 4-27 <b>第6節 視線誘導灯設置工</b> ..... 4-28 7-6-1 プリンカーライト設置 ..... 4-28 7-6-2 視線誘導灯設置 ..... 4-28 <b>第7節 視線誘導灯基礎設置工</b> ..... 4-28 7-7-1 視線誘導灯基礎設置 ..... 4-28	<p>7-3-3 照明制御盤などの取付 ..... 4-28</p> <b>第4節 歩道（橋）照明設備設置工</b> ..... 4-28 7-4-1 歩道（橋）照明灯設置 ..... 4-28 7-4-2 歩道（橋）照明器具取付 ..... 4-28 7-4-3 照明制御盤などの取付 ..... 4-28 <b>第5節 照明灯基礎設置工</b> ..... 4-29 7-5-1 照明灯基礎設置 ..... 4-29 <b>第6節 視線誘導灯設置工</b> ..... 4-29 7-6-1 プリンカーライト設置 ..... 4-29 7-6-2 視線誘導灯設置 ..... 4-29 <b>第7節 視線誘導灯基礎設置工</b> ..... 4-29 7-7-1 視線誘導灯基礎設置 ..... 4-29	
<b>第8章 トンネル照明設備</b> <p>第1節 通 用 ..... 4-29</p> <p>第2節 トンネル照明設備設置工 ..... 4-29</p> 8-2-1 坑口照明灯設置 ..... 4-29 8-2-2 坑口照明器具取付 ..... 4-29 8-2-3 トンネル照明器具取付 ..... 4-29 8-2-4 照明制御盤などの取付 ..... 4-29 <p>第3節 アンダーバス照明設備設置工 ..... 4-30</p> 8-3-1 アンダーバス照明器具取付 ..... 4-30 8-3-2 照明制御盤などの取付 ..... 4-30 <p>第4節 地下道照明設備設置工 ..... 4-30</p> 8-4-1 地下道照明器具設置 ..... 4-30 8-4-2 照明制御盤などの取付 ..... 4-31 <p>第5節 照明灯基礎設置工 ..... 4-31</p> 8-5-1 照明灯基礎設置 ..... 4-31 <p>第6節 雜工（電気） ..... 4-31</p> 8-6-1 はつり工 ..... 4-31 8-6-2 モルタル工 ..... 4-31 8-6-3 膜運搬処理 ..... 4-31	<b>第8章 トンネル照明設備</b> <p>第1節 通 用 ..... 4-30</p> <p>第2節 トンネル照明設備設置工 ..... 4-30</p> 8-2-1 坑口照明灯設置 ..... 4-30 8-2-2 坑口照明器具取付 ..... 4-30 8-2-3 トンネル照明器具取付 ..... 4-30 8-2-4 照明制御盤などの取付 ..... 4-31 <p>第3節 アンダーバス照明設備設置工 ..... 4-31</p> 8-3-1 アンダーバス照明器具取付 ..... 4-31 8-3-2 照明制御盤などの取付 ..... 4-31 <p>第4節 地下道照明設備設置工 ..... 4-31</p> 8-4-1 地下道照明器具設置 ..... 4-31 8-4-2 照明制御盤などの取付 ..... 4-32 <p>第5節 照明灯基礎設置工 ..... 4-32</p> 8-5-1 照明灯基礎設置 ..... 4-32 <p>第6節 雜工（電気） ..... 4-32</p> 8-6-1 はつり工 ..... 4-32 8-6-2 モルタル工 ..... 4-32 8-6-3 膜運搬処理 ..... 4-32	
<b>第9章 施設照明設備</b> <p>第1節 通 用 ..... 4-32</p> <p>第2節 ダム照明設備設置工 ..... 4-32</p> 9-2-1 ダム照明灯設置 ..... 4-32 9-2-2 照明器具取付 ..... 4-32 9-2-3 照明制御盤などの取付 ..... 4-32 9-2-4 照明灯基礎設置 ..... 4-32	<b>第9章 施設照明設備</b> <p>第1節 通 用 ..... 4-33</p> <p>第2節 ダム照明設備設置工 ..... 4-33</p> 9-2-1 ダム照明灯設置 ..... 4-33 9-2-2 照明器具取付 ..... 4-33 9-2-3 照明制御盤などの取付 ..... 4-33 9-2-4 照明灯基礎設置 ..... 4-33	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p><b>第3節 地下道（監査廊）等照明設備設置工</b> ..... 4-22            9-3-1 地下道（監査廊）等照明灯設置 ..... 4-22            9-3-2 照明器具取付 ..... 4-22            9-3-3 照明制御盤などの取付 ..... 4-23  <b>第4節 河川照明設備設置工</b> ..... 4-23  <b>第5節 公園照明設備設置工</b> ..... 4-23            9-5-1 照明等器具取付（屋内） ..... 4-23            9-5-2 照明等器具取付（屋外） ..... 4-24</p> <p><b>第10章 共同溝附帯設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 4-35  <b>第2節 共同溝附帯設備設置工</b> ..... 4-36            10-2-1 一般事項 ..... 4-36            10-2-2 可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設 ..... 4-36  <b>第3節 共同溝引込設備設置工</b> ..... 4-36            10-3-1 引込配電塔設置 ..... 4-36            10-3-2 壁類設置 ..... 4-36            10-3-3 配線ダクト据付 ..... 4-36            10-3-4 はつきり ..... 4-36  <b>第4節 共同溝照明設備設置工</b> ..... 4-36            10-4-1 照明器具取付 ..... 4-36            10-4-2 配線器具取付 ..... 4-36  <b>第5節 共同溝排水設備設置工</b> ..... 4-36            10-5-1 排水ポンプ据付 ..... 4-36            10-5-2 納排水管敷設 ..... 4-37            10-5-3 配線器具取付 ..... 4-37  <b>第6節 共同溝換気設備設置工</b> ..... 4-37            10-6-1 換気ファン取付 ..... 4-37            10-6-2 吸音板据付 ..... 4-37            10-6-3 静圧調整板設置 ..... 4-38            10-6-4 遠方操作盤据付 ..... 4-38            10-6-5 配線器具取付 ..... 4-38  <b>第7節 共同溝監視制御設備設置工</b> ..... 4-38            10-7-1 監視盤据付 ..... 4-38            10-7-2 監視盤調整 ..... 4-38            10-7-3 火災報知設備据付 ..... 4-38            10-7-4 火災報知設備調整 ..... 4-38            10-7-5 火災感知設備据付 ..... 4-38            10-7-6 火災感知設備調整 ..... 4-38            10-7-7 ガス機器取付 ..... 4-38</p>	<p><b>第3節 地下道（監査廊）等照明設備設置工</b> ..... 4-33            9-3-1 地下道（監査廊）等照明灯設置 ..... 4-33            9-3-2 照明器具取付 ..... 4-33            9-3-3 照明制御盤などの取付 ..... 4-34  <b>第4節 河川照明設備設置工</b> ..... 4-34  <b>第5節 公園照明設備設置工</b> ..... 4-34            9-5-1 照明等器具取付（屋内） ..... 4-34            9-5-2 照明等器具取付（屋外） ..... 4-35</p> <p><b>第10章 共同溝附帯設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 4-36  <b>第2節 共同溝附帯設備設置工</b> ..... 4-36            10-2-1 一般事項 ..... 4-36            10-2-2 可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設 ..... 4-36  <b>第3節 共同溝引込設備設置工</b> ..... 4-36            10-3-1 引込配電塔設置 ..... 4-36            10-3-2 壁類設置 ..... 4-37            10-3-3 配線ダクト据付 ..... 4-37            10-3-4 はつきり ..... 4-37  <b>第4節 共同溝照明設備設置工</b> ..... 4-37            10-4-1 照明器具取付 ..... 4-37            10-4-2 配線器具取付 ..... 4-37  <b>第5節 共同溝排水設備設置工</b> ..... 4-37            10-5-1 排水ポンプ据付 ..... 4-37            10-5-2 納排水管敷設 ..... 4-38            10-5-3 配線器具取付 ..... 4-38  <b>第6節 共同溝換気設備設置工</b> ..... 4-38            10-6-1 換気ファン取付 ..... 4-38            10-6-2 吸音板据付 ..... 4-38            10-6-3 静圧調整板設置 ..... 4-39            10-6-4 遠方操作盤据付 ..... 4-39            10-6-5 配線器具取付 ..... 4-39  <b>第7節 共同溝監視制御設備設置工</b> ..... 4-39            10-7-1 監視盤据付 ..... 4-39            10-7-2 監視盤調整 ..... 4-39            10-7-3 火災報知設備据付 ..... 4-39            10-7-4 火災報知設備調整 ..... 4-39            10-7-5 火災感知設備据付 ..... 4-39            10-7-6 火災感知設備調整 ..... 4-39            10-7-7 ガス機器取付 ..... 4-39</p>	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>10-7-8 配線器具取付 ..... 4-38</p> <p><b>第8節 共同溝標識設備設置工</b> ..... 4-39</p> <p>10-8-1 共同溝標識設置 ..... 4-39</p> <p><b>第9節 配 線</b> ..... 4-39</p> <p>10-9-1 一般事項 ..... 4-39</p> <p>10-9-2 可燃性のガス等の存在する場所の低圧配線 ..... 4-39</p> <p><b>第11章 水処理設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 4-40</p> <p><b>第12章 道路融雪設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 4-41</p> <p><b>第2節 道路ヒーティング設備設置工</b> ..... 4-41</p> <p>12-2-1 一般事項 ..... 4-41</p> <p>12-2-2 凍結検知装置据付 ..... 4-41</p> <p>12-2-3 凍結検知装置調整 ..... 4-41</p> <p>12-2-4 ヒーティングユニット敷設 ..... 4-41</p> <p><b>第3節 道路消雪ポンプ設備設置工</b> ..... 4-42</p> <p>12-3-1 一般事項 ..... 4-42</p> <p>12-3-2 道路消雪ポンプ盤据付 ..... 4-42</p> <p>12-3-3 道路消雪ポンプ盤調整 ..... 4-42</p> <p>12-3-4 降雪検知器据付 ..... 4-42</p> <p>12-3-5 降雪検知器調整 ..... 4-42</p> <p>12-3-6 遠隔制御装置据付 ..... 4-42</p> <p>12-3-7 遠隔制御装置調整 ..... 4-42</p> <p>12-3-8 操作盤据付 ..... 4-42</p> <p>12-3-9 操作盤調整 ..... 4-42</p> <p>12-3-10 機側操作盤据付 ..... 4-42</p> <p>12-3-11 機側操作盤調整 ..... 4-42</p> <p>12-3-12 開閉器盤据付 ..... 4-42</p> <p>12-3-13 開閉器盤調整 ..... 4-42</p> <p><b>第4節 道路消雪ポンプ設備基礎工</b> ..... 4-43</p> <p><b>第13章 道路照明維持補修</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 4-44</p> <p><b>第2節 道路照明維持工</b> ..... 4-44</p> <p>13-2-1 一般事項 ..... 4-44</p> <p><b>第3節 道路照明修繕工</b> ..... 4-44</p> <p>13-3-1 一般事項 ..... 4-44</p>	<p>10-7-8 配線器具取付 ..... 4-40</p> <p><b>第8節 共同溝標識設備設置工</b> ..... 4-40</p> <p>10-8-1 共同溝標識設置 ..... 4-40</p> <p><b>第9節 配 線</b> ..... 4-40</p> <p>10-9-1 一般事項 ..... 4-40</p> <p>10-9-2 可燃性のガス等の存在する場所の低圧配線 ..... 4-40</p> <p><b>第11章 水処理設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 4-41</p> <p><b>第12章 道路融雪設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 4-42</p> <p><b>第2節 道路ヒーティング設備設置工</b> ..... 4-42</p> <p>12-2-1 一般事項 ..... 4-42</p> <p>12-2-2 凍結検知装置据付 ..... 4-42</p> <p>12-2-3 凍結検知装置調整 ..... 4-42</p> <p>12-2-4 ヒーティングユニット敷設 ..... 4-42</p> <p><b>第3節 道路消雪ポンプ設備設置工</b> ..... 4-43</p> <p>12-3-1 一般事項 ..... 4-43</p> <p>12-3-2 道路消雪ポンプ盤据付 ..... 4-43</p> <p>12-3-3 道路消雪ポンプ盤調整 ..... 4-43</p> <p>12-3-4 降雪検知器据付 ..... 4-43</p> <p>12-3-5 降雪検知器調整 ..... 4-43</p> <p>12-3-6 遠隔制御装置据付 ..... 4-43</p> <p>12-3-7 遠隔制御装置調整 ..... 4-43</p> <p>12-3-8 操作盤据付 ..... 4-43</p> <p>12-3-9 操作盤調整 ..... 4-43</p> <p>12-3-10 機側操作盤据付 ..... 4-43</p> <p>12-3-11 機側操作盤調整 ..... 4-43</p> <p>12-3-12 開閉器盤据付 ..... 4-43</p> <p>12-3-13 開閉器盤調整 ..... 4-43</p> <p><b>第4節 道路消雪ポンプ設備基礎工</b> ..... 4-43</p> <p><b>第13章 道路照明維持補修</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 4-44</p> <p><b>第2節 道路照明維持工</b> ..... 4-44</p> <p>13-2-1 一般事項 ..... 4-44</p> <p><b>第3節 道路照明修繕工</b> ..... 4-44</p> <p>13-3-1 一般事項 ..... 4-44</p>	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>13-3-2 道路照明灯修繕 ..... 4-44      13-3-3 道路照明器具修繕 ..... 4-44      13-3-4 歩道橋照明灯修繕 ..... 4-44      13-3-5 歩道橋照明器具修繕 ..... 4-44      13-3-6 トンネル照明器具修繕 ..... 4-45      13-3-7 配管配線修繕 ..... 4-45      13-3-8 引込柱修繕 ..... 4-45      13-3-9 視線誘導灯修繕 ..... 4-45      13-3-10 作業土工(電気) ..... 4-45      13-3-11 発生材運搬 ..... 4-45      13-3-12 段運搬処理 ..... 4-45</p>	<p>13-3-2 道路照明灯修繕 ..... 4-44      13-3-3 道路照明器具修繕 ..... 4-44      13-3-4 歩道橋照明灯修繕 ..... 4-44      13-3-5 歩道橋照明器具修繕 ..... 4-44      13-3-6 トンネル照明器具修繕 ..... 4-45      13-3-7 配管配線修繕 ..... 4-45      13-3-8 引込柱修繕 ..... 4-45      13-3-9 視線誘導灯修繕 ..... 4-45      13-3-10 作業土工(電気) ..... 4-45      13-3-11 発生材運搬 ..... 4-45      13-3-12 段運搬処理 ..... 4-45</p>	

**第5編 通信設備編**

**第1章 総 則**

第1節 通 用	.....	5-3
第2節 適用すべき諸基準	.....	5-3

**第2章 多重通信設備**

第1節 通 用	.....	5-4
第2節 多重無線通信装置設置工	.....	5-4
2-2-1 多重無線通信装置据付	.....	5-4
2-2-2 多重無線通信装置調整	.....	5-4
2-2-3 乾燥空気充填装置据付	.....	5-4
第3節 空中線装置設置工	.....	5-5
2-3-1 空中線据付	.....	5-5
2-3-2 空中線調整	.....	5-5
2-3-3 レドーム設置	.....	5-5
2-3-4 空中線取付架台設置	.....	5-5
第4節 デジタル端局装置設置工	.....	5-5
2-4-1 端局装置据付	.....	5-5
2-4-2 端局装置調整	.....	5-6
第5節 図像伝送切替制御装置設置工	.....	5-6
2-5-1 切替制御装置据付	.....	5-6
2-5-2 切替制御装置調整	.....	5-6
第6節 図像伝送切替装置設置工	.....	5-6
2-6-1 切替装置据付	.....	5-6

**第5編 通信設備編**

**第1章 総 則**

第1節 通 用	.....	5-3
第2節 適用すべき諸基準	.....	5-3

**第2章 多重無線通信設備**

第1節 通 用	.....	5-4
第2節 多重無線通信装置設置工	.....	5-4
2-2-1 多重無線通信装置据付	.....	5-4
2-2-2 多重無線通信装置調整	.....	5-4
2-2-3 乾燥空気充填装置据付	.....	5-4
第3節 空中線装置設置工	.....	5-5
2-3-1 空中線据付	.....	5-5
2-3-2 空中線調整	.....	5-5
2-3-3 レドーム設置	.....	5-5
2-3-4 空中線取付架台設置	.....	5-5

現 行	改 定	適 用
<p>2-6-2 切替装置調整 ..... 5-12</p> <p><b>第7節 監視制御装置設置工</b> ..... 5-4</p> <p>2-7-1 監視制御装置据付 ..... 5-4</p> <p>2-7-2 監視制御装置調整 ..... 5-4</p> <p><b>第3章 衛星通信設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 5-1</p> <p><b>第2節 固定型衛星通信用地球局設備設置工</b> ..... 5-2</p> <p>3-2-1 送受信装置据付 ..... 5-2</p> <p>3-2-2 送受信装置調整 ..... 5-2</p> <p>3-2-3 別別通信端局装置据付 ..... 5-2</p> <p>3-2-4 別別通信端局装置調整 ..... 5-2</p> <p>3-2-5 画像端局装置据付 ..... 5-2</p> <p>3-2-6 画像端局装置調整 ..... 5-2</p> <p>3-2-7 空中線据付 ..... 5-2</p> <p>3-2-8 空中線調整 ..... 5-2</p> <p>3-2-9 総合調整 ..... 5-2</p> <p><b>第3節 移動型衛星通信用地球局設備設置工</b> ..... 5-4</p> <p>3-3-1 移動局装置据付 ..... 5-4</p> <p>3-3-2 移動局装置調整 ..... 5-4</p> <p>3-3-3 空中線調整 ..... 5-4</p> <p>3-3-4 総合調整 ..... 5-4</p> <p><b>第4節 衛星小型(移動地球局)画像伝送装置設置工</b> ..... 5-8</p> <p>3-4-1 総合調整 ..... 5-8</p> <p><b>第5節 衛星小型(固定局)画像伝送装置設置工</b> ..... 5-8</p> <p>3-5-1 総合調整 ..... 5-8</p> <p><b>第6節 衛星小型(可搬局)画像伝送装置設置工</b> ..... 5-8</p> <p>3-6-1 総合調整 ..... 5-8</p> <p><b>第7節 衛星地球局基礎工</b> ..... 5-8</p> <p><b>第4章 移動体通信設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 5-8</p> <p><b>第2節 移動体通信装置設置工</b> ..... 5-8</p> <p>4-2-1 移動局装置据付 ..... 5-8</p> <p>4-2-2 移動局装置調整 ..... 5-8</p> <p>4-2-3 K-COSMOS基地局装置据付 ..... 5-8</p> <p>4-2-4 K-COSMOS基地局装置調整 ..... 5-8</p> <p>4-2-5 K-COSMOS移動局装置据付 ..... 5-8</p> <p>4-2-6 K-COSMOS移動局装置調整 ..... 5-8</p>	<p>2-6-2 切替装置調整 ..... 5-12</p> <p><b>第4節 監視制御装置設置工</b> ..... 5-5</p> <p>2-4-1 監視制御装置据付 ..... 5-5</p> <p>2-4-2 監視制御装置調整 ..... 5-5</p> <p><b>第3章 衛星通信設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 5-1</p> <p><b>第2節 衛星通信固定局設備設置工</b> ..... 5-2</p> <p>3-2-1 送受信装置据付 ..... 5-2</p> <p>3-2-2 送受信装置調整 ..... 5-2</p> <p>3-2-3 ネットワーク装置据付 ..... 5-2</p> <p>3-2-4 ネットワーク装置調整 ..... 5-2</p> <p>3-2-5 空中線据付 ..... 5-2</p> <p>3-2-6 空中線調整 ..... 5-2</p> <p>3-2-7 総合調整 ..... 5-2</p> <p><b>第3節 衛星通信車載局設備設置工</b> ..... 5-6</p> <p>3-3-1 衛星通信車載局設備据付 ..... 5-6</p> <p>3-3-2 衛星通信車載局設備調整 ..... 5-6</p> <p>3-3-3 空中線調整 ..... 5-6</p> <p>3-3-4 総合調整 ..... 5-6</p> <p><b>第4節 衛星通信可搬局設備設置工</b> ..... 5-7</p> <p>3-4-1 総合調整 ..... 5-7</p> <p><b>第5節 衛星通信固定局基礎工</b> ..... 5-7</p> <p><b>第4章 移動体通信設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 5-8</p> <p><b>第2節 移動体通信装置設置工</b> ..... 5-8</p> <p>4-2-1 基地局装置据付 ..... 5-8</p> <p>4-2-2 基地局装置調整 ..... 5-8</p> <p>4-2-3 移動局装置据付 ..... 5-8</p> <p>4-2-4 移動局装置調整 ..... 5-8</p>	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>4-2-7 K-COSMOS総合調整 ..... 5-9          4-2-8 超短波無線電話装置据付 ..... 5-10          4-2-9 超短波無線電話装置調整 ..... 5-10</p> <p>第3節 空中線設置工 ..... 5-10          4-3-1 空中線据付 ..... 5-10          4-3-2 空中線調整 ..... 5-10</p> <p>第4節 付属装置設置工 ..... 5-10          4-4-1 付属装置取付 ..... 5-10</p> <p><b>第5章 テレメータ設備</b>          第1節 通用 ..... 5-11          第2節 テレメータ監視局装置設置工 ..... 5-11          5-2-1 テレメータ監視局装置据付 ..... 5-11          5-2-2 テレメータ監視局装置調整 ..... 5-11          5-2-3 テレメータ傍受装置据付 ..... 5-11          5-2-4 テレメータ傍受装置調整 ..... 5-11          第3節 テレメータ中継局装置設置工 ..... 5-11          5-3-1 中継局装置据付 ..... 5-11          5-3-2 中継局装置調整 ..... 5-11          第4節 テレメータ観測局装置設置工 ..... 5-11          5-4-1 テレメータ観測局装置据付 ..... 5-11          5-4-2 テレメータ観測局装置調整 ..... 5-11          5-4-3 雨量・水位計据付 ..... 5-11</p> <p><b>第6章 放流警報設備</b>          第1節 通用 ..... 5-12          第2節 放流警報制御監視局装置設置工 ..... 5-12          6-2-1 放流警報監視局装置据付 ..... 5-12          6-2-2 放流警報監視局装置調整 ..... 5-12          第3節 放流警報中継局装置設置工 ..... 5-12          6-3-1 放流警報中継局装置据付 ..... 5-12          6-3-2 放流警報中継局装置調整 ..... 5-12          第4節 放流警報警報局装置設置工 ..... 5-12          6-4-1 放流警報警報局装置据付 ..... 5-12          6-4-2 放流警報警報局装置調整 ..... 5-12</p> <p><b>第7章 ヘリ画像受信設備</b>          第1節 通用 ..... 5-12          第2節 ヘリ画像受信基地局装置設置工 ..... 5-12</p>	<p>4-2-5 総合調整 ..... 5-8</p> <p>第3節 空中線設置工 ..... 5-8          4-3-1 空中線据付 ..... 5-8          4-3-2 空中線調整 ..... 5-9</p> <p>第4節 付属装置設置工 ..... 5-9          4-4-1 付属装置取付 ..... 5-9</p> <p><b>第5章 テレメータ設備</b>          第1節 通用 ..... 5-10          第2節 テレメータ監視局装置設置工 ..... 5-10          5-2-1 テレメータ監視局装置据付 ..... 5-10          5-2-2 テレメータ監視局装置調整 ..... 5-10          5-2-3 テレメータ傍受装置据付 ..... 5-10          5-2-4 テレメータ傍受装置調整 ..... 5-10          第3節 テレメータ中継局装置設置工 ..... 5-10          5-3-1 中継局装置据付 ..... 5-10          5-3-2 中継局装置調整 ..... 5-10          第4節 テレメータ観測局装置設置工 ..... 5-10          5-4-1 テレメータ観測局装置据付 ..... 5-10          5-4-2 テレメータ観測局装置調整 ..... 5-10          5-4-3 雨量・水位計据付 ..... 5-11</p> <p><b>第6章 放流警報設備</b>          第1節 通用 ..... 5-12          第2節 放流警報制御監視局装置設置工 ..... 5-12          6-2-1 放流警報監視局装置据付 ..... 5-12          6-2-2 放流警報監視局装置調整 ..... 5-12          第3節 放流警報中継局装置設置工 ..... 5-12          6-3-1 放流警報中継局装置据付 ..... 5-12          6-3-2 放流警報中継局装置調整 ..... 5-12          第4節 放流警報警報局装置設置工 ..... 5-12          6-4-1 放流警報警報局装置据付 ..... 5-12          6-4-2 放流警報警報局装置調整 ..... 5-12</p> <p><b>第7章 ヘリコプタ映像伝送設備</b>          第1節 通用 ..... 5-13          第2節 基地局装置設置工 ..... 5-13</p>	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>7-2-1 リモート端末受信基地局装置据付 ..... 5-14      7-2-2 総合調整 ..... 5-14  <b>第3節 リモート端末受信携帯局装置設置工</b> ..... 5-14      7-3-1 総合調整 ..... 5-14</p> <p><b>第8章 電話交換設備</b></p> <p>第1節 適 用 ..... 5-15      第2節 自動電話交換装置設置工 ..... 5-15      8-2-1 自動電話交換機据付(電子式) ..... 5-15      8-2-2 自動電話交換機調整(電子式) ..... 5-15      8-2-3 簡易電話交換装置据付 ..... 5-15      8-2-4 簡易電話交換装置調整 ..... 5-15      8-2-5 中継台据付 ..... 5-15      8-2-6 中継台調整 ..... 5-15      8-2-7 総合調整 ..... 5-15      8-2-8 電話付属品取付 ..... 5-15      8-2-9 端子盤取付 ..... 5-15  <b>第3節 IP電話交換装置設置工</b> ..... 5-15      8-3-1 IP電話交換装置据付 ..... 5-15      8-3-2 IP電話交換装置調整(総合調整) ..... 5-15</p> <p><b>第9章 有線通信設備</b></p> <p>第1節 適 用 ..... 5-17  <b>第2節 ディジタル端局装置(SDH)設置工</b> ..... 5-17      9-2-1 端局装置(SDH)据付 ..... 5-17      9-2-2 端局装置(SDH)調整 ..... 5-17  <b>第3節 管理施設用小容量光伝送装置設置工</b> ..... 5-17      9-3-1 光伝送装置据付 ..... 5-17      9-3-2 光伝送装置調整 ..... 5-17  <b>第4節 光ファイバ線路監視装置設置工</b> ..... 5-17      9-4-1 線路監視装置据付 ..... 5-17      9-4-2 線路監視装置調整 ..... 5-17  <b>第5節 IP伝送装置設置工</b> ..... 5-18      9-5-1 IP伝送装置据付 ..... 5-18      9-5-2 IP伝送装置調整 ..... 5-18</p> <p><b>第10章 道路情報表示設備</b></p> <p>第1節 適 用 ..... 5-19      第2節 道路情報表示制御装置設置工 ..... 5-19</p>	<p>7-2-1 基地局装置据付 ..... 5-13      7-2-2 総合調整 ..... 5-13  <b>第3節 リモート局設置工</b> ..... 5-13      7-3-1 総合調整 ..... 5-13</p> <p><b>第8章 電話交換設備</b></p> <p>第1節 適 用 ..... 5-14      第2節 自動電話交換装置設置工 ..... 5-14      8-2-1 自動電話交換機据付(電子式) ..... 5-14      8-2-2 自動電話交換機調整(電子式) ..... 5-14      8-2-3 簡易電話交換装置据付 ..... 5-14      8-2-4 簡易電話交換装置調整 ..... 5-14      8-2-5 中継台据付 ..... 5-14      8-2-6 中継台調整 ..... 5-14      8-2-7 総合調整 ..... 5-14      8-2-8 電話付属品取付 ..... 5-15      8-2-9 端子盤取付 ..... 5-15  <b>第3節 IP電話交換装置設置工</b> ..... 5-15      8-3-1 IP電話交換装置据付 ..... 5-15      8-3-2 IP電話交換装置調整(総合調整) ..... 5-15</p> <p><b>第9章 有線通信設備</b></p> <p>第1節 適 用 ..... 5-16</p> <p><b>第2節 統合IPネットワーク装置設置工</b> ..... 5-16      9-2-1 統合IPネットワーク装置据付 ..... 5-16      9-2-2 統合IPネットワーク装置調整 ..... 5-16</p> <p><b>第3節 光ファイバ線路監視装置設置工</b> ..... 5-16      9-3-1 線路監視装置据付 ..... 5-16      9-3-2 線路監視装置調整 ..... 5-16</p> <p><b>第10章 道路情報表示設備</b></p> <p>第1節 適 用 ..... 5-17      第2節 道路情報表示制御装置設置工 ..... 5-17</p>	

現 行	改 定	適 用
<p>10-2-1 制御装置据付 ..... 5-19      10-2-2 制御装置調整 ..... 5-19  <b>第3節 道路情報表示装置設置工</b> ..... 5-19      10-3-1 表示装置据付 ..... 5-19      10-3-2 表示装置調整 ..... 5-19</p> <p><b>第11章 河川情報表示設備</b></p> <p>第1節 通 用 ..... 5-21      第2節 河川情報表示制御装置設置工 ..... 5-21      11-2-1 制御装置据付 ..... 5-21      11-2-2 制御装置調整 ..... 5-21  <b>第3節 河川情報表示装置設置工</b> ..... 5-21      11-3-1 表示装置据付 ..... 5-21      11-3-2 表示装置調整 ..... 5-21</p> <p><b>第12章 放流警報表示設備</b></p> <p>第1節 通 用 ..... 5-22      第2節 放流警報表示制御装置設置工 ..... 5-22      12-2-1 制御装置据付 ..... 5-22      12-2-2 制御装置調整 ..... 5-22  <b>第3節 放流警報表示装置設置工</b> ..... 5-22      12-3-1 表示装置据付 ..... 5-22      12-3-2 表示装置調整 ..... 5-22</p> <p><b>第13章 トンネル防災設備</b></p> <p>第1節 通 用 ..... 5-23      第2節 トンネル監視制御装置設置工 ..... 5-23      13-2-1 トンネル監視制御装置据付 ..... 5-23      13-2-2 トンネル監視制御装置調整 ..... 5-23  <b>第3節 付属設備操作制御装置設置工</b> ..... 5-23      13-3-1 付属設備据付 ..... 5-23      13-3-2 付属設備調整 ..... 5-23</p> <p><b>第14章 非常警報設備</b></p> <p>第1節 通 用 ..... 5-24      第2節 非常警報装置設置工 ..... 5-24      14-2-1 非常警報受信制御機据付 ..... 5-24      14-2-2 非常警報受信制御機調整 ..... 5-24</p>	<p>10-2-1 制御装置据付 ..... 5-17      10-2-2 制御装置調整 ..... 5-17  <b>第3節 道路情報表示装置設置工</b> ..... 5-17      10-3-1 表示装置据付 ..... 5-17      10-3-2 表示装置調整 ..... 5-18</p> <p><b>第11章 河川情報表示設備</b></p> <p>第1節 通 用 ..... 5-19      第2節 河川情報表示制御装置設置工 ..... 5-19      11-2-1 制御装置据付 ..... 5-19      11-2-2 制御装置調整 ..... 5-19  <b>第3節 河川情報表示装置設置工</b> ..... 5-19      11-3-1 表示装置据付 ..... 5-19      11-3-2 表示装置調整 ..... 5-19</p> <p><b>第12章 放流警報表示設備</b></p> <p>第1節 通 用 ..... 5-20      第2節 放流警報表示制御装置設置工 ..... 5-20      12-2-1 制御装置据付 ..... 5-20      12-2-2 制御装置調整 ..... 5-20  <b>第3節 放流警報表示装置設置工</b> ..... 5-20      12-3-1 表示装置据付 ..... 5-20      12-3-2 表示装置調整 ..... 5-20</p> <p><b>第13章 トンネル防災設備</b></p> <p>第1節 通 用 ..... 5-21      第2節 トンネル監視制御装置設置工 ..... 5-21      13-2-1 トンネル監視制御装置据付 ..... 5-21      13-2-2 トンネル監視制御装置調整 ..... 5-21  <b>第3節 付属設備操作制御装置設置工</b> ..... 5-21      13-3-1 付属設備据付 ..... 5-21      13-3-2 付属設備調整 ..... 5-21</p> <p><b>第14章 非常警報設備</b></p> <p>第1節 通 用 ..... 5-22      第2節 非常警報装置設置工 ..... 5-22      14-2-1 非常警報受信制御機据付 ..... 5-22      14-2-2 非常警報受信制御機調整 ..... 5-22</p>	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>14-2-3 非常警報主制御装置据付 ..... 5-24      14-2-4 非常警報主制御装置調整 ..... 5-24      14-2-5 非常警報副制御装置据付 ..... 5-24      14-2-6 非常警報副制御装置調整 ..... 5-24      14-2-7 押しボタン式通報装置据付 ..... 5-24      14-2-8 押しボタン式通報装置調整 ..... 5-24      14-2-9 警報表示板据付 ..... 5-25      14-2-10 警報表示板調整 ..... 5-25      14-2-11 誘導表示板据付 ..... 5-25      14-2-12 非常電話案内板据付 ..... 5-25      14-2-13 付属設備取付 ..... 5-25      14-2-14 総合調整 ..... 5-25</p> <p><b>第15章 ラジオ再放送設備</b>  <b>第1節 通 用</b> ..... 5-26  <b>第2節 ラジオ再放送装置設置工</b> ..... 5-26      15-2-1 受信アンテナ据付 ..... 5-26      15-2-2 受信アンテナ調整 ..... 5-26      15-2-3 受信装置据付 ..... 5-26      15-2-4 受信装置調整 ..... 5-26      15-2-5 放送装置据付 ..... 5-26      15-2-6 放送装置調整 ..... 5-26        15-2-7 付属機器取付 ..... 5-26  <b>15-2-8 総合調整</b> ..... 5-26      15-2-9 放送装置（事務所）据付 ..... 5-27      15-2-10 放送装置（事務所）調整 ..... 5-27    <b>第3節 緊急放送装置設置工</b> ..... 5-27      15-3-1 放送制御装置据付 ..... 5-27      15-3-2 放送制御装置調整 ..... 5-27      15-3-3 放送操作卓据付 ..... 5-27      15-3-4 放送操作卓調整 ..... 5-27</p> <p><b>第16章 トンネル無線補助設備</b>  <b>第1節 通 用</b> ..... 5-28  <b>第2節 トンネル無線補助設備設置工</b> ..... 5-28      16-2-1 無線補助装置据付 ..... 5-28</p>	<p>14-2-3 非常警報主制御装置据付 ..... 5-29      14-2-4 非常警報主制御装置調整 ..... 5-29      14-2-5 非常警報副制御装置据付 ..... 5-29      14-2-6 非常警報副制御装置調整 ..... 5-29      14-2-7 押しボタン式通報装置据付 ..... 5-29      14-2-8 押しボタン式通報装置調整 ..... 5-29      14-2-9 警報表示板据付 ..... 5-29      14-2-10 警報表示板調整 ..... 5-29      14-2-11 誘導表示板据付 ..... 5-29      14-2-12 非常電話案内板据付 ..... 5-29      14-2-13 付属設備取付 ..... 5-29      14-2-14 総合調整 ..... 5-29</p> <p><b>第15章 ラジオ再放送設備</b>  <b>第1節 通 用</b> ..... 5-24  <b>第2節 ラジオ再放送装置設置工</b> ..... 5-24      15-2-1 受信空中線据付 ..... 5-24      15-2-2 受信空中線調整 ..... 5-24      15-2-3 ラジオ受信装置据付 ..... 5-24      15-2-4 ラジオ受信装置調整 ..... 5-24      15-2-5 ラジオ再放送装置据付 ..... 5-24      15-2-6 ラジオ再放送装置調整 ..... 5-24      15-2-7 トンネル内空中線据付 ..... 5-24      15-2-8 トンネル内空中線調整 ..... 5-24      15-2-9 付属機器取付 ..... 5-25        15-2-10 監視装置（事務所）据付 ..... 5-25      15-2-11 監視装置（事務所）調整 ..... 5-25  <b>15-2-12 総合調整</b> ..... 5-25  <b>第3節 緊急放送装置設置工</b> ..... 5-25      15-3-1 割込制御装置据付 ..... 5-25      15-3-2 割込制御装置調整 ..... 5-25      15-3-3 割込端末装置据付 ..... 5-25      15-3-4 割込端末装置調整 ..... 5-25      15-3-5 総合調整 ..... 5-25</p> <p><b>第16章 トンネル無線補助設備</b>  <b>第1節 通 用</b> ..... 5-26  <b>第2節 トンネル無線補助設備設置工</b> ..... 5-26      16-2-1 無線補助装置据付 ..... 5-26</p>	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>16-2-2 無線補助装置調整 ..... 5-28      16-2-3 空中線据付 ..... 5-28      16-2-4 空中線調整 ..... 5-28</p> <p><b>第17章 路側通信設備</b>  <b>第1節 適 用</b> ..... 5-29  <b>第2節 路側通信制御装置設置工</b> ..... 5-29      17-2-1 再生制御装置据付 ..... 5-29      17-2-2 再生制御装置調整 ..... 5-29      17-2-3 録音再生装置据付 ..... 5-29      17-2-4 録音再生装置調整 ..... 5-29      17-2-5 放送装置据付 ..... 5-29      17-2-6 放送装置調整 ..... 5-29  <b>第3節 路側通信端末装置設置工</b> ..... 5-29</p> <p>17-3-1 空中線装置据付 ..... 5-29      17-3-2 空中線装置調整 ..... 5-29      17-3-3 案内表示板据付 ..... 5-29      17-3-4 機制操作盤据付 ..... 5-29</p> <p><b>第18章 道路防災設備工</b>  <b>第1節 適 用</b> ..... 5-29  <b>第2節 交通遮断装置設置工</b> ..... 5-29      18-2-1 交通遮断機据付 ..... 5-29      18-2-2 交通遮断機調整 ..... 5-29      18-2-3 予告板・標識等据付 ..... 5-29      18-2-4 予告板・標識等調整 ..... 5-29      18-2-5 交通信号装置据付 ..... 5-29      18-2-6 交通信号装置調整 ..... 5-29  <b>第3節 交通流車両観測装置設置工</b> ..... 5-29      18-3-1 車両感知装置据付 ..... 5-29      18-3-2 車両感知装置調整 ..... 5-29  <b>第4節 路車間通信装置設置工</b> ..... 5-29      18-4-1 路車間通信装置据付 ..... 5-29      18-4-2 路車間通信装置調整 ..... 5-29  <b>第5節 交通遮断装置基礎工</b> ..... 5-29      18-5-1 交通遮断装置基礎工 ..... 5-29</p>	<p>16-2-2 無線補助装置調整 ..... 5-28      16-2-3 空中線据付 ..... 5-28      16-2-4 空中線調整 ..... 5-28</p> <p><b>第17章 路側通信設備</b>  <b>第1節 適 用</b> ..... 5-27  <b>第2節 路側通信中央局装置設置工</b> ..... 5-27      17-2-1 路側制御装置据付 ..... 5-27      17-2-2 路側制御装置調整 ..... 5-27      17-2-3 路側端末装置据付 ..... 5-27      17-2-4 路側端末装置調整 ..... 5-27</p> <p><b>第3節 路側通信端末局装置設置工</b> ..... 5-27      17-3-1 放送装置据付 ..... 5-27      17-3-2 放送装置調整 ..... 5-27      17-3-3 空中線装置据付 ..... 5-27      17-3-4 空中線装置調整 ..... 5-27      17-3-5 案内標識板据付 ..... 5-28      17-3-6 機制操作盤据付 ..... 5-28</p> <p><b>第18章 道路防災設備工</b>  <b>第1節 適 用</b> ..... 5-29  <b>第2節 交通遮断装置設置工</b> ..... 5-29      18-2-1 交通遮断機据付 ..... 5-29      18-2-2 交通遮断機調整 ..... 5-29      18-2-3 予告板・標識等据付 ..... 5-29      18-2-4 予告板・標識等調整 ..... 5-29      18-2-5 交通信号装置据付 ..... 5-29      18-2-6 交通信号装置調整 ..... 5-29  <b>第3節 交通流車両観測装置設置工</b> ..... 5-29      18-3-1 車両感知装置据付 ..... 5-29      18-3-2 車両感知装置調整 ..... 5-29  <b>第4節 路車間通信装置設置工</b> ..... 5-30      18-4-1 路車間通信装置据付 ..... 5-30      18-4-2 路車間通信装置調整 ..... 5-30  <b>第5節 交通遮断装置基礎工</b> ..... 5-30      18-5-1 交通遮断装置基礎工 ..... 5-30</p>	

現 行	改 定	適 用
<p><b>第19章 施設計測・監視制御設備</b></p> <p>第1節 通 用 ..... 5-24</p> <p>第2節 路面凍結検知装置設置工 ..... 5-25</p> <p>19-2-1 路面凍結検知装置据付 ..... 5-25</p> <p>19-2-2 路面凍結検知装置調整 ..... 5-25</p> <p>第3節 積雪深計測装置設置工 ..... 5-25</p> <p>19-3-1 積雪深計測装置据付 ..... 5-25</p> <p>19-3-2 積雪深計測装置調整 ..... 5-25</p> <p>第4節 気象観測装置設置工 ..... 5-26</p> <p>19-4-1 気象観測装置据付 ..... 5-26</p> <p>19-4-2 気象観測装置調整 ..... 5-26</p> <p><b>第5節 地震データ集配信制御設備設置工</b> ..... 5-26</p> <p>19-5-1 地震データ集配信制御設備据付 ..... 5-26</p> <p>19-5-2 地震データ集配信制御設備調整 ..... 5-26</p> <p><b>第6節 地震データ通信制御設備設置工</b> ..... 5-26</p> <p>19-6-1 地震データ通信制御設備据付 ..... 5-26</p> <p>19-6-2 地震データ通信制御設備調整 ..... 5-26</p> <p><b>第7節 強震計測装置設置工</b> ..... 5-26</p> <p>19-7-1 強震計測装置据付 ..... 5-26</p> <p>19-7-2 強震計測装置調整 ..... 5-26</p> <p>19-7-3 ハンドホール設置 ..... 5-26</p> <p><b>第8節 土石流監視制御装置設置工</b> ..... 5-26</p> <p>19-8-1 土石流監視制御装置据付 ..... 5-26</p> <p>19-8-2 土石流監視制御装置調整 ..... 5-26</p> <p><b>第9節 路面冠水検知装置設置工</b> ..... 5-26</p> <p>19-9-1 路面冠水検知装置据付 ..... 5-26</p> <p>19-9-2 路面冠水検知装置調整 ..... 5-26</p> <p><b>第20章 通信鉄塔・反射板設備</b></p> <p>第1節 通 用 ..... 5-26</p> <p>第2節 工場製作工 ..... 5-26</p> <p>20-2-1 通信用鉄塔製作工 ..... 5-26</p> <p>20-2-2 反射板製作工 ..... 5-26</p> <p>第3節 通信用鉄塔設置工 ..... 5-26</p> <p>20-3-1 通信用鉄塔架設 ..... 5-26</p> <p>第4節 反射板設置工 ..... 5-27</p> <p>20-4-1 反射板架設 ..... 5-27</p> <p>20-4-2 反射板調整 ..... 5-27</p> <p>第5節 鉄塔基礎工 ..... 5-28</p> <p>第6節 反射板基礎工 ..... 5-28</p>	<p><b>第19章 施設計測・監視制御設備</b></p> <p>第1節 通 用 ..... 5-31</p> <p>第2節 路面凍結検知装置設置工 ..... 5-31</p> <p>19-2-1 路面凍結検知装置据付 ..... 5-31</p> <p>19-2-2 路面凍結検知装置調整 ..... 5-31</p> <p>第3節 積雪深計測装置設置工 ..... 5-31</p> <p>19-3-1 積雪深計測装置据付 ..... 5-31</p> <p>19-3-2 積雪深計測装置調整 ..... 5-31</p> <p>第4節 気象観測装置設置工 ..... 5-31</p> <p>19-4-1 気象観測装置据付 ..... 5-31</p> <p>19-4-2 気象観測装置調整 ..... 5-31</p> <p><b>第5節 強震計測装置設置工</b> ..... 5-32</p> <p>19-5-1 強震計測装置据付 ..... 5-32</p> <p>19-5-2 強震計測装置調整 ..... 5-32</p> <p>19-5-3 ハンドホール設置 ..... 5-32</p> <p><b>第6節 土石流監視制御装置設置工</b> ..... 5-32</p> <p>19-6-1 土石流監視制御装置据付 ..... 5-32</p> <p>19-6-2 土石流監視制御装置調整 ..... 5-32</p> <p><b>第7節 路面冠水検知装置設置工</b> ..... 5-32</p> <p>19-7-1 路面冠水検知装置据付 ..... 5-32</p> <p>19-7-2 路面冠水検知装置調整 ..... 5-32</p> <p><b>第20章 通信鉄塔・反射板設備</b></p> <p>第1節 通 用 ..... 5-33</p> <p>第2節 工場製作工 ..... 5-33</p> <p>20-2-1 通信用鉄塔製作工 ..... 5-33</p> <p>20-2-2 反射板製作工 ..... 5-33</p> <p>第3節 通信用鉄塔設置工 ..... 5-33</p> <p>20-3-1 通信用鉄塔架設 ..... 5-33</p> <p>第4節 反射板設置工 ..... 5-34</p> <p>20-4-1 反射板架設 ..... 5-34</p> <p>20-4-2 反射板調整 ..... 5-34</p> <p>第5節 鉄塔基礎工 ..... 5-35</p> <p>第6節 反射板基礎工 ..... 5-35</p>	

現 行	改 定	適 用																																																																																																																
<p><b>第21章 局舎設備</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>5-39</td></tr> <tr><td>第2節 局舎設備工</td><td>5-39</td></tr> <tr><td>第3節 囲障設置工</td><td>5-39</td></tr> <tr><td>第4節 基 础 工</td><td>5-39</td></tr> <tr><td>21-4-1 局舎基礎工</td><td>5-39</td></tr> </table> <p><b>第 6 編 電子応用設備編</b></p> <p><b>第1章 総 则</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>6-3</td></tr> <tr><td>第2節 通用すべき諸基準</td><td>6-3</td></tr> </table> <p><b>第2章 各種情報設備</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>第2節 各種情報設備設置工</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>2-2-1 19インチ汎用ラック</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>2-2-2 各種情報設備据付</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>2-2-3 各種情報設備調整</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>2-2-4 強度計算ツールの明示</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>2-2-5 強度計算ツールの記載事項等</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>第3節 IPネットワーク設備設置工</td><td>6-6</td></tr> <tr><td>2-3-1 IPネットワーク装置据付</td><td>6-6</td></tr> <tr><td>2-3-2 IPネットワーク装置調整</td><td>6-6</td></tr> <tr><td>第4節 無線LAN設備設置工</td><td>6-6</td></tr> <tr><td>2-4-1 無線LAN装置据付</td><td>6-7</td></tr> <tr><td>2-4-2 無線LAN装置調整</td><td>6-7</td></tr> </table> <p><b>第3章 ダム・堰諸量設備</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>6-8</td></tr> <tr><td>第2節 ダム・堰諸量装置設置工</td><td>6-8</td></tr> <tr><td>3-2-1 ダム・堰諸量装置据付</td><td>6-8</td></tr> <tr><td>3-2-2 ダム・堰諸量装置調整</td><td>6-8</td></tr> <tr><td>第3節 ダム・堰放流制御装置設置工</td><td>6-8</td></tr> <tr><td>3-3-1 ダム・堰放流制御装置据付</td><td>6-8</td></tr> <tr><td>3-3-2 ダム・堰放流制御装置調整</td><td>6-9</td></tr> <tr><td>3-3-3 ダム・堰放流制御装置総合調整</td><td>6-9</td></tr> </table> <p><b>第4章 レーダ雨量計設備</b></p>	第1節 通 用	5-39	第2節 局舎設備工	5-39	第3節 囲障設置工	5-39	第4節 基 础 工	5-39	21-4-1 局舎基礎工	5-39	第1節 通 用	6-3	第2節 通用すべき諸基準	6-3	第1節 通 用	6-4	第2節 各種情報設備設置工	6-4	2-2-1 19インチ汎用ラック	6-4	2-2-2 各種情報設備据付	6-4	2-2-3 各種情報設備調整	6-4	2-2-4 強度計算ツールの明示	6-4	2-2-5 強度計算ツールの記載事項等	6-4	第3節 IPネットワーク設備設置工	6-6	2-3-1 IPネットワーク装置据付	6-6	2-3-2 IPネットワーク装置調整	6-6	第4節 無線LAN設備設置工	6-6	2-4-1 無線LAN装置据付	6-7	2-4-2 無線LAN装置調整	6-7	第1節 通 用	6-8	第2節 ダム・堰諸量装置設置工	6-8	3-2-1 ダム・堰諸量装置据付	6-8	3-2-2 ダム・堰諸量装置調整	6-8	第3節 ダム・堰放流制御装置設置工	6-8	3-3-1 ダム・堰放流制御装置据付	6-8	3-3-2 ダム・堰放流制御装置調整	6-9	3-3-3 ダム・堰放流制御装置総合調整	6-9	<p><b>第21章 局舎設備</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>5-36</td></tr> <tr><td>第2節 局舎設備工</td><td>5-36</td></tr> <tr><td>第3節 囲障設置工</td><td>5-36</td></tr> <tr><td>第4節 基 础 工</td><td>5-36</td></tr> <tr><td>21-4-1 局舎基礎工</td><td>5-36</td></tr> </table> <p><b>第 6 編 電子応用設備編</b></p> <p><b>第1章 総 则</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>6-3</td></tr> <tr><td>第2節 通用すべき諸基準</td><td>6-3</td></tr> </table> <p><b>第2章 各種情報設備</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>第2節 各種情報設備設置工</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>2-2-1 19インチ汎用ラック</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>2-2-2 各種情報設備据付</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>2-2-3 各種情報設備調整</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>2-2-4 強度計算ツールの明示</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>2-2-5 強度計算ツールの記載事項等</td><td>6-4</td></tr> <tr><td>第3節 IPネットワーク設備設置工</td><td>6-6</td></tr> <tr><td>2-3-1 IPネットワーク装置据付</td><td>6-6</td></tr> <tr><td>2-3-2 IPネットワーク装置調整</td><td>6-6</td></tr> <tr><td>第4節 無線LAN設備設置工</td><td>6-7</td></tr> <tr><td>2-4-1 無線LAN装置据付</td><td>6-7</td></tr> <tr><td>2-4-2 無線LAN装置調整</td><td>6-7</td></tr> </table> <p><b>第3章 ダム・堰諸量設備</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>6-8</td></tr> <tr><td>第2節 ダム・堰諸量装置設置工</td><td>6-8</td></tr> <tr><td>3-2-1 ダム・堰諸量装置据付</td><td>6-8</td></tr> <tr><td>3-2-2 ダム・堰諸量装置調整</td><td>6-8</td></tr> <tr><td>第3節 ダム・堰放流制御装置設置工</td><td>6-8</td></tr> <tr><td>3-3-1 ダム・堰放流制御装置据付</td><td>6-8</td></tr> <tr><td>3-3-2 ダム・堰放流制御装置調整</td><td>6-9</td></tr> <tr><td>3-3-3 ダム・堰放流制御装置総合調整</td><td>6-9</td></tr> </table> <p><b>第4章 レーダ雨量計設備</b></p>	第1節 通 用	5-36	第2節 局舎設備工	5-36	第3節 囲障設置工	5-36	第4節 基 础 工	5-36	21-4-1 局舎基礎工	5-36	第1節 通 用	6-3	第2節 通用すべき諸基準	6-3	第1節 通 用	6-4	第2節 各種情報設備設置工	6-4	2-2-1 19インチ汎用ラック	6-4	2-2-2 各種情報設備据付	6-4	2-2-3 各種情報設備調整	6-4	2-2-4 強度計算ツールの明示	6-4	2-2-5 強度計算ツールの記載事項等	6-4	第3節 IPネットワーク設備設置工	6-6	2-3-1 IPネットワーク装置据付	6-6	2-3-2 IPネットワーク装置調整	6-6	第4節 無線LAN設備設置工	6-7	2-4-1 無線LAN装置据付	6-7	2-4-2 無線LAN装置調整	6-7	第1節 通 用	6-8	第2節 ダム・堰諸量装置設置工	6-8	3-2-1 ダム・堰諸量装置据付	6-8	3-2-2 ダム・堰諸量装置調整	6-8	第3節 ダム・堰放流制御装置設置工	6-8	3-3-1 ダム・堰放流制御装置据付	6-8	3-3-2 ダム・堰放流制御装置調整	6-9	3-3-3 ダム・堰放流制御装置総合調整	6-9	
第1節 通 用	5-39																																																																																																																	
第2節 局舎設備工	5-39																																																																																																																	
第3節 囲障設置工	5-39																																																																																																																	
第4節 基 础 工	5-39																																																																																																																	
21-4-1 局舎基礎工	5-39																																																																																																																	
第1節 通 用	6-3																																																																																																																	
第2節 通用すべき諸基準	6-3																																																																																																																	
第1節 通 用	6-4																																																																																																																	
第2節 各種情報設備設置工	6-4																																																																																																																	
2-2-1 19インチ汎用ラック	6-4																																																																																																																	
2-2-2 各種情報設備据付	6-4																																																																																																																	
2-2-3 各種情報設備調整	6-4																																																																																																																	
2-2-4 強度計算ツールの明示	6-4																																																																																																																	
2-2-5 強度計算ツールの記載事項等	6-4																																																																																																																	
第3節 IPネットワーク設備設置工	6-6																																																																																																																	
2-3-1 IPネットワーク装置据付	6-6																																																																																																																	
2-3-2 IPネットワーク装置調整	6-6																																																																																																																	
第4節 無線LAN設備設置工	6-6																																																																																																																	
2-4-1 無線LAN装置据付	6-7																																																																																																																	
2-4-2 無線LAN装置調整	6-7																																																																																																																	
第1節 通 用	6-8																																																																																																																	
第2節 ダム・堰諸量装置設置工	6-8																																																																																																																	
3-2-1 ダム・堰諸量装置据付	6-8																																																																																																																	
3-2-2 ダム・堰諸量装置調整	6-8																																																																																																																	
第3節 ダム・堰放流制御装置設置工	6-8																																																																																																																	
3-3-1 ダム・堰放流制御装置据付	6-8																																																																																																																	
3-3-2 ダム・堰放流制御装置調整	6-9																																																																																																																	
3-3-3 ダム・堰放流制御装置総合調整	6-9																																																																																																																	
第1節 通 用	5-36																																																																																																																	
第2節 局舎設備工	5-36																																																																																																																	
第3節 囲障設置工	5-36																																																																																																																	
第4節 基 础 工	5-36																																																																																																																	
21-4-1 局舎基礎工	5-36																																																																																																																	
第1節 通 用	6-3																																																																																																																	
第2節 通用すべき諸基準	6-3																																																																																																																	
第1節 通 用	6-4																																																																																																																	
第2節 各種情報設備設置工	6-4																																																																																																																	
2-2-1 19インチ汎用ラック	6-4																																																																																																																	
2-2-2 各種情報設備据付	6-4																																																																																																																	
2-2-3 各種情報設備調整	6-4																																																																																																																	
2-2-4 強度計算ツールの明示	6-4																																																																																																																	
2-2-5 強度計算ツールの記載事項等	6-4																																																																																																																	
第3節 IPネットワーク設備設置工	6-6																																																																																																																	
2-3-1 IPネットワーク装置据付	6-6																																																																																																																	
2-3-2 IPネットワーク装置調整	6-6																																																																																																																	
第4節 無線LAN設備設置工	6-7																																																																																																																	
2-4-1 無線LAN装置据付	6-7																																																																																																																	
2-4-2 無線LAN装置調整	6-7																																																																																																																	
第1節 通 用	6-8																																																																																																																	
第2節 ダム・堰諸量装置設置工	6-8																																																																																																																	
3-2-1 ダム・堰諸量装置据付	6-8																																																																																																																	
3-2-2 ダム・堰諸量装置調整	6-8																																																																																																																	
第3節 ダム・堰放流制御装置設置工	6-8																																																																																																																	
3-3-1 ダム・堰放流制御装置据付	6-8																																																																																																																	
3-3-2 ダム・堰放流制御装置調整	6-9																																																																																																																	
3-3-3 ダム・堰放流制御装置総合調整	6-9																																																																																																																	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p><b>第1節 通 用</b> ..... 6-10</p> <p><b>第2節 <del>レーダー合成処理局装置設置工</del></b> ..... 6-10</p> <p>4-2-1 <del>レーダー合成処理局装置据付</del> ..... 6-10</p> <p>4-2-2 <del>レーダー合成処理局装置調整</del> ..... 6-10</p> <p><b>第3節 <del>レーダー解説局装置設置工</del></b> ..... 6-10</p> <p>4-3-1 <del>レーダー解説局装置据付</del> ..... 6-10</p> <p>4-3-2 <del>レーダー解説局装置調整</del> ..... 6-10</p> <p><b>第4節 レーダー基地局装置設置工</b> ..... 6-10</p> <p>4-4-1 レーダー基地局装置据付 ..... 6-10</p> <p>4-4-2 レーダー基地局装置調整 ..... 6-11</p> <p><b>第5章 河川情報設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 6-12</p> <p><b>第2節 河川情報中枢局装置設置工</b> ..... 6-12</p> <p>5-2-1 河川情報中枢局装置据付 ..... 6-12</p> <p>5-2-2 河川情報中枢局装置調整 ..... 6-12</p> <p>5-2-3 河川情報中枢局装置総合調整 ..... 6-12</p> <p><b>第3節 河川情報集中局装置設置工</b> ..... 6-12</p> <p>5-3-1 河川情報集中局装置据付 ..... 6-12</p> <p>5-3-2 河川情報集中局装置調整 ..... 6-12</p> <p><b>第4節 河川情報端末局装置設置工</b> ..... 6-13</p> <p>5-4-1 河川情報端末局装置据付 ..... 6-13</p> <p>5-4-2 河川情報端末局装置調整 ..... 6-13</p> <p><b>第5節 統一河川情報処理装置設置工</b> ..... 6-13</p> <p>5-5-1 統一河川情報処理装置据付 ..... 6-13</p> <p>5-5-2 統一河川情報処理装置調整 ..... 6-13</p> <p>5-5-3 統一河川情報処理装置総合調整 ..... 6-13</p> <p><b>第6章 道路交通情報設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 6-14</p> <p><b>第2節 道路情報中枢局装置設置工</b> ..... 6-14</p> <p>6-2-1 道路情報中枢局装置据付 ..... 6-14</p> <p>6-2-2 道路情報中枢局装置調整 ..... 6-14</p> <p>6-2-3 道路情報中枢局装置総合調整 ..... 6-14</p> <p><b>第3節 道路情報集中局装置設置工</b> ..... 6-14</p> <p>6-3-1 道路情報集中局装置据付 ..... 6-14</p> <p>6-3-2 道路情報集中局装置調整 ..... 6-14</p> <p><b>第4節 道路情報端末局装置設置工</b> ..... 6-15</p> <p>6-4-1 道路情報端末局装置据付 ..... 6-15</p> <p>6-4-2 道路情報端末局装置調整 ..... 6-15</p>	<p><b>第1節 通 用</b> ..... 6-10</p> <p><b>第2節 全国合成処理局装置設置工</b> ..... 6-10</p> <p>4-2-1 全国合成処理局装置据付 ..... 6-10</p> <p>4-2-2 全国合成処理局装置調整 ..... 6-10</p> <p><b>第3節 監視制御局装置設置工</b> ..... 6-10</p> <p>4-3-1 監視制御局装置据付 ..... 6-10</p> <p>4-3-2 監視制御局装置調整 ..... 6-10</p> <p><b>第4節 レーダー基地局装置設置工</b> ..... 6-10</p> <p>4-4-1 レーダー基地局装置据付 ..... 6-10</p> <p>4-4-2 レーダー基地局装置調整 ..... 6-11</p> <p><b>第5章 河川情報設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 6-12</p> <p><b>第2節 河川情報中枢局装置設置工</b> ..... 6-12</p> <p>5-2-1 河川情報中枢局装置据付 ..... 6-12</p> <p>5-2-2 河川情報中枢局装置調整 ..... 6-12</p> <p>5-2-3 河川情報中枢局装置総合調整 ..... 6-12</p> <p><b>第3節 河川情報集中局装置設置工</b> ..... 6-12</p> <p>5-3-1 河川情報集中局装置据付 ..... 6-12</p> <p>5-3-2 河川情報集中局装置調整 ..... 6-12</p> <p><b>第4節 統一河川情報システム装置設置工</b> ..... 6-13</p> <p>5-4-1 統一河川情報システム装置据付 ..... 6-13</p> <p>5-4-2 統一河川情報システム装置調整 ..... 6-13</p> <p>5-4-3 統一河川情報システム装置総合調整 ..... 6-13</p> <p><b>第6章 道路交通情報設備</b></p> <p><b>第1節 通 用</b> ..... 6-14</p> <p><b>第2節 道路情報中枢局装置設置工</b> ..... 6-14</p> <p>6-2-1 道路情報中枢局装置据付 ..... 6-14</p> <p>6-2-2 道路情報中枢局装置調整 ..... 6-14</p> <p>6-2-3 道路情報中枢局装置総合調整 ..... 6-14</p> <p><b>第3節 道路情報集中局装置設置工</b> ..... 6-14</p> <p>6-3-1 道路情報集中局装置据付 ..... 6-14</p> <p>6-3-2 道路情報集中局装置調整 ..... 6-14</p>	

現 行	改 定	適 用																																																																								
<p><b>第7章 CCTV設備</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>6-16</td></tr> <tr><td>第2節 CCTV監視制御装置設置工</td><td>6-16</td></tr> <tr><td>    7-2-1 CCTV制御装置据付</td><td>6-16</td></tr> <tr><td>    7-2-2 CCTV制御装置調整</td><td>6-16</td></tr> <tr><td>第3節 CCTV装置設置工</td><td>6-17</td></tr> <tr><td>    7-3-1 CCTV装置据付</td><td>6-17</td></tr> <tr><td>    7-3-2 CCTV装置調整</td><td>6-17</td></tr> </table> <p><b>第8章 水質自動監視設備</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>6-18</td></tr> <tr><td>第2節 水質自動監視装置設置工</td><td>6-18</td></tr> <tr><td>    8-2-1 水質自動監視装置据付</td><td>6-18</td></tr> <tr><td>    8-2-2 水質自動監視装置調整</td><td>6-18</td></tr> <tr><td>第3節 水質自動観測装置設置工</td><td>6-18</td></tr> <tr><td>    8-3-1 観測局装置据付</td><td>6-18</td></tr> <tr><td>    8-3-2 観測局装置調整</td><td>6-18</td></tr> </table> <p><b>第9章 電話応答通報設備工</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>6-19</td></tr> <tr><td>第2節 電話応答(通報)装置設置工</td><td>6-19</td></tr> <tr><td>    9-2-1 電話応答(通報)装置据付</td><td>6-19</td></tr> <tr><td>    9-2-2 電話応答(通報)装置調整</td><td>6-19</td></tr> </table> <p><b>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出来形管理基準及び規格値</li> <li>品質管理基準及び規格値</li> </ul> <p><b>電気通信設備工事写真管理基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>撮影箇所一覧表</li> <li>出来形管理写真撮影箇所一覧表</li> <li>品質管理写真撮影箇所一覧表</li> </ul> <p>付 表 .....付 1</p>	第1節 通 用	6-16	第2節 CCTV監視制御装置設置工	6-16	7-2-1 CCTV制御装置据付	6-16	7-2-2 CCTV制御装置調整	6-16	第3節 CCTV装置設置工	6-17	7-3-1 CCTV装置据付	6-17	7-3-2 CCTV装置調整	6-17	第1節 通 用	6-18	第2節 水質自動監視装置設置工	6-18	8-2-1 水質自動監視装置据付	6-18	8-2-2 水質自動監視装置調整	6-18	第3節 水質自動観測装置設置工	6-18	8-3-1 観測局装置据付	6-18	8-3-2 観測局装置調整	6-18	第1節 通 用	6-19	第2節 電話応答(通報)装置設置工	6-19	9-2-1 電話応答(通報)装置据付	6-19	9-2-2 電話応答(通報)装置調整	6-19	<p><b>第7章 CCTV設備</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>6-15</td></tr> <tr><td>第2節 CCTV監視制御装置設置工</td><td>6-15</td></tr> <tr><td>    7-2-1 CCTV制御装置据付</td><td>6-15</td></tr> <tr><td>    7-2-2 CCTV制御装置調整</td><td>6-15</td></tr> <tr><td>第3節 CCTV装置設置工</td><td>6-16</td></tr> <tr><td>    7-3-1 CCTV装置据付</td><td>6-16</td></tr> <tr><td>    7-3-2 CCTV装置調整</td><td>6-16</td></tr> </table> <p><b>第8章 水質自動監視設備</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>6-17</td></tr> <tr><td>第2節 水質自動監視装置設置工</td><td>6-17</td></tr> <tr><td>    8-2-1 水質自動監視装置据付</td><td>6-17</td></tr> <tr><td>    8-2-2 水質自動監視装置調整</td><td>6-17</td></tr> <tr><td>第3節 水質自動観測装置設置工</td><td>6-17</td></tr> <tr><td>    8-3-1 観測局装置据付</td><td>6-17</td></tr> <tr><td>    8-3-2 観測局装置調整</td><td>6-17</td></tr> </table> <p><b>第9章 電話応答通報設備工</b></p> <table> <tr><td>第1節 通 用</td><td>6-18</td></tr> <tr><td>第2節 電話応答(通報)装置設置工</td><td>6-18</td></tr> <tr><td>    9-2-1 電話応答(通報)装置据付</td><td>6-18</td></tr> <tr><td>    9-2-2 電話応答(通報)装置調整</td><td>6-18</td></tr> </table> <p><b>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出来形管理基準及び規格値</li> <li>品質管理基準及び規格値</li> </ul> <p><b>電気通信設備工事写真管理基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>撮影箇所一覧表</li> <li>出来形管理写真撮影箇所一覧表</li> <li>品質管理写真撮影箇所一覧表</li> </ul> <p>付 表 .....付 1</p>	第1節 通 用	6-15	第2節 CCTV監視制御装置設置工	6-15	7-2-1 CCTV制御装置据付	6-15	7-2-2 CCTV制御装置調整	6-15	第3節 CCTV装置設置工	6-16	7-3-1 CCTV装置据付	6-16	7-3-2 CCTV装置調整	6-16	第1節 通 用	6-17	第2節 水質自動監視装置設置工	6-17	8-2-1 水質自動監視装置据付	6-17	8-2-2 水質自動監視装置調整	6-17	第3節 水質自動観測装置設置工	6-17	8-3-1 観測局装置据付	6-17	8-3-2 観測局装置調整	6-17	第1節 通 用	6-18	第2節 電話応答(通報)装置設置工	6-18	9-2-1 電話応答(通報)装置据付	6-18	9-2-2 電話応答(通報)装置調整	6-18	
第1節 通 用	6-16																																																																									
第2節 CCTV監視制御装置設置工	6-16																																																																									
7-2-1 CCTV制御装置据付	6-16																																																																									
7-2-2 CCTV制御装置調整	6-16																																																																									
第3節 CCTV装置設置工	6-17																																																																									
7-3-1 CCTV装置据付	6-17																																																																									
7-3-2 CCTV装置調整	6-17																																																																									
第1節 通 用	6-18																																																																									
第2節 水質自動監視装置設置工	6-18																																																																									
8-2-1 水質自動監視装置据付	6-18																																																																									
8-2-2 水質自動監視装置調整	6-18																																																																									
第3節 水質自動観測装置設置工	6-18																																																																									
8-3-1 観測局装置据付	6-18																																																																									
8-3-2 観測局装置調整	6-18																																																																									
第1節 通 用	6-19																																																																									
第2節 電話応答(通報)装置設置工	6-19																																																																									
9-2-1 電話応答(通報)装置据付	6-19																																																																									
9-2-2 電話応答(通報)装置調整	6-19																																																																									
第1節 通 用	6-15																																																																									
第2節 CCTV監視制御装置設置工	6-15																																																																									
7-2-1 CCTV制御装置据付	6-15																																																																									
7-2-2 CCTV制御装置調整	6-15																																																																									
第3節 CCTV装置設置工	6-16																																																																									
7-3-1 CCTV装置据付	6-16																																																																									
7-3-2 CCTV装置調整	6-16																																																																									
第1節 通 用	6-17																																																																									
第2節 水質自動監視装置設置工	6-17																																																																									
8-2-1 水質自動監視装置据付	6-17																																																																									
8-2-2 水質自動監視装置調整	6-17																																																																									
第3節 水質自動観測装置設置工	6-17																																																																									
8-3-1 観測局装置据付	6-17																																																																									
8-3-2 観測局装置調整	6-17																																																																									
第1節 通 用	6-18																																																																									
第2節 電話応答(通報)装置設置工	6-18																																																																									
9-2-1 電話応答(通報)装置据付	6-18																																																																									
9-2-2 電話応答(通報)装置調整	6-18																																																																									

現 行	改 定	適 用
<p><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>1-1-1 適 用</b></p> <p><b>1.適用工事</b></p> <p>電気通信工事仕様書（以下「工事仕様書」という。）は、北海道開発局が発注する電気通信設備工事（土木工事に係る電気通信設備工事）（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。</p> <p><b>2.共通仕様書の適用</b></p> <p>受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（平成26年6月26日改正 政令第33号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p><b>3.優先事項</b></p> <p>契約書に記載されている面、特記仕様書及び公示用設計書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p><b>4.設計図面間の不整合</b></p> <p>公示用設計書、特記仕様書：図面の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならぬ。</p> <p><b>5. S I 単位</b></p> <p>設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。</p> <p><b>1-1-2 用語の定義</b></p> <p><b>1. 監督職員</b></p> <p>本仕様書で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。</p> <p><b>2. 総括監督員</b></p> <p>本仕様書で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める監督業務を統括し、</p> <p><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>1-1-1 適 用</b></p> <p><b>1.適用工事</b></p> <p>電気通信工事仕様書（以下「工事仕様書」という。）は、北海道開発局が発注する電気通信設備工事（土木工事に係る電気通信設備工事）（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。</p> <p><b>2.共通仕様書の適用</b></p> <p>受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督・検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（平成28年11月28日改正 政令第300号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p><b>3.優先事項</b></p> <p>契約書面、特記仕様書及び公示用設計書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p><b>4.設計図面間の不整合</b></p> <p>公示用設計書、特記仕様書、契約書面の間に相違がある場合、または契約書面からの読み取りと契約書面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならぬ。</p> <p><b>5. S I 単位</b></p> <p>設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非S I 単位とする。</p> <p><b>1-1-2 用語の定義</b></p> <p><b>1. 監督職員</b></p> <p>本仕様書で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。</p> <p><b>2. 総括監督員</b></p> <p>本仕様書で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める監督業務を統括し、</p>		

・法令等の改正

・土木工事共通仕様書改定

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>主に以下の各号に掲げる業務を行う者をいう。</p> <p>(1) 受注者に対する指示、承諾または協議で重要なものの処理</p> <p>(2) 関連工事の工程等の調整で重要なものの処理</p> <p>(3) 工事の内容変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第2項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等</p> <p>(4) 監督員の指揮及び指導</p> <p><b>3. 主任監督員</b></p> <p>本仕様書で規定されている主任監督員とは、「監督規程」に定める現場監督を括り業務を担当し、主に以下の各号に掲げる業務を行う者をいう。</p> <p>(1) 受注者に対する指示、承諾または協議で重要なもの及び軽易なものを除く処理</p> <p>(2) 工事施工のための詳細図等の交付または受注者が作成した図面で重要なものの承諾</p> <p>(3) 契約図書に基づく工程の管理または段階確認で重要なものの処理</p> <p>(4) 関連工事の工程等の調整で重要なもの及び軽易なものを除く処理</p> <p>(5) 工事の内容変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員に対する報告等</p> <p>(6) 監督員の指揮及び指導</p> <p><b>4. 監督員</b></p> <p>本仕様書で規定されている監督員とは、「監督規程」に定める監督業務を担当し、主に以下の各号に掲げる業務を行う者をいう。</p> <p>(1) 受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理</p> <p>(2) 工事施工のための詳細図等の作成または受注者が作成した図面の承諾（重要なものは除く）</p> <p>(3) 契約図書に基づく工程の管理（重要なものは除く）。立会。段階確認（重要なものは除く）。工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む）</p> <p>(4) 関連工事の工程等の調整で軽易なものの処理</p> <p>(5) 工事内容の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告</p> <p><b>5. 契約図書</b></p> <p>契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p><b>6. 設計図書</b></p> <p>設計図書とは、<u>公示用設計図</u>、仕様書、図面、現場説明書及び現場または机上説明に対する質問回答書をいう。</p> <p><b>7. 仕様書</b></p> <p>仕様書とは、各工事に共通する<u>工事仕様書</u>と各工事ごとに規定される<u>特記仕様書</u>を総称している。</p>	<p>主に以下の各号に掲げる業務を行う者をいう。</p> <p>(1) 受注者に対する指示、承諾または協議で重要なものの処理</p> <p>(2) 関連工事の工程等の調整で重要なものの処理</p> <p>(3) 工事の内容変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年3月31日法律第35号）第29条の3第2項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等</p> <p>(4) 監督員の指揮及び指導</p> <p><b>3. 主任監督員</b></p> <p>本仕様書で規定されている主任監督員とは、「監督規程」に定める現場監督を括り業務を担当し、主に以下の各号に掲げる業務を行う者をいう。</p> <p>(1) 受注者に対する指示、承諾または協議で重要なもの及び軽易なものを除く処理</p> <p>(2) 工事施工のための詳細図等の交付または受注者が作成した図面で重要なものの承諾</p> <p>(3) 契約図書に基づく工程の管理または段階確認で重要なものの処理</p> <p>(4) 関連工事の工程等の調整で重要なもの及び軽易なものを除く処理</p> <p>(5) 工事の内容変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員に対する報告等</p> <p>(6) 監督員の指揮及び指導</p> <p><b>4. 監督員</b></p> <p>本仕様書で規定されている監督員とは、「監督規程」に定める監督業務を担当し、主に以下の各号に掲げる業務を行う者をいう。</p> <p>(1) 受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理</p> <p>(2) 工事施工のための詳細図等の作成または受注者が作成した図面の承諾（重要なものは除く）</p> <p>(3) 契約図書に基づく工程の管理（重要なものは除く）。立会。段階確認（重要なものは除く）。工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む）</p> <p>(4) 関連工事の工程等の調整で軽易なものの処理</p> <p>(5) 工事内容の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告</p> <p><b>5. 契約図書</b></p> <p>契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p><b>6. 設計図書</b></p> <p>設計図書とは、<u>公示用設計図</u>、仕様書、<u>契約図面</u>、現場説明書及び現場または机上説明に対する質問回答書をいう。また、<u>工事数量総括表</u>を含むものとする。</p> <p><b>7. 仕様書</b></p> <p>仕様書とは、各工事に共通する<u>工事仕様書</u>と各工事ごとに規定される<u>特記仕様書</u>を総称している。</p>	<p>・土木工事共通仕様書改定</p>

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p><b>8. 工事仕様書</b>  <b>工事仕様書</b>とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したものの中、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものという。</p> <p><b>9. 特記仕様書</b>  <b>特記仕様書</b>とは、<u>工事仕様書</u>を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。      なお、<u>設計図書</u>に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、<u>特記仕様書</u>に含まれる。</p> <p><b>10. 現場説明書</b>      現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して受注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p><b>11. 質問回答書</b>      質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して受注者が回答する書面をいう。</p> <p><b>12. 図面</b>      図面とは、入札に際して受注者が示した設計図、受注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、<u>設計図書</u>に基づき監督職員が受注者に指示した図面および受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p><b>13. 公示用設計書</b>  <u>公示用設計書</u>とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p> <p><b>14. 指示</b>  <b>指示</b>とは、<u>契約図書</u>の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p><b>15. 承諾</b>  <b>承諾</b>とは、<u>契約図書</u>で明示した事項について、受注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。</p> <p><b>16. 協議</b>  <b>協議</b>とは、書面により<u>契約図書</u>の協議事項について、受注者または監督職員と受注者が平等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p><b>17. 提出</b>  <b>提出</b>とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><b>18. 提示</b>  <b>提示</b>とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p>	<p><b>8. 工事仕様書</b>  <b>工事仕様書</b>とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したものの中、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものという。</p> <p><b>9. 特記仕様書</b>  <b>特記仕様書</b>とは、<u>工事仕様書</u>を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p><b>10. 現場説明書</b>      現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して受注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p><b>11. 質問回答書</b>      質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して受注者が回答する書面をいう。</p> <p><b>12. 契約図面</b>  <b>契約図面</b>とは、契約時に<u>設計図書</u>の一部として契約書に添付されている図面をいう。</p> <p><b>13. 図面</b>      図面とは、入札に際して受注者が示した設計図、受注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、<u>設計図書</u>に基づき監督職員が受注者に指示した図面および受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。</p> <p><b>14. 公示用設計書</b>  <u>公示用設計書</u>とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。</p> <p><b>15. 指示</b>  <b>指示</b>とは、<u>契約図書</u>の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</p> <p><b>16. 承諾</b>  <b>承諾</b>とは、<u>契約図書</u>で明示した事項について、受注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。</p> <p><b>17. 協議</b>  <b>協議</b>とは、書面により<u>契約図書</u>の協議事項について、受注者または監督職員と受注者が平等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p><b>18. 提出</b>  <b>提出</b>とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p><b>19. 提示</b>  <b>提示</b>とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p>	<p>・土木工事共通仕様書改定</p>

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

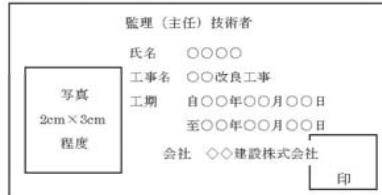
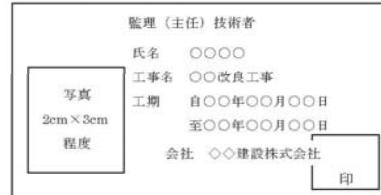
現 行	改 定	適 用
<p><b>18.報告</b> 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。</p> <p><b>20.通知</b> 通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p><b>21.連絡</b> 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p><b>22.納品</b> 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p> <p><b>23.電子納品</b> 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p><b>24.情報共有システム</b> 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p><b>25.書面</b> 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成された書面については、署名または押印がなくても有効とする。</p> <p><b>26.工事写真</b> 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p><b>27.工事帳票</b> 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。</p> <p><b>28.工事書類</b> 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。</p> <p><b>29.契約関係書類</b> 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。</p> <p><b>30.工事管理台帳</b> 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事</p> <p><b>20.報告</b> 報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。</p> <p><b>21.通知</b> 通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。</p> <p><b>22.連絡</b> 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p><b>23.納品</b> 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</p> <p><b>24.電子納品</b> 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p><b>25.情報共有システム</b> 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</p> <p><b>26.書面</b> 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承認、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</p> <p><b>27.工事写真</b> 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p><b>28.工事帳票</b> 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。</p> <p><b>29.工事書類</b> 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。</p> <p><b>30.契約関係書類</b> 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。</p> <p><b>31.工事管理台帳</b> 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木仕様書との整合</li> <li>・土木工事共通仕様書改定</li> </ul>		

## 北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p><b>管理台帳</b>は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p><b>31.工事完成図書</b> 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。</p> <p><b>32.電子成果品</b> 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。</p> <p><b>33.工事関係書類</b> 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</p> <p><b>34.確認</b> 確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p><b>35.立会</b> 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p><b>36.工事検査</b> 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p><b>37.検査職員</b> 検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p><b>38.同等以上の品質</b> 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p><b>39.工期</b> 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p><b>40.工事開始日</b> 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p><b>41.工事着手日</b> 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む）の初日をいう。</p> <p><b>42.工事</b> 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。</p> <p><b>43.本体工事</b> 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p><b>44.仮設工事</b></p>	<p><b>管理台帳</b>は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p><b>32.工事完成図書</b> 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。</p> <p><b>33.電子成果品</b> 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。</p> <p><b>34.工事関係書類</b> 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</p> <p><b>35.確認</b> 確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p><b>36.立会</b> 立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p><b>37.工事検査</b> 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p><b>38.検査職員</b> 検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p><b>39.同等以上の品質</b> 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。</p> <p><b>40.工期</b> 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p><b>41.工事開始日</b> 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。</p> <p><b>42.工事着手</b> 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量を開始することをいい、詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工事のいづれかに着手することをいう。）詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工事のいづれかに着手することをいう。</p> <p><b>43.工事</b> 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。</p> <p><b>44.本体工事</b> 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p><b>45.仮設工事</b></p>	<p>・土木仕様書との整合 ・語句の統一</p>

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p><b>45.工事区域</b> 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。</p> <p><b>46.現場</b> 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p><b>47.S I</b> S Iとは、国際単位系をいう。</p> <p><b>48.現場発生品</b> 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は受注者に帰属する。</p> <p><b>49.JIS規格</b> JIS規格とは、日本工業規格をいう。</p> <p><b>1-1-3 設計図書の照査等</b></p> <p><b>1.図面原図の貸与</b> 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、<u>工事仕様書等</u>公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p><b>2.設計図書の照査</b> 受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならぬ。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従おなければならない。</p> <p><b>3.契約図書等の使用制限</b> 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、<u>契約図書</u>、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。</p> <p><b>1-1-4 施工計画書</b></p> <p><b>1.一般事項</b> 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡単な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 (1) 工事概要</p>	<p>仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p><b>46.工事区域</b> 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。</p> <p><b>47.現場</b> 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p><b>48.S I</b> S Iとは、国際単位系をいう。</p> <p><b>49.現場発生品</b> 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は受注者に帰属する。</p> <p><b>50.JIS規格</b> JIS規格とは、日本工業規格をいう。</p> <p><b>1-1-3 設計図書の照査等</b></p> <p><b>1.図面原図の貸与</b> 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、<u>工事仕様書等</u>公開されているものについては、受注者が備えなければならない。</p> <p><b>2.設計図書の照査</b> 受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならぬ。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従おなければならない。</p> <p><b>3.契約図書等の使用制限</b> 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、<u>契約図書</u>、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。</p> <p><b>1-1-4 施工計画書</b></p> <p><b>1.一般事項</b> 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならぬ。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡単な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 (1) 工事概要</p>	

現 行	改 定	適 用
<p>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p> <p><b>1-1-10 施工体制台帳</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年4月1日付け北開局工管第9号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>2.施工体系図</b></p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年4月1日付け北開局工管第9号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>3.名札等の着用</b></p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。</p>  <p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2) 所属会社の社印とする。</p> <p><b>図1-1-1 名札の標準図</b></p> <p><b>4.施工体制台帳等変更時の処置</b></p> <p>第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>1-1-11 受注者相互の協力</b></p> <p>受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。</p> <p>また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に</p> <p>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</p> <p><b>1-1-10 施工体制台帳</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年4月1日付け北開局工管第9号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>2.施工体系図</b></p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年4月1日付け北開局工管第9号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>3.名札等の着用</b></p> <p>第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。</p>  <p>注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。 注2) 所属会社の社印とする。</p> <p><b>図1-1-1 名札の標準図</b></p> <p><b>4.施工体制台帳等変更時の処置</b></p> <p>第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>1-1-11 受注者相互の協力</b></p> <p>受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。</p> <p>また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に</p> <p style="color:red;">・法令等改定</p> <p style="color:red;">・法令等改定</p>		

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>ト) または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。</p> <p><b>3. 法令遵守</b></p> <p>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省令次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）<del>（転送局運行場所建物長通達、平成14年3月24日）</del>、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通省令次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p><b>4. 再生資源利用計画</b></p> <p>受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>5. 再生資源利用促進計画</b></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>6. 實施者の提出</b></p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。また、受注者はその記録を工事完成後1年間保存しなければならない。</p> <p><b>7. 一時保管</b></p> <p>受注者は、建設発生土、建設発生木材、泥土等の一時保管を行う場合は、飛散、漏出、地下浸透、悪臭発散防止の処置、周囲に匂いを及ぼす他の廃棄物が混入しない処置、保管場所であることの表示（目的、種類、期間、責任者の明示または保管場所である旨、種類・期間・責任者の明示、連絡先、最大積み上げ高さ、保管可能量）、車両出入り口は施錠するなどして第3者の出入り防止処置、周囲の環境に配慮した管理等を行わなければならぬ（但し、事業場から運搬されるまでの保管を除く）。</p> <p>なお、看板表示内容に変更が生じた場合は、監督職員の指示に基づき訂正する。</p> <p><b>8. 産業廃棄物の保管施設ガイドライン</b></p> <p>建設副産物（産業廃棄物）を現地で再生資源化または再生資源化施設、最終処分場等へ搬出するまでの保管については、「産業廃棄物処理法」の規定に基づく保管基準のほか、北海道の「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」（平成18年4月改正）による。</p> <p><b>9. 建設副産物適正処理推進要綱</b></p> <p>受注者は、その他、特に定めのない事項や疑義については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、監督職員と十分打合せを行い実施しなければならない。</p> <p><b>10. 北海道廃棄資源利用促進税</b></p> <p>建設副産物で最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、「北海道廃棄資源利用促進税」が課税されるので、適正に処理する。</p> <p>ト) または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。</p> <p><b>3. 法令遵守</b></p> <p>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省令次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通省令次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p><b>4. 再生資源利用計画</b></p> <p>受注者は、土砂、砕石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>5. 再生資源利用促進計画</b></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>6. 實施者の提出</b></p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。また、受注者はその記録を工事完成後1年間保存しなければならない。</p> <p><b>7. 一時保管</b></p> <p>受注者は、建設発生土、建設発生木材、泥土等の一時保管を行う場合は、飛散、漏出、地下浸透、悪臭発散防止の処置、周囲に匂いを及ぼす他の廃棄物が混入しない処置、保管場所であることの表示（目的、種類、期間、責任者の明示または保管場所である旨、種類・期間・責任者の明示、連絡先、最大積み上げ高さ、保管可能量）、車両出入り口は施錠するなどして第3者の出入り防止処置、周囲の環境に配慮した管理等を行わなければならぬ（但し、事業場から運搬されるまでの保管を除く）。</p> <p>なお、看板表示内容に変更が生じた場合は、監督職員の指示に基づき訂正する。</p> <p><b>8. 産業廃棄物の保管施設ガイドライン</b></p> <p>建設副産物（産業廃棄物）を現地で再生資源化または再生資源化施設、最終処分場等へ搬出するまでの保管については、「産業廃棄物処理法」の規定に基づく保管基準のほか、北海道の「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」（平成18年4月改正）による。</p> <p><b>9. 建設副産物適正処理推進要綱</b></p> <p>受注者は、その他、特に定めのない事項や疑義については、「建設副産物適正処理推進要綱」によるものとし、監督職員と十分打合せを行い実施しなければならない。</p> <p><b>10. 北海道廃棄資源利用促進税</b></p> <p>建設副産物で最終処分場へ搬入する産業廃棄物については、「北海道廃棄資源利用促進税」が課税されるので、適正に処理する。</p>		

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p><b>3.検査日の通知</b></p> <p>発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p><b>4.検査内容</b></p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</p> <p><b>5.修補の指示</b></p> <p>検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。</p> <p><b>6.修補期間</b></p> <p>修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p><b>7.適用規定</b></p> <p>受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-6第3項の規定を準用する。</p> <p><b>1-1-21 既済部分検査等</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならぬ。</p> <p><b>2.部分払いの請求</b></p> <p>受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>3.検査内容</b></p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p><b>4.修補</b></p> <p>受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。</p> <p><b>5.適用規定</b></p> <p>受注者は、当該既済部分検査については、第3編1-1-6第3項の規定を準用する。</p> <p><b>6.検査日の通知</b></p> <p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p><b>3.検査日の通知</b></p> <p>発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p><b>4.検査内容</b></p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</p> <p><b>5.修補の指示</b></p> <p>検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。</p> <p><b>6.修補期間</b></p> <p>修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p><b>7.適用規定</b></p> <p>受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-6監督職員による確認及び立て等第3項の規定を準用する。</p> <p><b>1-1-21 既済部分検査等</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p><b>2.部分払いの請求</b></p> <p>受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>3.検査内容</b></p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p><b>4.修補</b></p> <p>受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。</p> <p><b>5.適用規定</b></p> <p>受注者は、当該既済部分検査については、第3編1-1-6監督職員による確認及び立て等第3項の規定を準用する。</p> <p><b>6.検査日の通知</b></p>	<p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p><b>3.検査日の通知</b></p> <p>発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p><b>4.検査内容</b></p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ</p> <p>(2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等</p> <p><b>5.修補の指示</b></p> <p>検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。</p> <p><b>6.修補期間</b></p> <p>修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。</p> <p><b>7.適用規定</b></p> <p>受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-6監督職員による確認及び立て等第3項の規定を準用する。</p> <p><b>1-1-21 既済部分検査等</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、契約書第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p><b>2.部分払いの請求</b></p> <p>受注者は、契約書第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>3.検査内容</b></p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p><b>4.修補</b></p> <p>受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。</p> <p><b>5.適用規定</b></p> <p>受注者は、当該既済部分検査については、第3編1-1-6監督職員による確認及び立て等第3項の規定を準用する。</p> <p><b>6.検査日の通知</b></p>	<p>・引用元表示の統一</p> <p>・引用元表示の統一</p>

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>受注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p><b>7.中間前払金の請求</b></p> <p>受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあっては履行報告書、港湾工事、空港工事にあっては工事届報を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>1-1-22 部分使用</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。</p> <p><b>2.監督職員による検査</b></p> <p>受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間技術検査または監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p> <p><b>1-1-23 施工管理</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。</p> <p><b>2.施工管理頻度、密度の変更</b></p> <p>監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。</p> <p>(1) 工事の初期で作業が定期的にならない場合  (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合  (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合  (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合</p> <p><b>3.標示板の設置</b></p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名および受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p><b>4.整理整頓</b></p> <p>受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</p> <p><b>5.周辺への影響防止</b></p> <p>受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p><b>6.良好な作業環境の確保</b></p>	<p>受注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p><b>7.中間前払金の請求</b></p> <p>受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあっては履行報告書、港湾工事、空港工事にあっては工事届報を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>1-1-22 部分使用</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。</p> <p><b>2.監督職員による検査</b></p> <p>受注者は、発注者が契約書第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、中間技術検査または監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p> <p><b>1-1-23 施工管理</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。</p> <p><b>2.施工管理頻度、密度の変更</b></p> <p>監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。</p> <p>(1) 工事の初期で作業が定期的にならない場合  (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合  (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合  (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合</p> <p><b>3.標示板の設置</b></p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名および受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p> <p><b>4.整理整頓</b></p> <p>受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。</p> <p><b>5.周辺への影響防止</b></p> <p>受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。</p> <p><b>6.労働環境の改善</b></p>	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>なるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p><b>3.周辺への支障防止</b></p> <p>受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならぬ。</p> <p><b>4.防災体制</b></p> <p>受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。</p> <p><b>5.第三者の入り禁止措置</b></p> <p>受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立ち入禁止の標示板等を設けなければならない。なお、空港工事にあっては、監督職員の承認を得るものとする。</p> <p><b>6.安全巡視</b></p> <p>受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。</p> <p><b>7.イメージアップ</b></p> <p>受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美化化に努めるものとする。</p> <p><b>8.定期安全研修・訓練等</b></p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり。半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育      (2) 当該工事内容等の周知徹底      (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底      (4) 当該工事における災害対策訓練      (5) 当該工事現場で予想される事故対策      (6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p><b>9.施工計画書</b></p> <p>受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>10.安全教育・訓練等の記録</b></p> <p>受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p> <p><b>11.関係機関との連絡</b></p> <p>受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び</p> <p>なるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。</p> <p><b>3.周辺への支障防止</b></p> <p>受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならぬ。</p> <p><b>4.防災体制</b></p> <p>受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。</p> <p><b>5.第三者の入り禁止措置</b></p> <p>受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立ち入禁止の標示板等を設けなければならない。なお、空港工事にあっては、監督職員の承認を得るものとする。</p> <p><b>6.安全巡視</b></p> <p>受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。</p> <p><b>7.現場環境改善</b></p> <p>受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美化化に努めるものとする。</p> <p><b>8.定期安全研修・訓練等</b></p> <p>受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり。半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育      (2) 当該工事内容等の周知徹底      (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底      (4) 当該工事における災害対策訓練      (5) 当該工事現場で予想される事故対策      (6) その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p><b>9.施工計画書</b></p> <p>受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>10.安全教育・訓練等の記録</b></p> <p>受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</p> <p><b>11.関係機関との連絡</b></p> <p>受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び</p>		

・土木工事共通仕様書改定

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>関係機関と緊密な連絡を取り。工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p><b>12.工事関係者の連絡会議</b></p> <p>受注者は、工事現場が隣接したまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p><b>13.安全衛生協議会の設置</b></p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（平成26年5月改正 法律第84号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を招名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p><b>14.安全優先</b></p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成26年5月改正 法律第84号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならぬ。</p> <p><b>15.災害発生時の応急処置</b></p> <p>災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</p> <p><b>16.地下埋設物等の調査</b></p> <p>受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p><b>17.不明の地下埋設物等の処置</b></p> <p>受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その位置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p><b>18.地下埋設物等損害時の措置</b></p> <p>受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p> <p><b>1-1-27 爆発及び火災の防止</b></p> <p><b>1.火薬類の使用</b></p> <p>受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに從事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。</p> <p>(2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。</p>	<p>関係機関と緊密な連絡を取り。工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p><b>12.工事関係者の連絡会議</b></p> <p>受注者は、工事現場が隣接したまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p> <p><b>13.安全衛生協議会の設置</b></p> <p>監督職員が、労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を招名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p><b>14.安全優先</b></p> <p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成27年5月改正 法律第17号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならぬ。</p> <p><b>15.災害発生時の応急処置</b></p> <p>災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。</p> <p><b>16.地下埋設物等の調査</b></p> <p>受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p><b>17.不明の地下埋設物等の処置</b></p> <p>受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その位置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p><b>18.地下埋設物等損害時の措置</b></p> <p>受注者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。</p> <p><b>1-1-27 爆発及び火災の防止</b></p> <p><b>1.火薬類の使用</b></p> <p>受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに從事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。</p> <p>(2) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。</p>	<p>・法令等の改正</p> <p>・法令等の改正</p>

## 北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>廃材、廃材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p><b>6. 排出ガス対策型建設機械</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成24年法律第4号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機第249号）」「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成24年3月29日付国土交通省告示第218号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成22年7月12日付国総環第5号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用出来ないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成26年4月20日一部改正）」第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成22年7月12日付国総環第5号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙排出装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>廃材、廃材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p><b>6. 排出ガス対策型建設機械</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成27年6月法律第50号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機第249号）」「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月29日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第5号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用出来ないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）」第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環第5号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等の改正</li> <li>・土木工事共通仕様書改定</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事共通仕様書改定</li> </ul>

現 行	改 定	適 用								
<p><b>表 1-1</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           一般工事用建設機械            • パックホウ            • トラクタショベル（車輪式）            • ブルドーザ            • 極動発電機（可搬式）            - 空気圧縮機（可搬式）            - 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサークュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）            - ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ            - ホイールクレーン         </td><td>           ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。            ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。         </td></tr> </tbody> </table> <p>＊オフロード用の基準適合表示が付されているものまたは特定特殊自動車検査証の交付を受けているもの ＊排出ガスが第Ⅲ種建設機械として指定を受けたもの</p>	機 種	備 考	一般工事用建設機械 • パックホウ • トラクタショベル（車輪式） • ブルドーザ • 極動発電機（可搬式） - 空気圧縮機（可搬式） - 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサークュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） - ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ - ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p><b>表 1-1</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           一般工事用建設機械            • パックホウ            • トラクタショベル（車輪式）            • ブルドーザ            • 極動発電機（可搬式）            - 空気圧縮機（可搬式）            - 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサークュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）            - ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ            - ホイールクレーン         </td><td>           ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。            ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。         </td></tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	一般工事用建設機械 • パックホウ • トラクタショベル（車輪式） • ブルドーザ • 極動発電機（可搬式） - 空気圧縮機（可搬式） - 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサークュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） - ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ - ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	・土木工事共通仕様書改定
機 種	備 考									
一般工事用建設機械 • パックホウ • トラクタショベル（車輪式） • ブルドーザ • 極動発電機（可搬式） - 空気圧縮機（可搬式） - 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサークュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） - ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ - ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。									
機 種	備 考									
一般工事用建設機械 • パックホウ • トラクタショベル（車輪式） • ブルドーザ • 極動発電機（可搬式） - 空気圧縮機（可搬式） - 油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサークュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） - ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ - ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。									
<p><b>表 1-2</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           トンネル工事用建設機械            • パックホウ            • トラクタショベル            • 大型ブレーカ            • コンクリート吹付機            • ドリルジャンボ            • ダンプトラック            • トラックミキサ         </td><td>           ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW～260kW）を搭載した建設機械に限る。            ただし、路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。         </td></tr> </tbody> </table> <p>＊オフロード用の基準適合表示が付されているものまたは特定特殊自動車検査証の交付を受けているもの ＊排出ガスが第Ⅲ種建設機械として指定を受けたもの</p>	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 • パックホウ • トラクタショベル • 大型ブレーカ • コンクリート吹付機 • ドリルジャンボ • ダンプトラック • トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW～260kW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p><b>表 1-2</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 種</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           トンネル工事用建設機械            • パックホウ            • トラクタショベル            • 大型ブレーカ            • コンクリート吹付機            • ドリルジャンボ            • ダンプトラック            • トラックミキサ         </td><td>           ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW～260kW）を搭載した建設機械に限る。            ただし、路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。         </td></tr> </tbody> </table>	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 • パックホウ • トラクタショベル • 大型ブレーカ • コンクリート吹付機 • ドリルジャンボ • ダンプトラック • トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW～260kW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	
機 種	備 考									
トンネル工事用建設機械 • パックホウ • トラクタショベル • 大型ブレーカ • コンクリート吹付機 • ドリルジャンボ • ダンプトラック • トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW～260kW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。									
機 種	備 考									
トンネル工事用建設機械 • パックホウ • トラクタショベル • 大型ブレーカ • コンクリート吹付機 • ドリルジャンボ • ダンプトラック • トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW～260kW）を搭載した建設機械に限る。 ただし、路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。									

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p><b>7.特定特殊自動車の燃料</b> 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、<b>提示</b>しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p><b>8.低騒音型・低振動型建設機械</b> 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を<b>設計図書</b>で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって<b>協議</b>することができる。</p> <p><b>9.特定調達品目</b> 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年2月改正 法律第44号、「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。 なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と<b>協議</b>する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に<b>提出</b>するものとする。 なお、集計及び提出の方法は、<b>設計図書</b>及び監督職員の<b>指示</b>による。</p> <p><b>10.排出ガス</b> 受注者は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）を遵守するとともに、「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るためにの指針」に定められた取り組むべき措置を適切に行わなければならない。</p> <p><b>11.木材の利用</b> 受注者は、地球環境保全の観点から、熱帯雨林の保護と木材資源の有効利用を図るために、型枠合板、建設資材等の合理的な使用に努め、木材または木材を原料とする資材を使用するにあたっては、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。</p>	<p><b>7.特定特殊自動車の燃料</b> 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、<b>提示</b>しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p><b>8.低騒音型・低振動型建設機械</b> 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を<b>設計図書</b>で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって<b>協議</b>することができる。</p> <p><b>9.特定調達品目</b> 受注者は、資材（<b>材料</b>及び<b>機材</b>を含む。）工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号、「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>（1） グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。 なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と<b>協議</b>する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に<b>提出</b>するものとする。 なお、集計及び提出の方法は、<b>設計図書</b>及び監督職員の<b>指示</b>による。</p> <p>（2） グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材（材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること）に留意すること。</p> <p><b>10.排出ガス</b> 受注者は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）を遵守するとともに、「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るためにの指針」に定められた取り組むべき措置を適切に行わなければならない。</p> <p><b>11.木材の利用</b> 受注者は、地球環境保全の観点から、熱帯雨林の保護と木材資源の有効利用を図るために、型枠合板、建設資材等の合理的な使用に努め、木材または木材を原料とする資材を使用するにあたっては、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。</p>	<p>・土木工事共通仕様書改定</p>

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p><b>1-1-31 文化財の保護</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、<b>設計図書</b>に関して監督職員に協議しなければならない。</p> <p><b>2.文化財等発見時の処置</b></p> <p>受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p> <p><b>1-1-32 交通安全管理</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようになければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。</p> <p><b>2.輸送災害の防止</b></p> <p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を作り工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならぬ。</p> <p><b>3.交通安全等輸送計画</b></p> <p>受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を作り工事は、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」、「港湾関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」あるいは「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p><b>4.交通安全法令の遵守</b></p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年6月24日改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（国土交通省道路局長通知 平成18年2月21日改正）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（国土交通省道路局長通知 平成18年3月31日—国道・防災課長通知 平成18年3月31日改正 国道刊第48号—国道国防第904号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（局長通知 平成18年3月31日—国道刊第37号—国道国防第905号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>5.工事用道路使用の責任</b></p>	<p><b>1-1-31 文化財の保護</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、<b>設計図書</b>に関して監督職員に協議しなければならない。</p> <p><b>2.文化財等発見時の処置</b></p> <p>受注者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p> <p><b>1-1-32 交通安全管理</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようになければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。</p> <p><b>2.輸送災害の防止</b></p> <p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を作り工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならぬ。</p> <p><b>3.交通安全等輸送計画</b></p> <p>受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を作り工事は、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合、「直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。</p> <p><b>4.交通安全法令の遵守</b></p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成28年7月15日改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道刊37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局長通知 国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道刊38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>5.工事用道路使用の責任</b></p>	<p>・土木工事共通仕様書との整合</p> <p>・法令等の改正</p>

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p><b>6.工事用道路共用時の処置</b> 受注者は、<b>特記仕様書</b>に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p><b>7.公衆交通の確保</b> 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者<b>協議</b>で許可された常設作業帶内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p><b>8.水上輸送</b> 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p><b>9.作業区域の標示等</b> 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示および関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の幅横している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p> <p><b>10.水中落下支障物の処置</b> 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐おそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならぬ。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>11.作業船舶機械故障時の処理</b> 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐おそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>12.通行許可</b> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正 政令第 424 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。また、道路交通法施行令（平成 26 年 4 月改正 政令第 460 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 26 年 6 月改正 法律第 660 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。</p>	<p>発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p> <p><b>6.工事用道路共用時の処置</b> 受注者は、<b>特記仕様書</b>に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p> <p><b>7.公衆交通の確保</b> 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者<b>協議</b>で許可された常設作業帶内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。</p> <p><b>8.水上輸送</b> 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。</p> <p><b>9.作業区域の標示等</b> 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示および関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の幅横している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。</p> <p><b>10.水中落下支障物の処置</b> 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐おそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならぬ。なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>11.作業船舶機械故障時の処理</b> 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐おそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>12.通行許可</b> 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正 政令第 187 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。また、道路交通法施行令（平成 28 年 7 月 16 日改正 政令第 258 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 27 年 9 月 30 日改正 法律第 76 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。</p>	<p>・法令等の改正</p>

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用																																																										
<p>は、下表②～③に示す資格要件のいずれかを満足する者を配置するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>資格要件</th><th>確認資料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 交通誘導警備業務に係る 1 級または 2 級検定合格警備員</td><td>公安委員会が行った交通誘導警備に関する学科及び実技試験に合格し、専門的な知識・技能を有する者。</td><td>交通誘導警備業務に係る 1 級または 2 級検定合格証明書の写し</td></tr> <tr> <td>② 警備員指導教育責任者(2号)</td><td>公安委員会の行った警備員指導教育責任者講習(2号)の試験に合格し、交通誘導警備の専門的な知識・技能を有する者。</td><td>警備員指導教育責任者資格者証(2号)の写し</td></tr> <tr> <td>③ 交通誘導警備業務に従事している者</td><td>警備業法における基本教育及び業務別教育または現任教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。</td><td>警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書)の写し</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 交通誘導警備員の配置にあたっては、監督職員と協議の上、現場条件を十分検討し必要な人數を適正に配置するものとする。ただし、市街地またはDID地区においては、最低1名以上の検定合格者を配置するものとするが、配置が困難な場合は監督職員と協議の上、適正な交通安全計画を提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、交通誘導に際し専門的な知識及び技能を有する等、交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を施工計画書に添付しなければならない。</p> <p><b>1-1-33 施設管理</b></p> <p>受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、<b>契約図書</b>における規定の履行をもっても不都合が生じるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</p> <p><b>1-1-34 諸法令の遵守</b></p> <p><b>1.諸法令の遵守</b></p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <table> <tbody> <tr> <td>(1) 会計法</td> <td>(平成18年6月改正 法律第58号)</td> </tr> <tr> <td>(2) 旗設業法</td> <td>(平成25年6月改正 法律第69号)</td> </tr> <tr> <td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td> <td>(平成21年6月改正 法律第51号)</td> </tr> <tr> <td>(4) 労働基準法</td> <td>(平成24年4月改正 法律第49号)</td> </tr> <tr> <td>(5) 労働安全衛生法</td> <td>(平成24年4月改正 法律第29号)</td> </tr> <tr> <td>(6) 作業環境測定法</td> <td>(平成26年6月改正 法律第82号)</td> </tr> <tr> <td>(7) じん肺法</td> <td>(平成26年6月改正 法律第82号)</td> </tr> <tr> <td>(8) 雇用保険法</td> <td>(平成26年6月改正 法律第69号)</td> </tr> <tr> <td>(9) 労働者災害補償保険法</td> <td>(平成26年6月改正 法律第69号)</td> </tr> </tbody> </table> <p>は、下表②～③に示す資格要件のいずれかを満足する者を配置するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>資格要件</th><th>確認資料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 交通誘導警備業務に係る 1 級または 2 級検定合格警備員</td><td>公安委員会が行った交通誘導警備に関する学科及び実技試験に合格し、専門的な知識・技能を有する者。</td><td>交通誘導警備業務に係る 1 級または 2 級検定合格証明書の写し</td></tr> <tr> <td>② 警備員指導教育責任者(2号)</td><td>公安委員会の行った警備員指導教育責任者講習(2号)の試験に合格し、交通誘導警備の専門的な知識・技能を有する者。</td><td>警備員指導教育責任者資格者証(2号)の写し</td></tr> <tr> <td>③ 交通誘導警備業務に従事している者</td><td>警備業法における基本教育及び業務別教育または現任教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。</td><td>警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書)の写し</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 交通誘導警備員の配置にあたっては、監督職員と協議の上、現場条件を十分検討し必要な人數を適正に配置するものとする。ただし、市街地またはDID地区においては、最低1名以上の検定合格者を配置するものとするが、配置が困難な場合は監督職員と協議の上、適正な交通安全計画を提出しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、交通誘導に際し専門的な知識及び技能を有する等、交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を施工計画書に添付しなければならない。</p> <p><b>1-1-33 施設管理</b></p> <p>受注者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第33条の適用部分）について、施工管理上、<b>契約図書</b>における規定の履行をもっても不都合が生じるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。</p> <p><b>1-1-34 諸法令の遵守</b></p> <p><b>1.諸法令の遵守</b></p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <table> <tbody> <tr> <td>(1) 会計法</td> <td>(平成18年6月改正 法律第58号)</td> </tr> <tr> <td>(2) 旗設業法</td> <td>(平成26年6月改正 法律第69号)</td> </tr> <tr> <td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td> <td>(平成21年6月改正 法律第51号)</td> </tr> <tr> <td>(4) 労働基準法</td> <td>(平成27年5月改正 法律第31号)</td> </tr> <tr> <td>(5) 労働安全衛生法</td> <td>(平成27年5月改正 法律第17号)</td> </tr> <tr> <td>(6) 作業環境測定法</td> <td>(平成26年6月改正 法律第82号)</td> </tr> <tr> <td>(7) じん肺法</td> <td>(平成26年6月改正 法律第82号)</td> </tr> <tr> <td>(8) 雇用保険法</td> <td>(平成28年6月改正 法律第68号)</td> </tr> <tr> <td>(9) 労働者災害補償保険法</td> <td>(平成27年5月改正 法律第17号)</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	資格要件	確認資料	① 交通誘導警備業務に係る 1 級または 2 級検定合格警備員	公安委員会が行った交通誘導警備に関する学科及び実技試験に合格し、専門的な知識・技能を有する者。	交通誘導警備業務に係る 1 級または 2 級検定合格証明書の写し	② 警備員指導教育責任者(2号)	公安委員会の行った警備員指導教育責任者講習(2号)の試験に合格し、交通誘導警備の専門的な知識・技能を有する者。	警備員指導教育責任者資格者証(2号)の写し	③ 交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育または現任教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。	警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書)の写し	(1) 会計法	(平成18年6月改正 法律第58号)	(2) 旗設業法	(平成25年6月改正 法律第69号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)	(4) 労働基準法	(平成24年4月改正 法律第49号)	(5) 労働安全衛生法	(平成24年4月改正 法律第29号)	(6) 作業環境測定法	(平成26年6月改正 法律第82号)	(7) じん肺法	(平成26年6月改正 法律第82号)	(8) 雇用保険法	(平成26年6月改正 法律第69号)	(9) 労働者災害補償保険法	(平成26年6月改正 法律第69号)	資 格	資格要件	確認資料	① 交通誘導警備業務に係る 1 級または 2 級検定合格警備員	公安委員会が行った交通誘導警備に関する学科及び実技試験に合格し、専門的な知識・技能を有する者。	交通誘導警備業務に係る 1 級または 2 級検定合格証明書の写し	② 警備員指導教育責任者(2号)	公安委員会の行った警備員指導教育責任者講習(2号)の試験に合格し、交通誘導警備の専門的な知識・技能を有する者。	警備員指導教育責任者資格者証(2号)の写し	③ 交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育または現任教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。	警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書)の写し	(1) 会計法	(平成18年6月改正 法律第58号)	(2) 旗設業法	(平成26年6月改正 法律第69号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)	(4) 労働基準法	(平成27年5月改正 法律第31号)	(5) 労働安全衛生法	(平成27年5月改正 法律第17号)	(6) 作業環境測定法	(平成26年6月改正 法律第82号)	(7) じん肺法	(平成26年6月改正 法律第82号)	(8) 雇用保険法	(平成28年6月改正 法律第68号)	(9) 労働者災害補償保険法	(平成27年5月改正 法律第17号)
資 格	資格要件	確認資料																																																										
① 交通誘導警備業務に係る 1 級または 2 級検定合格警備員	公安委員会が行った交通誘導警備に関する学科及び実技試験に合格し、専門的な知識・技能を有する者。	交通誘導警備業務に係る 1 級または 2 級検定合格証明書の写し																																																										
② 警備員指導教育責任者(2号)	公安委員会の行った警備員指導教育責任者講習(2号)の試験に合格し、交通誘導警備の専門的な知識・技能を有する者。	警備員指導教育責任者資格者証(2号)の写し																																																										
③ 交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育または現任教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。	警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書)の写し																																																										
(1) 会計法	(平成18年6月改正 法律第58号)																																																											
(2) 旗設業法	(平成25年6月改正 法律第69号)																																																											
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)																																																											
(4) 労働基準法	(平成24年4月改正 法律第49号)																																																											
(5) 労働安全衛生法	(平成24年4月改正 法律第29号)																																																											
(6) 作業環境測定法	(平成26年6月改正 法律第82号)																																																											
(7) じん肺法	(平成26年6月改正 法律第82号)																																																											
(8) 雇用保険法	(平成26年6月改正 法律第69号)																																																											
(9) 労働者災害補償保険法	(平成26年6月改正 法律第69号)																																																											
資 格	資格要件	確認資料																																																										
① 交通誘導警備業務に係る 1 級または 2 級検定合格警備員	公安委員会が行った交通誘導警備に関する学科及び実技試験に合格し、専門的な知識・技能を有する者。	交通誘導警備業務に係る 1 級または 2 級検定合格証明書の写し																																																										
② 警備員指導教育責任者(2号)	公安委員会の行った警備員指導教育責任者講習(2号)の試験に合格し、交通誘導警備の専門的な知識・技能を有する者。	警備員指導教育責任者資格者証(2号)の写し																																																										
③ 交通誘導警備業務に従事している者	警備業法における基本教育及び業務別教育または現任教育を終了し、現に交通誘導警備業務に従事している者。	警備員名簿及び警備員手帳(身分証明書)の写し																																																										
(1) 会計法	(平成18年6月改正 法律第58号)																																																											
(2) 旗設業法	(平成26年6月改正 法律第69号)																																																											
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(平成21年6月改正 法律第51号)																																																											
(4) 労働基準法	(平成27年5月改正 法律第31号)																																																											
(5) 労働安全衛生法	(平成27年5月改正 法律第17号)																																																											
(6) 作業環境測定法	(平成26年6月改正 法律第82号)																																																											
(7) じん肺法	(平成26年6月改正 法律第82号)																																																											
(8) 雇用保険法	(平成28年6月改正 法律第68号)																																																											
(9) 労働者災害補償保険法	(平成27年5月改正 法律第17号)																																																											

・誤植の訂正

・法令等の改正

## 北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>(10) 健康保険法 (平成 26 年 5 月改正 法律第 88 号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (平成 26 年 5 月改正 法律第 89 号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成 26 年 11 月改正 法律第 90 号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 91 号)</p> <p>(14) 道路法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 92 号)</p> <p>(15) 道路交通法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 93 号)</p> <p>(16) 道路運送法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 94 号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 95 号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(20) 河川法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 96 号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(22) 港湾法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 97 号)</p> <p>(23) 港則法 (平成 21 年 7 月改正 法律第 49 号)</p> <p>(24) 渔港漁場整備法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(25) 下水道法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 98 号)</p> <p>(26) 航空法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 99 号)</p> <p>(27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(28) 航道法 (平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号)</p> <p>(29) 森林法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 100 号)</p> <p>(30) 環境基本法 (平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号)</p> <p>(31) 火薬類取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 101 号)</p> <p>(32) 大気汚染防止法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 70 号)</p> <p>(33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)</p> <p>(34) 水質汚濁防止法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 60 号)</p> <p>(35) 脱沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)</p> <p>(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)</p> <p>(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 60 号)</p> <p>(38) 文化財保護法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(39) 破利採取法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(40) 電気事業法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)</p> <p>(41) 電気用品安全法 (平成 26 年 12 月改正 法律第 102 号)</p> <p>(42) 消防法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 60 号)</p> <p>(43) 測量法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)</p> <p>(44) 建築基準法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 99 号)</p> <p>(45) 都市公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)</p>	<p>(10) 健康保険法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号)</p> <p>(14) 道路法 (平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号)</p> <p>(15) 道路交通法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号)</p> <p>(16) 道路運送法 (平成 28 年 12 月改正 法律第 108 号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (平成 28 年 11 月改正 法律第 98 号)</p> <p>(18) 砂防法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(20) 河川法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 22 号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(22) 港湾法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 45 号)</p> <p>(23) 港則法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(24) 渔港漁場整備法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(25) 下水道法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号)</p> <p>(26) 航空法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(28) 航道法 (平成 18 年 3 月改正 法律第 19 号)</p> <p>(29) 森林法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)</p> <p>(30) 環境基本法 (平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号)</p> <p>(31) 火薬類取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)</p> <p>(32) 大気汚染防止法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 41 号)</p> <p>(33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)</p> <p>(34) 水質汚濁防止法 (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)</p> <p>(35) 脱沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)</p> <p>(36) 振動規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)</p> <p>(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成 27 年 7 月改正 法律第 58 号)</p> <p>(38) 文化財保護法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(39) 破利採取法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)</p> <p>(40) 電気事業法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 58 号)</p> <p>(41) 電気用品安全法 (平成 26 年 12 月改正 法律第 72 号)</p> <p>(42) 消防法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(43) 測量法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)</p> <p>(44) 建築基準法 (平成 28 年 6 月改正 法律第 72 号)</p> <p>(45) 都市公園法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号)</p>	・法令等の改正

## 北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>(47) 土壌汚染対策法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(48) 駐車場法            (平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号)</p> <p>(49) 電波法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 44 号)</p> <p>(50) 有線電気通信法            (平成 26 年 12 月改正 法律第 45 号)</p> <p>(51) 電気通信事業法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 24 号)</p> <p>(52) 放送法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 24 号)</p> <p>(53) 電気工事士法            (平成 24 年 6 月改正 法律第 47 号)</p> <p>(54) 海上交通安全法            (平成 21 年 7 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(55) 海上衝突予防法            (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)</p> <p>(56) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律            (平成 26 年 6 月改正 法律第 73 号)</p> <p>(57) 船員法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(58) 船舶職員及び小型船舶操縦者法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(59) 船舶安全法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(60) 自然環境保全法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(61) 自然公園法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(62) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律            (平成 26 年 6 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(63) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律            (平成 46 年 7 月改正 法律第 149 号)</p> <p>(64) 河川法施行法            (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)</p> <p>(65) 技術士法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(66) 渔業法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(67) 空港法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 70 号)</p> <p>(68) 計量法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(69) 厚生年金保険法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(70) 航路標識法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(71) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(72) 最低賃金法            (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)</p> <p>(73) 職業安定法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 47 号)</p> <p>(74) 所得税法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 47 号)</p> <p>(75) 水産資源保護法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(76) 船員保険法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(77) 著作権法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(78) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(79) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(80) 農業取締法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p>	<p>(47) 土壌汚染対策法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(48) 駐車場法            (平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号)</p> <p>(49) 電波法            (平成 27 年 5 月改正 法律第 28 号)</p> <p>(50) 有線電気通信法            (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)</p> <p>(51) 電気通信事業法            (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)</p> <p>(52) 放送法            (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号)</p> <p>(53) 電気工事士法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 47 号)</p> <p>(54) 海上交通安全法            (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(55) 海上衝突予防法            (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号)</p> <p>(56) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律            (平成 26 年 6 月改正 法律第 73 号)</p> <p>(57) 船員法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(58) 船舶職員及び小型船舶操縦者法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(59) 船舶安全法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(60) 自然環境保全法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(61) 自然公園法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(62) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律            (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(63) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律            (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号)</p> <p>(64) 河川法施行法 (抄)            (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号)</p> <p>(65) 技術士法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(66) 渔業法            (平成 28 年 5 月改正 法律第 61 号)</p> <p>(67) 空港法            (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)</p> <p>(68) 計量法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(69) 厚生年金保険法            (平成 28 年 12 月改正 法律第 14 号)</p> <p>(70) 航路標識法            (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号)</p> <p>(71) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p>(72) 最低賃金法            (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号)</p> <p>(73) 職業安定法            (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号)</p> <p>(74) 所得税法            (平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号)</p> <p>(75) 水産資源保護法            (平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号)</p> <p>(76) 船員保険法            (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号)</p> <p>(77) 著作権法            (平成 28 年 12 月改正 法律第 108 号)</p> <p>(78) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法            (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号)</p> <p>(79) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号)</p> <p>(80) 農業取締法            (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p>	• 法令等の改正

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>(81) 毒物及び劇物取締法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 102 号)</p> <p>(82) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 27 年 6 月 法律第 54 号)</p> <p>(83) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 56 号)</p> <p>(84) 賃借業法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)</p> <p>(85) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 60 号)</p> <p>(86) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p><b>2.法令違反の処置</b> 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ぼないようにしなければならない。</p> <p><b>3.不適当な契約図書の処置</b> 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書および契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>1-1-35 宮公庁等への手続等</b></p> <p><b>1.一般事項</b> 受注者は、工事期間中、関係官公庁およびその他の関係機関との連絡を保たなければならぬ。</p> <p><b>2.関係機関への届出</b> 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁およびその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。</p> <p><b>3.諸手続きの提示、提出</b> 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</p> <p><b>4.許可承諾条件の遵守</b> 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>5.コミュニケーション</b> 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p><b>6.苦情対応</b> 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たなければならぬ。</p> <p><b>7.交渉時の注意</b> 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において</p> <p>(81) 毒物及び劇物取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号)</p> <p>(82) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 27 年 6 月 法律第 50 号)</p> <p>(83) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 56 号)</p> <p>(84) 賃借業法 (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号)</p> <p>(85) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 28 年 6 月改正 法律第 51 号)</p> <p>(86) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号)</p> <p><b>2.法令違反の処置</b> 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ぼないようにしなければならない。</p> <p><b>3.不適当な契約図書の処置</b> 受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書および契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>1-1-35 宮公庁等への手続等</b></p> <p><b>1.一般事項</b> 受注者は、工事期間中、関係官公庁およびその他の関係機関との連絡を保たなければならぬ。</p> <p><b>2.関係機関への届出</b> 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁およびその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。</p> <p><b>3.諸手続きの提示、提出</b> 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</p> <p><b>4.許可承諾条件の遵守</b> 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</p> <p><b>5.コミュニケーション</b> 受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p><b>6.苦情対応</b> 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたなければならぬ。</p> <p><b>7.交渉時の注意</b> 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において</p>	<p>・土木工事共通仕様書改定</p> <p>・土木仕様書と整合</p> <p>・誤植の訂正</p>	

## 北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p><b>8.交渉内容明確化</b></p> <p>受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p><b>1－1－36 施工時期及び施工時間の変更</b></p> <p><b>1.施工時間の変更</b></p> <p>受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。</p> <p><b>2.休日又は夜間の作業連絡</b></p> <p>受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。</p> <p>ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。</p> <p><b>1－1－37 工事測量</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、綫断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>2.引照点等の設置</b></p> <p>受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。</p> <p><b>3.工事用測量標の取扱い</b></p> <p>受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することができる場合は、監督職員の承認を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p><b>4.既存杭の保全</b></p> <p>受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p> <p><b>5.水準測量・水深測量</b></p> <p>水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準</p>	<p>行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p><b>8.交渉内容明確化</b></p> <p>受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p> <p><b>1－1－36 施工時期及び施工時間の変更</b></p> <p><b>1.施工時間の変更</b></p> <p>受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。</p> <p><b>2.休日又は夜間の作業連絡</b></p> <p>受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。</p> <p>ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。</p> <p><b>1－1－37 工事測量</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、綫断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p><b>2.引照点等の設置</b></p> <p>受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。</p> <p><b>3.工事用測量標の取扱い</b></p> <p>受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することができる場合は、監督職員の承認を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p><b>4.既存杭の保全</b></p> <p>受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p> <p><b>5.水準測量・水深測量</b></p> <p>水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準</p>	<p>・誤植の訂正</p>

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>として行うものとする。</p> <p><b>1-1-38 不可抗力による損害</b></p> <p><b>1.工事災害の報告</b></p> <p>受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに<u>損害発生通知書</u>を監督職員を通じて発注者に<u>通知</u>しなければならない。</p> <p><b>2.設計図書で定めた基準</b></p> <p>契約書第29条第1項に規定する「<u>設計図書</u>で定めた<u>基準</u>」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</p> <p>(2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。            ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上            ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上            ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上            ④ その他<u>設計図書</u>で定めた基準</p> <p>(3) 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あつた場合</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲におたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p><b>3.その他</b></p> <p>契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、<u>設計図書</u>及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p><b>1-1-39 特許権等</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、特許権等を使用する場合、<u>設計図書</u>に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と<u>協議</u>しなければならない。</p> <p><b>2.保全措置</b></p> <p>受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等についても、発注者と<u>協議</u>しなければならない。</p> <p><b>3.著作権法に規定される著作物</b></p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成28年4月27日改正 法律第56号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注</p> <p>として行うものとする。</p> <p><b>1-1-38 不可抗力による損害</b></p> <p><b>1.工事災害の報告</b></p> <p>受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに<u>損害発生通知書</u>を監督職員を通じて発注者に<u>通知</u>しなければならない。</p> <p><b>2.設計図書で定めた基準</b></p> <p>契約書第29条第1項に規定する「<u>設計図書</u>で定めた<u>基準</u>」とは、以下の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 波浪、高潮に起因する場合 波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</p> <p>(2) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。            ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上            ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上            ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上            ④ その他<u>設計図書</u>で定めた基準</p> <p>(3) 強風に起因する場合 最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あつた場合</p> <p>(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合</p> <p>(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲におたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p><b>3.その他</b></p> <p>契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、<u>設計図書</u>及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p> <p><b>1-1-39 特許権等</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、特許権等を使用する場合、<u>設計図書</u>に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と<u>協議</u>しなければならない。</p> <p><b>2.保全措置</b></p> <p>受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等についても、発注者と<u>協議</u>しなければならない。</p> <p><b>3.著作権法に規定される著作物</b></p> <p>発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成28年4月27日改正 法律第56号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注</p>	<p>・土木仕様書と整合 ・基準類の改定</p>	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>香に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p><b>1-1-40 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、既存爆薬物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に<b>設計図書</b>に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。</p> <p><b>2.回航保険</b></p> <p>受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。</p> <p><b>3.保険加入の義務</b></p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び<b>中小企業共済金共済法</b>の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><b>4.補償</b></p> <p>受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p><b>5.掛金収納書の提出</b></p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>1-1-41 臨機の措置</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならぬ。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。</p> <p><b>2.天災等</b></p> <p>監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p> <p><b>1-1-42 主任技術者または監理技術者の変更</b> 開発局独自</p> <p>受注者は、工事の継続性等に支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。</p> <p>(1) 技術者の事情（死亡、傷病、退職等）により交代が必要と認められる場合。</p> <p>(2) 受注者の責によらない理由により、工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合。</p> <p>(3) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。</p>	<p>香に帰属するものとする。</p> <p>なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。</p> <p><b>1-1-40 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、既存爆薬物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に<b>設計図書</b>に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。</p> <p><b>2.回航保険</b></p> <p>受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。</p> <p><b>3.保険加入の義務</b></p> <p>受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び<b>厚生年金保険法</b>の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p><b>4.補償</b></p> <p>受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p><b>5.掛金収納書の提出</b></p> <p>受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>1-1-41 臨機の措置</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならぬ。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。</p> <p><b>2.天災等</b></p> <p>監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p> <p><b>1-1-42 主任技術者または監理技術者の変更</b> 開発局独自</p> <p>受注者は、工事の継続性等に支障がないと認められる場合において、監督職員との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。</p> <p>(1) 技術者の事情（死亡、傷病、退職等）により交代が必要と認められる場合。</p> <p>(2) 受注者の責によらない理由により、工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合。</p> <p>(3) 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。</p>	<p>・土木仕様書と整合</p>

現 行	改 定	適 用
<p>第2編 器具及び材料編</p> <p>第1章 一般事項</p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>工事に使用する器具及び材料（以下、「器材」という。）は、設計図書に品質、規格を明示した場合を除き、この<u>工事仕様書</u>に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。<u>要注記</u>ただし、監督職員が承認した器材及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。</p> <p><b>第2節 器材の品質</b></p> <p>1. 受注者は、工事に使用した器材の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p> <p>2. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>3. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事器材について、JIS、電気学会電気規格調査会標準規格（以下、「JEC」という。）、日本電機工業会規格（以下、「JEM」という。）または設計図書で<u>指示する</u>方法により、試験を実施しその結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。</p> <p>4. 受注者は、設計図書において指定された、工事器材について、見本又は品質を証明する資料を工事器材を使用するまでに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p>	<p>第2編 器具及び材料編</p> <p>第1章 一般事項</p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>工事に使用する器具及び材料（以下、「器材」という。）は、設計図書に品質、規格を明示した場合を除き、この<u>工事仕様書</u>に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承認した器材及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。</p> <p><b>第2節 器材の品質</b></p> <p>1. <b>一般事項</b></p> <p>受注者は、工事に使用した器材の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</p> <p>2. <b>中等の品質</b></p> <p>契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>3. <b>試験を行う工事材料</b></p> <p>受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事器材について、JIS、電気学会電気規格調査会標準規格（以下、「JEC」という。）、日本電機工業会規格（以下、「JEM」という。）または設計図書で<u>定める</u>方法により、試験を実施しその結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。</p> <p>4. <b>見本・品質証明資料</b></p> <p>受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認を受けて使用することを指定された、工事器材について、見本又は品質を証明する資料を工事器材を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。</p> <p>なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。</p>	<p>・土木工事共通仕様書改定</p> <p>・土木工事共通仕様書と整合</p>

現 行	改 定	適 用
<p>5. 受注者は、工事器材を使用するまでに絶縁劣下及び性能低下をきたすことがないよう、これを保管しなければならない。なお、性能低下等により工事器材の使用が、不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する器材については、再度確認を受けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、設計図書において、確認を受けることとしている工事器材については、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>7. 受注者は、第1節でいら同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。 なお、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督職員に提出するものとする。また、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出するものとする。</p>	<p><b>5. 材料の保管</b> 受注者は、工事器材を使用するまでに絶縁劣下及び性能低下をきたすことがないよう、これを保管しなければならない。なお、性能低下等により工事器材の使用が、不適当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する器材については、再度確認を受けなければならない。</p> <p><b>6. 海外の建設資材の品質証明</b> 受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができます。</p>	<p>・土木工事共通仕様書と整合</p>

表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分/細別	品目	対応JIS規格 (参考)
I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210
	高炉セメント	JIS R 5211
	シリカセメント	JIS R 5212
	フライアッシュセメント	JIS R 5213
II 鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
6 ブレストレス	PC鋼線及びPC鋼より線	JIS G 3536
	PC鋼棒	JIS G 3109
	ビアノ線材	JIS G 3502
用鋼材	硬鋼線材	JIS G 3506

## 北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用																																																												
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">7 鉄鋼</td> <td>鉄線</td><td>JIS G 3532</td></tr> <tr> <td>溶接金網</td><td>JIS G 3551</td></tr> <tr> <td>ひし形金網</td><td>JIS G 3552</td></tr> <tr> <td rowspan="4">8 鋼製 ぐい 及び鋼矢板</td> <td>鋼管 ぐい</td><td>JIS A 5525</td></tr> <tr> <td>H形鋼 ぐい</td><td>JIS A 5526</td></tr> <tr> <td>熱間圧延鋼矢板</td><td>JIS A 5528</td></tr> <tr> <td>鋼管矢板</td><td>JIS A 5530</td></tr> <tr> <td rowspan="4">9 鋼製支保工</td> <td>一般構造用圧延鋼材</td><td>JIS G 3101</td></tr> <tr> <td>六角ボルト</td><td>JIS B 1180</td></tr> <tr> <td>六角ナット</td><td>JIS B 1181</td></tr> <tr> <td>摩擦接合用高力六角ボルト、 六角ナット、平座金のセット</td><td>JIS B 1186</td></tr> <tr> <td colspan="2">III 道路材料</td><td>日本道路 規定規格</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>石油アスファルト乳剤</td><td>JIS K 2208</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">IV 割ぐり石及び骨材</td><td>割ぐり石</td><td>JIS A 5006</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>道路用碎石</td><td>JIS A 5001</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>アスファルト舗装用骨材</td><td>JIS A 5001</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>フィラー（舗装用石灰石粉）</td><td>JIS A 5008</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>コンクリート用碎石及び碎砂</td><td>JIS A 5005</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>コンクリート用スラグ骨材</td><td>JIS A 5011</td></tr> <tr> <td colspan="2"></td><td>道路用鉄鋼スラグ</td><td>JIS A 5015</td></tr> </tbody> </table>	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	溶接金網	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	8 鋼製 ぐい 及び鋼矢板	鋼管 ぐい	JIS A 5525	H形鋼 ぐい	JIS A 5526	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	鋼管矢板	JIS A 5530	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	六角ボルト	JIS B 1180	六角ナット	JIS B 1181	摩擦接合用高力六角ボルト、 六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186	III 道路材料		日本道路 規定規格			石油アスファルト乳剤	JIS K 2208	IV 割ぐり石及び骨材		割ぐり石	JIS A 5006			道路用碎石	JIS A 5001			アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001			フィラー（舗装用石灰石粉）	JIS A 5008			コンクリート用碎石及び碎砂	JIS A 5005			コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011			道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015	
7 鉄鋼	鉄線		JIS G 3532																																																											
	溶接金網		JIS G 3551																																																											
	ひし形金網	JIS G 3552																																																												
8 鋼製 ぐい 及び鋼矢板	鋼管 ぐい	JIS A 5525																																																												
	H形鋼 ぐい	JIS A 5526																																																												
	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528																																																												
	鋼管矢板	JIS A 5530																																																												
9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																												
	六角ボルト	JIS B 1180																																																												
	六角ナット	JIS B 1181																																																												
	摩擦接合用高力六角ボルト、 六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186																																																												
III 道路材料		日本道路 規定規格																																																												
		石油アスファルト乳剤	JIS K 2208																																																											
IV 割ぐり石及び骨材		割ぐり石	JIS A 5006																																																											
		道路用碎石	JIS A 5001																																																											
		アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001																																																											
		フィラー（舗装用石灰石粉）	JIS A 5008																																																											
		コンクリート用碎石及び碎砂	JIS A 5005																																																											
		コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011																																																											
		道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015																																																											

現 行	改 定	適 用
<p><b>第2章 土木工事材料</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>土木工事材料は、「<u>道路・河川工事仕様書</u>」第2編第2章—土木工事材料—第1節—土～第13節—その他—による。ただし、この<u>工事仕様書</u>に記載されている事項は、この限りではない。</p>	<p><b>第2章 土木工事材料</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>土木工事材料は、「<u>道路・河川工事仕様書</u>」第2編第2章土木工事材料第1節土～第13節その他の規定による。ただし、この<u>工事仕様書</u>に記載されている事項は、この限りではない。</p>	<p>・引用元表示の統一</p>

現 行	改 定	適 用																																																																																																																								
<p><b>第3章 電気通信設備工事材料</b></p> <p><b>第1節 電線類</b></p> <p><b>3-1-1 電力用</b></p> <p>電力用の電線類は、表2-3-1に示す規格に適合するものとする。</p> <p>表2-3-1 電線類（電力用） 1/2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬 銅 線</td> <td>JIS C 3101 電気用硬銅線<del>H0</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬 銅 より 線</td> <td>JIS C 3105 硬銅より線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軟 銅 線</td> <td>JIS C 3102 電気用軟銅線<del>H1</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬 アルミ より 線</td> <td>JIS C 3109 硬アルミニウムより線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機 器 用 ビニル 線</td> <td>JIS C 3316 電気機器用ビニル絶縁電線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軟 銅 より 線</td> <td>JCS 1226 軟銅より線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビ ニ ル 電 線</td> <td>JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線(IV)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐 熱 ビニル 電 線</td> <td>JIS C 3317 600V二種ビニル絶縁電線(HIV)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン 電 線</td> <td>JCS 3410 600Vポリエチレン絶縁電線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>O W 電 線</td> <td>JIS C 3340 屋外用ビニル絶縁電線(OW)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D V 電 線</td> <td>JIS C 3341 引込用ビニル絶縁電線(DV)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>O E 電 線</td> <td>6600V屋外用ポリエチレン絶縁電線 C-106 (OE)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>O C 電 線</td> <td>6600V屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 C-107 (OC)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 壓 引 下 線</td> <td>JIS C 3609 高圧引下用<del>架橋</del>ポリエチレン絶縁電線<del>(HPE)</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビニルケーブル</td> <td>JIS C 3342 600Vビニル絶縁ビニル シースケーブル(VV□)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>600Vポリエチレン ケーブル</td> <td>JIS C 3605 600Vポリエチレンケーブル (600V CV) (600V CE)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧架橋ポリエチレン ケーブル</td> <td>JIS C 3606 高圧架橋ポリエチレンケーブル (6000V CV) (6000V CVT)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御ケーブル</td> <td>JIS C 3401 制御用ケーブル(CVV)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御ケーブル (遮へい付)</td> <td>JCS 4258 制御用ケーブル(遮へい付) (CVV-S)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	備 考	硬 銅 線	JIS C 3101 電気用硬銅線 <del>H0</del>		硬 銅 より 線	JIS C 3105 硬銅より線		軟 銅 線	JIS C 3102 電気用軟銅線 <del>H1</del>		硬 アルミ より 線	JIS C 3109 硬アルミニウムより線		機 器 用 ビニル 線	JIS C 3316 電気機器用ビニル絶縁電線		軟 銅 より 線	JCS 1226 軟銅より線		ビ ニ ル 電 線	JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線(IV)		耐 熱 ビニル 電 線	JIS C 3317 600V二種ビニル絶縁電線(HIV)		ポリエチレン 電 線	JCS 3410 600Vポリエチレン絶縁電線		O W 電 線	JIS C 3340 屋外用ビニル絶縁電線(OW)		D V 電 線	JIS C 3341 引込用ビニル絶縁電線(DV)		O E 電 線	6600V屋外用ポリエチレン絶縁電線 C-106 (OE)		O C 電 線	6600V屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 C-107 (OC)		高 壓 引 下 線	JIS C 3609 高圧引下用 <del>架橋</del> ポリエチレン絶縁電線 <del>(HPE)</del>		ビニルケーブル	JIS C 3342 600Vビニル絶縁ビニル シースケーブル(VV□)		600Vポリエチレン ケーブル	JIS C 3605 600Vポリエチレンケーブル (600V CV) (600V CE)		高圧架橋ポリエチレン ケーブル	JIS C 3606 高圧架橋ポリエチレンケーブル (6000V CV) (6000V CVT)		制御ケーブル	JIS C 3401 制御用ケーブル(CVV)		制御ケーブル (遮へい付)	JCS 4258 制御用ケーブル(遮へい付) (CVV-S)		<p><b>第3章 電気通信設備工事材料</b></p> <p><b>第1節 電線類</b></p> <p><b>3-1-1 電力用</b></p> <p>電力用の電線類は、表2-3-1に示す規格に適合するものとする。</p> <p>表2-3-1 電線類（電力用） 1/2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬 銅 線</td> <td>JIS C 3101 電気用硬銅線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬 銅 より 線</td> <td>JIS C 3105 硬銅より線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軟 銅 線</td> <td>JIS C 3102 電気用軟銅線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬 アルミ より 線</td> <td>JIS C 3109 硬アルミニウムより線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機 器 用 ビニル 線</td> <td>JIS C 3316 電気機器用ビニル絶縁電線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>軟 銅 より 線</td> <td>JCS 1226 軟銅より線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビ ニ ル 電 線</td> <td>JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線(IV)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐 熱 ビニル 電 線</td> <td>JIS C 3317 600V二種ビニル絶縁電線(HIV)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン 電 線</td> <td>JCS 3410 600Vポリエチレン絶縁電線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>O W 電 線</td> <td>JIS C 3340 屋外用ビニル絶縁電線(OW)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D V 電 線</td> <td>JIS C 3341 引込用ビニル絶縁電線(DV)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>O E 電 線</td> <td>電力用規格 6600V屋外用ポリエチレン絶縁電線 C-106 (OE)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>O C 電 線</td> <td>電力用規格 6600V屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 C-107 (OC)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高 壓 引 下 線</td> <td>JIS C 3609 高圧引下用電線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ビニルケーブル</td> <td>JIS C 3342 600Vビニル絶縁ビニル シースケーブル(VV□)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>600Vポリエチレン ケーブル</td> <td>JIS C 3605 600Vポリエチレンケーブル (600V CV) (600V CE)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高圧架橋ポリエチレン ケーブル</td> <td>JIS C 3606 高圧架橋ポリエチレンケーブル (6000V CV) (6000V CVT)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御ケーブル</td> <td>JIS C 3401 制御用ケーブル(CVV)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御ケーブル (遮へい付)</td> <td>JCS 4258 制御用ケーブル(遮へい付) (CVV-S)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	備 考	硬 銅 線	JIS C 3101 電気用硬銅線		硬 銅 より 線	JIS C 3105 硬銅より線		軟 銅 線	JIS C 3102 電気用軟銅線		硬 アルミ より 線	JIS C 3109 硬アルミニウムより線		機 器 用 ビニル 線	JIS C 3316 電気機器用ビニル絶縁電線		軟 銅 より 線	JCS 1226 軟銅より線		ビ ニ ル 電 線	JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線(IV)		耐 熱 ビニル 電 線	JIS C 3317 600V二種ビニル絶縁電線(HIV)		ポリエチレン 電 線	JCS 3410 600Vポリエチレン絶縁電線		O W 電 線	JIS C 3340 屋外用ビニル絶縁電線(OW)		D V 電 線	JIS C 3341 引込用ビニル絶縁電線(DV)		O E 電 線	電力用規格 6600V屋外用ポリエチレン絶縁電線 C-106 (OE)		O C 電 線	電力用規格 6600V屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 C-107 (OC)		高 壓 引 下 線	JIS C 3609 高圧引下用電線		ビニルケーブル	JIS C 3342 600Vビニル絶縁ビニル シースケーブル(VV□)		600Vポリエチレン ケーブル	JIS C 3605 600Vポリエチレンケーブル (600V CV) (600V CE)		高圧架橋ポリエチレン ケーブル	JIS C 3606 高圧架橋ポリエチレンケーブル (6000V CV) (6000V CVT)		制御ケーブル	JIS C 3401 制御用ケーブル(CVV)		制御ケーブル (遮へい付)	JCS 4258 制御用ケーブル(遮へい付) (CVV-S)		・JIS等最新改定の反映
呼 称	規 格	備 考																																																																																																																								
硬 銅 線	JIS C 3101 電気用硬銅線 <del>H0</del>																																																																																																																									
硬 銅 より 線	JIS C 3105 硬銅より線																																																																																																																									
軟 銅 線	JIS C 3102 電気用軟銅線 <del>H1</del>																																																																																																																									
硬 アルミ より 線	JIS C 3109 硬アルミニウムより線																																																																																																																									
機 器 用 ビニル 線	JIS C 3316 電気機器用ビニル絶縁電線																																																																																																																									
軟 銅 より 線	JCS 1226 軟銅より線																																																																																																																									
ビ ニ ル 電 線	JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線(IV)																																																																																																																									
耐 熱 ビニル 電 線	JIS C 3317 600V二種ビニル絶縁電線(HIV)																																																																																																																									
ポリエチレン 電 線	JCS 3410 600Vポリエチレン絶縁電線																																																																																																																									
O W 電 線	JIS C 3340 屋外用ビニル絶縁電線(OW)																																																																																																																									
D V 電 線	JIS C 3341 引込用ビニル絶縁電線(DV)																																																																																																																									
O E 電 線	6600V屋外用ポリエチレン絶縁電線 C-106 (OE)																																																																																																																									
O C 電 線	6600V屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 C-107 (OC)																																																																																																																									
高 壓 引 下 線	JIS C 3609 高圧引下用 <del>架橋</del> ポリエチレン絶縁電線 <del>(HPE)</del>																																																																																																																									
ビニルケーブル	JIS C 3342 600Vビニル絶縁ビニル シースケーブル(VV□)																																																																																																																									
600Vポリエチレン ケーブル	JIS C 3605 600Vポリエチレンケーブル (600V CV) (600V CE)																																																																																																																									
高圧架橋ポリエチレン ケーブル	JIS C 3606 高圧架橋ポリエチレンケーブル (6000V CV) (6000V CVT)																																																																																																																									
制御ケーブル	JIS C 3401 制御用ケーブル(CVV)																																																																																																																									
制御ケーブル (遮へい付)	JCS 4258 制御用ケーブル(遮へい付) (CVV-S)																																																																																																																									
呼 称	規 格	備 考																																																																																																																								
硬 銅 線	JIS C 3101 電気用硬銅線																																																																																																																									
硬 銅 より 線	JIS C 3105 硬銅より線																																																																																																																									
軟 銅 線	JIS C 3102 電気用軟銅線																																																																																																																									
硬 アルミ より 線	JIS C 3109 硬アルミニウムより線																																																																																																																									
機 器 用 ビニル 線	JIS C 3316 電気機器用ビニル絶縁電線																																																																																																																									
軟 銅 より 線	JCS 1226 軟銅より線																																																																																																																									
ビ ニ ル 電 線	JIS C 3307 600Vビニル絶縁電線(IV)																																																																																																																									
耐 熱 ビニル 電 線	JIS C 3317 600V二種ビニル絶縁電線(HIV)																																																																																																																									
ポリエチレン 電 線	JCS 3410 600Vポリエチレン絶縁電線																																																																																																																									
O W 電 線	JIS C 3340 屋外用ビニル絶縁電線(OW)																																																																																																																									
D V 電 線	JIS C 3341 引込用ビニル絶縁電線(DV)																																																																																																																									
O E 電 線	電力用規格 6600V屋外用ポリエチレン絶縁電線 C-106 (OE)																																																																																																																									
O C 電 線	電力用規格 6600V屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 C-107 (OC)																																																																																																																									
高 壓 引 下 線	JIS C 3609 高圧引下用電線																																																																																																																									
ビニルケーブル	JIS C 3342 600Vビニル絶縁ビニル シースケーブル(VV□)																																																																																																																									
600Vポリエチレン ケーブル	JIS C 3605 600Vポリエチレンケーブル (600V CV) (600V CE)																																																																																																																									
高圧架橋ポリエチレン ケーブル	JIS C 3606 高圧架橋ポリエチレンケーブル (6000V CV) (6000V CVT)																																																																																																																									
制御ケーブル	JIS C 3401 制御用ケーブル(CVV)																																																																																																																									
制御ケーブル (遮へい付)	JCS 4258 制御用ケーブル(遮へい付) (CVV-S)																																																																																																																									

## 北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用																																				
<p style="text-align: center;">2/2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">耐 火 ケ ー ブ ル 「耐火電線の基準」(平成8年12月18日消防庁告示第14号)</td> <td style="width: 33.33%;">耐 热 ケ ー ブ ル 耐熱電線の基準」(平成9年12月18日消防庁告示第11号)</td> <td style="width: 33.33%;">JCS1236 平 漆 銅 線</td> </tr> <tr> <td>M I ケ ー ブ ル 電気設備の技術基準の解釈 「低圧ケーブル」第9条3 M I ケーブル規格</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 「電線の性能」第3条</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 「低圧ケーブル」第9条3 M I ケーブル規格</td> </tr> <tr> <td>被付鋼管がい装ケーブル 電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル」第10条3 CDケーブル規格</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル」第10条4-2 鉛被ケーブル規格</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル」第10条3 CDケーブル規格</td> </tr> <tr> <td>コンクリート直埋用 ケ ー ブ ル ゴムキャブタイヤ ケ ー ブ ル ビニルキャブタイヤ ケ ー ブ ル ビ ニ ル コ ー ド</td> <td>JIS C 3651 ヒーティング施設の施工方法「付属書発熱線等」 JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)</td> <td>JIS C 3651 ヒーティング施設の施工方法「付属書発熱線等」 JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JIS C 3312 600ビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)</td> <td>JIS C 3312 600Vビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)</td> <td>JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)</td> </tr> </table>	耐 火 ケ ー ブ ル 「耐火電線の基準」(平成8年12月18日消防庁告示第14号)	耐 热 ケ ー ブ ル 耐熱電線の基準」(平成9年12月18日消防庁告示第11号)	JCS1236 平 漆 銅 線	M I ケ ー ブ ル 電気設備の技術基準の解釈 「低圧ケーブル」第9条3 M I ケーブル規格	電気設備の技術基準の解釈 「電線の性能」第3条	電気設備の技術基準の解釈 「低圧ケーブル」第9条3 M I ケーブル規格	被付鋼管がい装ケーブル 電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル」第10条3 CDケーブル規格	電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル」第10条4-2 鉛被ケーブル規格	電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル」第10条3 CDケーブル規格	コンクリート直埋用 ケ ー ブ ル ゴムキャブタイヤ ケ ー ブ ル ビニルキャブタイヤ ケ ー ブ ル ビ ニ ル コ ー ド	JIS C 3651 ヒーティング施設の施工方法「付属書発熱線等」 JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)	JIS C 3651 ヒーティング施設の施工方法「付属書発熱線等」 JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)		JIS C 3312 600ビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)	JIS C 3312 600Vビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)		JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)	JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)	<p style="text-align: center;">2/2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">耐 火 ケ ー ブ ル 「耐火電線の基準」(平成26年4月14日消防庁告示第11号)</td> <td style="width: 33.33%;">耐 热 ケ ー ブ ル 耐熱電線の基準」(平成9年12月18日消防庁告示第11号)</td> <td style="width: 33.33%;">JCS1236 平 漆 銅 線</td> </tr> <tr> <td>M I ケ ー ブ ル 電気設備の技術基準の解釈 「低圧ケーブル」第9条3 M I ケーブル規格</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 「電線の性能」第3条</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 「低圧ケーブル」第9条3 M I ケーブル規格</td> </tr> <tr> <td>被付鋼管がい装ケーブル 電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル」第10条3 CDケーブル規格</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル」第10条4-2 鉛被ケーブル規格</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル」第10条3 CDケーブル規格</td> </tr> <tr> <td>コンクリート直埋用 ケ ー ブ ル ゴムキャブタイヤ ケ ー ブ ル ビニルキャブタイヤ ケ ー ブ ル ビ ニ ル コ ー ド</td> <td>JIS C 3651 ヒーティング施設の施工方法「付属書発熱線等」 JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)</td> <td>JIS C 3651 ヒーティング施設の施工方法「付属書発熱線等」 JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JIS C 3312 600ビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)</td> <td>JIS C 3312 600Vビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)</td> <td>JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)</td> </tr> </table>	耐 火 ケ ー ブ ル 「耐火電線の基準」(平成26年4月14日消防庁告示第11号)	耐 热 ケ ー ブ ル 耐熱電線の基準」(平成9年12月18日消防庁告示第11号)	JCS1236 平 漆 銅 線	M I ケ ー ブ ル 電気設備の技術基準の解釈 「低圧ケーブル」第9条3 M I ケーブル規格	電気設備の技術基準の解釈 「電線の性能」第3条	電気設備の技術基準の解釈 「低圧ケーブル」第9条3 M I ケーブル規格	被付鋼管がい装ケーブル 電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル」第10条3 CDケーブル規格	電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル」第10条4-2 鉛被ケーブル規格	電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル」第10条3 CDケーブル規格	コンクリート直埋用 ケ ー ブ ル ゴムキャブタイヤ ケ ー ブ ル ビニルキャブタイヤ ケ ー ブ ル ビ ニ ル コ ー ド	JIS C 3651 ヒーティング施設の施工方法「付属書発熱線等」 JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)	JIS C 3651 ヒーティング施設の施工方法「付属書発熱線等」 JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)		JIS C 3312 600ビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)	JIS C 3312 600Vビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)		JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)	JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準等改定の反映</li> <li>・用語の統一</li> <li>・基準等改定の反映</li> <li>・誤植の修正</li> </ul>
耐 火 ケ ー ブ ル 「耐火電線の基準」(平成8年12月18日消防庁告示第14号)	耐 热 ケ ー ブ ル 耐熱電線の基準」(平成9年12月18日消防庁告示第11号)	JCS1236 平 漆 銅 線																																				
M I ケ ー ブ ル 電気設備の技術基準の解釈 「低圧ケーブル」第9条3 M I ケーブル規格	電気設備の技術基準の解釈 「電線の性能」第3条	電気設備の技術基準の解釈 「低圧ケーブル」第9条3 M I ケーブル規格																																				
被付鋼管がい装ケーブル 電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル」第10条3 CDケーブル規格	電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル」第10条4-2 鉛被ケーブル規格	電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル」第10条3 CDケーブル規格																																				
コンクリート直埋用 ケ ー ブ ル ゴムキャブタイヤ ケ ー ブ ル ビニルキャブタイヤ ケ ー ブ ル ビ ニ ル コ ー ド	JIS C 3651 ヒーティング施設の施工方法「付属書発熱線等」 JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)	JIS C 3651 ヒーティング施設の施工方法「付属書発熱線等」 JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)																																				
	JIS C 3312 600ビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)	JIS C 3312 600Vビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)																																				
	JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)	JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)																																				
耐 火 ケ ー ブ ル 「耐火電線の基準」(平成26年4月14日消防庁告示第11号)	耐 热 ケ ー ブ ル 耐熱電線の基準」(平成9年12月18日消防庁告示第11号)	JCS1236 平 漆 銅 線																																				
M I ケ ー ブ ル 電気設備の技術基準の解釈 「低圧ケーブル」第9条3 M I ケーブル規格	電気設備の技術基準の解釈 「電線の性能」第3条	電気設備の技術基準の解釈 「低圧ケーブル」第9条3 M I ケーブル規格																																				
被付鋼管がい装ケーブル 電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル」第10条3 CDケーブル規格	電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル及び特別高圧ケーブル」第10条4-2 鉛被ケーブル規格	電気設備の技術基準の解釈 「高圧ケーブル」第10条3 CDケーブル規格																																				
コンクリート直埋用 ケ ー ブ ル ゴムキャブタイヤ ケ ー ブ ル ビニルキャブタイヤ ケ ー ブ ル ビ ニ ル コ ー ド	JIS C 3651 ヒーティング施設の施工方法「付属書発熱線等」 JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)	JIS C 3651 ヒーティング施設の施工方法「付属書発熱線等」 JIS C 3327 600Vゴムキャブタイヤケーブル (CT) (RNCT)																																				
	JIS C 3312 600ビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)	JIS C 3312 600Vビニル絶縁 ビニルキャブタイヤケーブル (VCT)																																				
	JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)	JIS C 3306 ビニルコード (VCTF)																																				

現 行	改 定	適 用																																																																																																																																																						
<p><b>3-1-2 通信用</b> 通信用の電線類は、表2-3-2に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>表2-3-2 電線類（通信用）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋 内 通 信 線</td><td>JCS 9068</td><td>屋内用通信電線 (TIEV)</td></tr> <tr> <td>屋 外 通 信 線</td><td>JCS 9069</td><td>屋外用通信電線 (TOEV-SS)</td></tr> <tr> <td>機 内 ケ ー ブ ル</td><td>JCS 9070</td><td>通信用機内ケーブル (TIEV)</td></tr> <tr> <td>ボタン電話用ケーブル</td><td>JCS 9071</td><td>屋内用ボタン電話ケーブル (BTIEV)</td></tr> <tr> <td>電子ボタン電話用ケーブル</td><td>JCS 5504</td><td>電子ボタン電話用ケーブル</td></tr> <tr> <td>C C P ケ ー ブ ル</td><td>JCS 9072</td><td>着色識別星形ポリエチレン絶縁 ポリエチレンシースケーブル</td></tr> <tr> <td>C P E V ケ ー ブ ル</td><td>JCS 5224</td><td>市内対ポリエチレン絶縁ビニルシ ースケーブル</td></tr> <tr> <td>C P E E ケ ー ブ ル</td><td>JCS 5287</td><td>市内対ポリエチレン絶縁ポリエチ レンシースケーブル</td></tr> <tr> <td>F C P E V ケ ー ブ ル</td><td>JCS 5402</td><td>着色識別ポリエチレン絶縁ビニ ルシースケーブル</td></tr> <tr> <td>警 報 用 ケ ー ブ ル</td><td>JCS 4396</td><td>警報用ポリエチレン絶縁ケーブ ル</td></tr> <tr> <td>同 軸 ケ ー ブ ル</td><td>JIS C 3501</td><td>高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)</td></tr> <tr> <td></td><td>JIS C 3502</td><td>テレビジョン受信用 同軸ケーブル</td></tr> <tr> <td></td><td>JIS C 3503</td><td>CATV用 (給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケー ブル</td></tr> <tr> <td></td><td>JCS 5058</td><td>テレビジョン受信用高発泡 プラスチック絶縁ラミネート シース同軸ケーブル</td></tr> <tr> <td>プリント局内ケーブル</td><td>NTT 用品</td><td>プリント局内ケーブル(SWVP)</td></tr> <tr> <td>S D ウ イ ャ</td><td>JCS 9073</td><td>SDワイヤ</td></tr> <tr> <td>マイクロホンコード</td><td>JCS 4271</td><td>マイクロホン用ビニルコード</td></tr> <tr> <td>漏洩同軸ケーブル</td><td></td><td>漏洩同軸ケーブル (LCX)</td></tr> <tr> <td>高周波同軸コネクタ</td><td>JIS C 5410</td><td>高周波同軸コネクタ通則</td></tr> <tr> <td>"</td><td>JIS C 5412</td><td>" C02形 "</td></tr> <tr> <td>"</td><td>JIS C 5413</td><td>" C03形 "</td></tr> <tr> <td>"</td><td>JIS C 5414</td><td>" C04形 "</td></tr> <tr> <td>"</td><td>JIS C 5415</td><td>" C05形 "</td></tr> <tr> <td>"</td><td>JIS C 5419</td><td>" C11形 "</td></tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	備 考	屋 内 通 信 線	JCS 9068	屋内用通信電線 (TIEV)	屋 外 通 信 線	JCS 9069	屋外用通信電線 (TOEV-SS)	機 内 ケ ー ブ ル	JCS 9070	通信用機内ケーブル (TIEV)	ボタン電話用ケーブル	JCS 9071	屋内用ボタン電話ケーブル (BTIEV)	電子ボタン電話用ケーブル	JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル	C C P ケ ー ブ ル	JCS 9072	着色識別星形ポリエチレン絶縁 ポリエチレンシースケーブル	C P E V ケ ー ブ ル	JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシ ースケーブル	C P E E ケ ー ブ ル	JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチ レンシースケーブル	F C P E V ケ ー ブ ル	JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニ ルシースケーブル	警 報 用 ケ ー ブ ル	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブ ル	同 軸 ケ ー ブ ル	JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)		JIS C 3502	テレビジョン受信用 同軸ケーブル		JIS C 3503	CATV用 (給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケー ブル		JCS 5058	テレビジョン受信用高発泡 プラスチック絶縁ラミネート シース同軸ケーブル	プリント局内ケーブル	NTT 用品	プリント局内ケーブル(SWVP)	S D ウ イ ャ	JCS 9073	SDワイヤ	マイクロホンコード	JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード	漏洩同軸ケーブル		漏洩同軸ケーブル (LCX)	高周波同軸コネクタ	JIS C 5410	高周波同軸コネクタ通則	"	JIS C 5412	" C02形 "	"	JIS C 5413	" C03形 "	"	JIS C 5414	" C04形 "	"	JIS C 5415	" C05形 "	"	JIS C 5419	" C11形 "	<p><b>3-1-2 通信用</b> 通信用の電線類は、表2-3-2に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>表2-3-2 電線類（通信用）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋 内 通 信 線</td><td>JCS 9068</td><td>屋内用通信電線 (TIEV)</td></tr> <tr> <td>屋 外 通 信 線</td><td>JCS 9069</td><td>屋外用通信電線 (TOEV-SS)</td></tr> <tr> <td>機 内 ケ ー ブ ル</td><td>JCS 9070</td><td>通信用機内ケーブル (TIEV)</td></tr> <tr> <td>ボタン電話用ケーブル</td><td>JCS 9071</td><td>屋内用ボタン電話ケーブル (BTIEV)</td></tr> <tr> <td>電子ボタン電話用ケーブル</td><td>JCS 5504</td><td>電子ボタン電話用ケーブル</td></tr> <tr> <td>C C P ケ ー ブ ル</td><td>JCS 9072</td><td>着色識別星形ポリエチレン絶縁 ポリエチレンシースケーブル</td></tr> <tr> <td>C P E V ケ ー ブ ル</td><td>JCS 5224</td><td>市内対ポリエチレン絶縁ビニルシ ースケーブル</td></tr> <tr> <td>C P E E ケ ー ブ ル</td><td>JCS 5287</td><td>市内対ポリエチレン絶縁ポリエチ レンシースケーブル</td></tr> <tr> <td>F C P E V ケ ー ブ ル</td><td>JCS 5402</td><td>着色識別ポリエチレン絶縁ビニ ルシースケーブル</td></tr> <tr> <td>警 報 用 ケ ー ブ ル</td><td>JCS 4396</td><td>警報用ポリエチレン絶縁ケーブ ル</td></tr> <tr> <td>同 軸 ケ ー ブ ル</td><td>JIS C 3501</td><td>高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)</td></tr> <tr> <td></td><td>JIS C 3502</td><td>テレビジョン受信用 同軸ケーブル</td></tr> <tr> <td></td><td>JIS C 3503</td><td>CATV用 (給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケー ブル</td></tr> <tr> <td></td><td>JCS 5058</td><td>テレビジョン受信用高発泡 プラスチック絶縁ラミネート シース同軸ケーブル</td></tr> <tr> <td>プリント局内ケーブル</td><td>NTT 用品</td><td>プリント局内ケーブル(SWVP)</td></tr> <tr> <td>S D ウ イ ャ</td><td>JCS 9073</td><td>SDワイヤ</td></tr> <tr> <td>マイクロホンコード</td><td>JCS 4271</td><td>マイクロホン用ビニルコード</td></tr> <tr> <td>漏洩同軸ケーブル</td><td></td><td>漏洩同軸ケーブル (LCX)</td></tr> <tr> <td>高周波同軸コネクタ</td><td>JIS C 5410</td><td>高周波同軸コネクタ通則</td></tr> <tr> <td>"</td><td>JIS C 5412</td><td>" C02形 "</td></tr> <tr> <td>"</td><td>JIS C 5413</td><td>" C03形 "</td></tr> <tr> <td>"</td><td>JIS C 5414</td><td>" C04形 "</td></tr> <tr> <td>"</td><td>JIS C 5415</td><td>" C05形 "</td></tr> <tr> <td>"</td><td>JIS C 5419</td><td>" C11形 "</td></tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	備 考	屋 内 通 信 線	JCS 9068	屋内用通信電線 (TIEV)	屋 外 通 信 線	JCS 9069	屋外用通信電線 (TOEV-SS)	機 内 ケ ー ブ ル	JCS 9070	通信用機内ケーブル (TIEV)	ボタン電話用ケーブル	JCS 9071	屋内用ボタン電話ケーブル (BTIEV)	電子ボタン電話用ケーブル	JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル	C C P ケ ー ブ ル	JCS 9072	着色識別星形ポリエチレン絶縁 ポリエチレンシースケーブル	C P E V ケ ー ブ ル	JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシ ースケーブル	C P E E ケ ー ブ ル	JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチ レンシースケーブル	F C P E V ケ ー ブ ル	JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニ ルシースケーブル	警 報 用 ケ ー ブ ル	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブ ル	同 軸 ケ ー ブ ル	JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)		JIS C 3502	テレビジョン受信用 同軸ケーブル		JIS C 3503	CATV用 (給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケー ブル		JCS 5058	テレビジョン受信用高発泡 プラスチック絶縁ラミネート シース同軸ケーブル	プリント局内ケーブル	NTT 用品	プリント局内ケーブル(SWVP)	S D ウ イ ャ	JCS 9073	SDワイヤ	マイクロホンコード	JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード	漏洩同軸ケーブル		漏洩同軸ケーブル (LCX)	高周波同軸コネクタ	JIS C 5410	高周波同軸コネクタ通則	"	JIS C 5412	" C02形 "	"	JIS C 5413	" C03形 "	"	JIS C 5414	" C04形 "	"	JIS C 5415	" C05形 "	"	JIS C 5419	" C11形 "	<p>・カナ文字を全角表記とする。</p>
呼 称	規 格	備 考																																																																																																																																																						
屋 内 通 信 線	JCS 9068	屋内用通信電線 (TIEV)																																																																																																																																																						
屋 外 通 信 線	JCS 9069	屋外用通信電線 (TOEV-SS)																																																																																																																																																						
機 内 ケ ー ブ ル	JCS 9070	通信用機内ケーブル (TIEV)																																																																																																																																																						
ボタン電話用ケーブル	JCS 9071	屋内用ボタン電話ケーブル (BTIEV)																																																																																																																																																						
電子ボタン電話用ケーブル	JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル																																																																																																																																																						
C C P ケ ー ブ ル	JCS 9072	着色識別星形ポリエチレン絶縁 ポリエチレンシースケーブル																																																																																																																																																						
C P E V ケ ー ブ ル	JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシ ースケーブル																																																																																																																																																						
C P E E ケ ー ブ ル	JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチ レンシースケーブル																																																																																																																																																						
F C P E V ケ ー ブ ル	JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニ ルシースケーブル																																																																																																																																																						
警 報 用 ケ ー ブ ル	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブ ル																																																																																																																																																						
同 軸 ケ ー ブ ル	JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)																																																																																																																																																						
	JIS C 3502	テレビジョン受信用 同軸ケーブル																																																																																																																																																						
	JIS C 3503	CATV用 (給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケー ブル																																																																																																																																																						
	JCS 5058	テレビジョン受信用高発泡 プラスチック絶縁ラミネート シース同軸ケーブル																																																																																																																																																						
プリント局内ケーブル	NTT 用品	プリント局内ケーブル(SWVP)																																																																																																																																																						
S D ウ イ ャ	JCS 9073	SDワイヤ																																																																																																																																																						
マイクロホンコード	JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード																																																																																																																																																						
漏洩同軸ケーブル		漏洩同軸ケーブル (LCX)																																																																																																																																																						
高周波同軸コネクタ	JIS C 5410	高周波同軸コネクタ通則																																																																																																																																																						
"	JIS C 5412	" C02形 "																																																																																																																																																						
"	JIS C 5413	" C03形 "																																																																																																																																																						
"	JIS C 5414	" C04形 "																																																																																																																																																						
"	JIS C 5415	" C05形 "																																																																																																																																																						
"	JIS C 5419	" C11形 "																																																																																																																																																						
呼 称	規 格	備 考																																																																																																																																																						
屋 内 通 信 線	JCS 9068	屋内用通信電線 (TIEV)																																																																																																																																																						
屋 外 通 信 線	JCS 9069	屋外用通信電線 (TOEV-SS)																																																																																																																																																						
機 内 ケ ー ブ ル	JCS 9070	通信用機内ケーブル (TIEV)																																																																																																																																																						
ボタン電話用ケーブル	JCS 9071	屋内用ボタン電話ケーブル (BTIEV)																																																																																																																																																						
電子ボタン電話用ケーブル	JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル																																																																																																																																																						
C C P ケ ー ブ ル	JCS 9072	着色識別星形ポリエチレン絶縁 ポリエチレンシースケーブル																																																																																																																																																						
C P E V ケ ー ブ ル	JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシ ースケーブル																																																																																																																																																						
C P E E ケ ー ブ ル	JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチ レンシースケーブル																																																																																																																																																						
F C P E V ケ ー ブ ル	JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニ ルシースケーブル																																																																																																																																																						
警 報 用 ケ ー ブ ル	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブ ル																																																																																																																																																						
同 軸 ケ ー ブ ル	JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)																																																																																																																																																						
	JIS C 3502	テレビジョン受信用 同軸ケーブル																																																																																																																																																						
	JIS C 3503	CATV用 (給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケー ブル																																																																																																																																																						
	JCS 5058	テレビジョン受信用高発泡 プラスチック絶縁ラミネート シース同軸ケーブル																																																																																																																																																						
プリント局内ケーブル	NTT 用品	プリント局内ケーブル(SWVP)																																																																																																																																																						
S D ウ イ ャ	JCS 9073	SDワイヤ																																																																																																																																																						
マイクロホンコード	JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード																																																																																																																																																						
漏洩同軸ケーブル		漏洩同軸ケーブル (LCX)																																																																																																																																																						
高周波同軸コネクタ	JIS C 5410	高周波同軸コネクタ通則																																																																																																																																																						
"	JIS C 5412	" C02形 "																																																																																																																																																						
"	JIS C 5413	" C03形 "																																																																																																																																																						
"	JIS C 5414	" C04形 "																																																																																																																																																						
"	JIS C 5415	" C05形 "																																																																																																																																																						
"	JIS C 5419	" C11形 "																																																																																																																																																						

現 行	改 定	適 用																																																															
<p><b>3-1-3 光・情報用</b> 光・情報用の電線類は、表2-3-3に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>表2-3-3 電線類（光・情報用）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光ファイバケーブル 光ファイバ心線 マルチモードファイバ シングルモードファイバ</td> <td>JIS C 6820 光ファイバ通則 JIS C 6831 光ファイバ心線 JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線 JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線 ・石英系シングルモード（SM） ・石英系シングルモード分散シフト ファイバ素線（DSF） ・石英系シングルモード非零分散シフト ファイバ素線（NZ-DSF）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テープ形光ファイバケーブル</td> <td>JIS C 6838 テープ形<del>壁内用</del>光ファイバ心線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光ファイバコード テープ形光ファイバコード</td> <td>JIS C 6820 光ファイバコード JIS C 6839 テープ形光ファイバコード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光ファイバケーブルコネクタ F01形光ファイバコネクタ (FC)</td> <td>JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則 JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F04形光ファイバコネクタ (SC)</td> <td>JIS C 5973 F04形単心光ファイバコネクタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>F09形光ファイバコネクタ (ST)</del></td> <td><del>JIS C 5978 F09形単心光ファイバコネクタ</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>F09形光ファイバコネクタ (LC)</del></td> <td><del>JEC 61754-20 単心光ファイバコネクタ</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>LAN用ケーブル</del> UTP ケーブル</td> <td>JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上 (Cat5e以上) "</td> <td></td> </tr> <tr> <td>UTP (外装被覆付)ケーブル</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3-1-4 端末・接続処理材</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一般配線工事に使用する接続材などは、表2-3-4に示す規格に適合するものとする。</li> <li>電力ケーブルの端末<del>接続</del>接続処理材は、JCAA（日本電力ケーブル接続技術協会規格）を準用すること。</li> </ol>	呼 称	規 格	備 考	光ファイバケーブル 光ファイバ心線 マルチモードファイバ シングルモードファイバ	JIS C 6820 光ファイバ通則 JIS C 6831 光ファイバ心線 JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線 JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線 ・石英系シングルモード（SM） ・石英系シングルモード分散シフト ファイバ素線（DSF） ・石英系シングルモード非零分散シフト ファイバ素線（NZ-DSF）		テープ形光ファイバケーブル	JIS C 6838 テープ形 <del>壁内用</del> 光ファイバ心線		光ファイバコード テープ形光ファイバコード	JIS C 6820 光ファイバコード JIS C 6839 テープ形光ファイバコード		光ファイバケーブルコネクタ F01形光ファイバコネクタ (FC)	JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則 JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ		F04形光ファイバコネクタ (SC)	JIS C 5973 F04形単心光ファイバコネクタ		<del>F09形光ファイバコネクタ (ST)</del>	<del>JIS C 5978 F09形単心光ファイバコネクタ</del>		<del>F09形光ファイバコネクタ (LC)</del>	<del>JEC 61754-20 単心光ファイバコネクタ</del>		<del>LAN用ケーブル</del> UTP ケーブル	JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上 (Cat5e以上) "		UTP (外装被覆付)ケーブル			<p><b>3-1-3 光・情報用</b> 光・情報用の電線類は、表2-3-3に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>表2-3-3 電線類（光・情報用）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光ファイバケーブル 光ファイバ心線 マルチモードファイバ シングルモードファイバ</td> <td>JIS C 6820 光ファイバ通則 JIS C 6831 光ファイバ心線 JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線 JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線 ・石英系シングルモード（SM） ・石英系シングルモード分散シフト ファイバ素線（DSF） ・石英系シングルモード非零分散シフト ファイバ素線（NZ-DSF）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テープ形光ファイバケーブル</td> <td>JIS C 6838 テープ形光ファイバ心線</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光ファイバコード テープ形光ファイバコード</td> <td>JIS C 6830 光ファイバコード JIS C 6839 テープ形光ファイバコード</td> <td></td> </tr> <tr> <td>光ファイバケーブルコネクタ F01形光ファイバコネクタ (FC)</td> <td>JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則 JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F04形光ファイバコネクタ (SC)</td> <td>JIS C 5973 F04形単心光ファイバコネクタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>FC-PC形光ファイバコネクタ 類</del></td> <td><del>JIS C 5964-13 FC-PC形光ファイバコネクタ 類 (F01形)</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>SC形光ファイバコネクタ類</td> <td>JIS C 5964-4 SC形光ファイバコネクタ類 (F04形)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>LC形光ファイバコネクタ類</td> <td>JIS C 5964-20 LC形光ファイバコネクタ類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>UTP ケーブル</td> <td>JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上 (Cat5e以上) "</td> <td></td> </tr> <tr> <td>UTP (外装被覆付)ケーブル</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3-1-4 端末・接続処理材</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一般配線工事に使用する接続材などは、表2-3-4に示す規格に適合するものとする。</li> <li>電力ケーブルの端末<del>接続</del>接続処理材は、JCAA（日本電力ケーブル接続技術協会規格）を準用すること。</li> </ol>	呼 称	規 格	備 考	光ファイバケーブル 光ファイバ心線 マルチモードファイバ シングルモードファイバ	JIS C 6820 光ファイバ通則 JIS C 6831 光ファイバ心線 JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線 JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線 ・石英系シングルモード（SM） ・石英系シングルモード分散シフト ファイバ素線（DSF） ・石英系シングルモード非零分散シフト ファイバ素線（NZ-DSF）		テープ形光ファイバケーブル	JIS C 6838 テープ形光ファイバ心線		光ファイバコード テープ形光ファイバコード	JIS C 6830 光ファイバコード JIS C 6839 テープ形光ファイバコード		光ファイバケーブルコネクタ F01形光ファイバコネクタ (FC)	JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則 JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ		F04形光ファイバコネクタ (SC)	JIS C 5973 F04形単心光ファイバコネクタ		<del>FC-PC形光ファイバコネクタ 類</del>	<del>JIS C 5964-13 FC-PC形光ファイバコネクタ 類 (F01形)</del>		SC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-4 SC形光ファイバコネクタ類 (F04形)		LC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-20 LC形光ファイバコネクタ類		UTP ケーブル	JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上 (Cat5e以上) "		UTP (外装被覆付)ケーブル			<p>・ JIS改定の反映</p> <p>・記載の見直し</p>
呼 称	規 格	備 考																																																															
光ファイバケーブル 光ファイバ心線 マルチモードファイバ シングルモードファイバ	JIS C 6820 光ファイバ通則 JIS C 6831 光ファイバ心線 JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線 JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線 ・石英系シングルモード（SM） ・石英系シングルモード分散シフト ファイバ素線（DSF） ・石英系シングルモード非零分散シフト ファイバ素線（NZ-DSF）																																																																
テープ形光ファイバケーブル	JIS C 6838 テープ形 <del>壁内用</del> 光ファイバ心線																																																																
光ファイバコード テープ形光ファイバコード	JIS C 6820 光ファイバコード JIS C 6839 テープ形光ファイバコード																																																																
光ファイバケーブルコネクタ F01形光ファイバコネクタ (FC)	JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則 JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ																																																																
F04形光ファイバコネクタ (SC)	JIS C 5973 F04形単心光ファイバコネクタ																																																																
<del>F09形光ファイバコネクタ (ST)</del>	<del>JIS C 5978 F09形単心光ファイバコネクタ</del>																																																																
<del>F09形光ファイバコネクタ (LC)</del>	<del>JEC 61754-20 単心光ファイバコネクタ</del>																																																																
<del>LAN用ケーブル</del> UTP ケーブル	JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上 (Cat5e以上) "																																																																
UTP (外装被覆付)ケーブル																																																																	
呼 称	規 格	備 考																																																															
光ファイバケーブル 光ファイバ心線 マルチモードファイバ シングルモードファイバ	JIS C 6820 光ファイバ通則 JIS C 6831 光ファイバ心線 JIS C 6832 石英系マルチモード 光ファイバ素線 JIS C 6835 石英系シングルモード 光ファイバ素線 ・石英系シングルモード（SM） ・石英系シングルモード分散シフト ファイバ素線（DSF） ・石英系シングルモード非零分散シフト ファイバ素線（NZ-DSF）																																																																
テープ形光ファイバケーブル	JIS C 6838 テープ形光ファイバ心線																																																																
光ファイバコード テープ形光ファイバコード	JIS C 6830 光ファイバコード JIS C 6839 テープ形光ファイバコード																																																																
光ファイバケーブルコネクタ F01形光ファイバコネクタ (FC)	JIS C 5962 光ファイバコネクタ通則 JIS C 5970 F01形単心光ファイバコネクタ																																																																
F04形光ファイバコネクタ (SC)	JIS C 5973 F04形単心光ファイバコネクタ																																																																
<del>FC-PC形光ファイバコネクタ 類</del>	<del>JIS C 5964-13 FC-PC形光ファイバコネクタ 類 (F01形)</del>																																																																
SC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-4 SC形光ファイバコネクタ類 (F04形)																																																																
LC形光ファイバコネクタ類	JIS C 5964-20 LC形光ファイバコネクタ類																																																																
UTP ケーブル	JIS X 5150 構内情報配線システム クラスD以上 (Cat5e以上) "																																																																
UTP (外装被覆付)ケーブル																																																																	

現 行	改 定	適 用																																																																																		
<p><b>表 2-3-4 接続処理材</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧 着 端 子</td><td>JIS C 2805 銅線用圧着端子</td><td></td></tr> <tr> <td>圧 締 端 子</td><td>JIS C 2804 圧締端子</td><td></td></tr> <tr> <td>圧 着 ス リ ー ブ</td><td>JIS C 2806 銅線用裸圧着スリーブ</td><td></td></tr> <tr> <td>電 線 コ ネ ク タ</td><td>JIS C 2810 屋内配線用電線コネクタ通則一分離不能形 〃 JIS C 2813 屋内配線用差込形電線コネクタ 〃 JIS C 2814-2-4 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 第2-4部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項</td><td></td></tr> <tr> <td>ビ ニ ル テ ー ブ</td><td>JIS C 2336 電気絕縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3. 通信ケーブルの端末処理・接続処理材は、設計図書に <del>下記に記載する</del> とする。</p> <p><b>第2節 配管類</b></p> <p><b>3-2-1 電線管及び付属品</b></p> <p>1. 銅製電線管（以下「金属性」という。）及びその付属品は、表 2-3-5 に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>表 2-3-5 金属管及び付属品</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金 屬 管</td><td>JIS C 8305 銅製電線管</td><td></td></tr> <tr> <td>金 屬 管 の 付 属 品</td><td>JIS C 8330 金属製電線管用の付属品 JIS C 8340 電線管用金屬製ボックス及びボックスカバー</td><td></td></tr> <tr> <td>ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管</td><td>JIS C 8380 ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2. 硬質ビニル電線管及びその付属品は、表 2-3-6 に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>表 2-3-6 硬質ビニル電線管及び付属品</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質ビニル電線管</td><td>JIS C 8430 硬質塩化ビニル電線管</td><td></td></tr> <tr> <td>硬質ビニル電線管の付属品</td><td>JIS C 8432 硬質塩化ビニル電線管用付属品</td><td></td></tr> <tr> <td>ボックス</td><td>JIS C 8435 合成樹脂製ボックス及びボックスカバー</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 表中に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」（平成24年経済産業省令第5号）に定めるところによる。</p> <p><b>表 2-3-4 接続処理材</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>圧 着 端 子</td><td>JIS C 2805 銅線用圧着端子</td><td></td></tr> <tr> <td>圧 締 端 子</td><td>JIS C 2804 圧締端子</td><td></td></tr> <tr> <td>圧 着 ス リ ー ブ</td><td>JIS C 2806 銅線用裸圧着スリーブ</td><td></td></tr> <tr> <td>電 線 コ ネ ク タ</td><td>JIS C 2810 屋内配線用電線コネクタ通則一分離不能形 〃 JIS C 2813 屋内配線用差込形電線コネクタ 〃 JIS C 2814-2-4 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 第2-4部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項</td><td></td></tr> <tr> <td>ビ ニ ル テ ー ブ</td><td>JIS C 2336 電気絕縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3. 通信ケーブルの端末・接続処理材は、設計図書によるものとする。</p> <p><b>第2節 配管類</b></p> <p><b>3-2-1 電線管及び付属品</b></p> <p>1. 銅製電線管（以下「金属性」という。）及びその付属品は、表 2-3-5 に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>表 2-3-5 金属管及び付属品</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金 屬 管</td><td>JIS C 8305 銅製電線管</td><td></td></tr> <tr> <td>金 屬 管 の 付 属 品</td><td>JIS C 8330 金属製電線管用の付属品 JIS C 8340 電線管用金屬製ボックス及びボックスカバー</td><td></td></tr> <tr> <td>ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管</td><td>JIS C 8380 ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2. 硬質ビニル電線管及びその付属品は、表 2-3-6 に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>表 2-3-6 硬質ビニル電線管及び付属品</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硬質ビニル電線管</td><td>JIS C 8430 硬質塩化ビニル電線管</td><td></td></tr> <tr> <td>硬質ビニル電線管の付属品</td><td>JIS C 8432 硬質塩化ビニル電線管用付属品</td><td></td></tr> <tr> <td>ボックス</td><td>JIS C 8435 合成樹脂製ボックス及びボックスカバー</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 表中に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」（平成25年7月1日経済産業省令第34号）に定めるところによる。</p> <p style="color:red;">・記載の見直し</p> <p style="color:red;">・誤記の訂正</p> <p style="color:red;">・法令等の改正</p>	呼 称	規 格	備 考	圧 着 端 子	JIS C 2805 銅線用圧着端子		圧 締 端 子	JIS C 2804 圧締端子		圧 着 ス リ ー ブ	JIS C 2806 銅線用裸圧着スリーブ		電 線 コ ネ ク タ	JIS C 2810 屋内配線用電線コネクタ通則一分離不能形 〃 JIS C 2813 屋内配線用差込形電線コネクタ 〃 JIS C 2814-2-4 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 第2-4部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項		ビ ニ ル テ ー ブ	JIS C 2336 電気絕縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ		呼 称	規 格	備 考	金 屬 管	JIS C 8305 銅製電線管		金 屬 管 の 付 属 品	JIS C 8330 金属製電線管用の付属品 JIS C 8340 電線管用金屬製ボックス及びボックスカバー		ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	JIS C 8380 ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管		呼 称	規 格	備 考	硬質ビニル電線管	JIS C 8430 硬質塩化ビニル電線管		硬質ビニル電線管の付属品	JIS C 8432 硬質塩化ビニル電線管用付属品		ボックス	JIS C 8435 合成樹脂製ボックス及びボックスカバー		呼 称	規 格	備 考	圧 着 端 子	JIS C 2805 銅線用圧着端子		圧 締 端 子	JIS C 2804 圧締端子		圧 着 ス リ ー ブ	JIS C 2806 銅線用裸圧着スリーブ		電 線 コ ネ ク タ	JIS C 2810 屋内配線用電線コネクタ通則一分離不能形 〃 JIS C 2813 屋内配線用差込形電線コネクタ 〃 JIS C 2814-2-4 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 第2-4部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項		ビ ニ ル テ ー ブ	JIS C 2336 電気絕縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ		呼 称	規 格	備 考	金 屬 管	JIS C 8305 銅製電線管		金 屬 管 の 付 属 品	JIS C 8330 金属製電線管用の付属品 JIS C 8340 電線管用金屬製ボックス及びボックスカバー		ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	JIS C 8380 ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管		呼 称	規 格	備 考	硬質ビニル電線管	JIS C 8430 硬質塩化ビニル電線管		硬質ビニル電線管の付属品	JIS C 8432 硬質塩化ビニル電線管用付属品		ボックス	JIS C 8435 合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	
呼 称	規 格	備 考																																																																																		
圧 着 端 子	JIS C 2805 銅線用圧着端子																																																																																			
圧 締 端 子	JIS C 2804 圧締端子																																																																																			
圧 着 ス リ ー ブ	JIS C 2806 銅線用裸圧着スリーブ																																																																																			
電 線 コ ネ ク タ	JIS C 2810 屋内配線用電線コネクタ通則一分離不能形 〃 JIS C 2813 屋内配線用差込形電線コネクタ 〃 JIS C 2814-2-4 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 第2-4部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項																																																																																			
ビ ニ ル テ ー ブ	JIS C 2336 電気絕縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ																																																																																			
呼 称	規 格	備 考																																																																																		
金 屬 管	JIS C 8305 銅製電線管																																																																																			
金 屬 管 の 付 属 品	JIS C 8330 金属製電線管用の付属品 JIS C 8340 電線管用金屬製ボックス及びボックスカバー																																																																																			
ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	JIS C 8380 ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管																																																																																			
呼 称	規 格	備 考																																																																																		
硬質ビニル電線管	JIS C 8430 硬質塩化ビニル電線管																																																																																			
硬質ビニル電線管の付属品	JIS C 8432 硬質塩化ビニル電線管用付属品																																																																																			
ボックス	JIS C 8435 合成樹脂製ボックス及びボックスカバー																																																																																			
呼 称	規 格	備 考																																																																																		
圧 着 端 子	JIS C 2805 銅線用圧着端子																																																																																			
圧 締 端 子	JIS C 2804 圧締端子																																																																																			
圧 着 ス リ ー ブ	JIS C 2806 銅線用裸圧着スリーブ																																																																																			
電 線 コ ネ ク タ	JIS C 2810 屋内配線用電線コネクタ通則一分離不能形 〃 JIS C 2813 屋内配線用差込形電線コネクタ 〃 JIS C 2814-2-4 家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 第2-4部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項																																																																																			
ビ ニ ル テ ー ブ	JIS C 2336 電気絕縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ																																																																																			
呼 称	規 格	備 考																																																																																		
金 屬 管	JIS C 8305 銅製電線管																																																																																			
金 屬 管 の 付 属 品	JIS C 8330 金属製電線管用の付属品 JIS C 8340 電線管用金屬製ボックス及びボックスカバー																																																																																			
ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	JIS C 8380 ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管																																																																																			
呼 称	規 格	備 考																																																																																		
硬質ビニル電線管	JIS C 8430 硬質塩化ビニル電線管																																																																																			
硬質ビニル電線管の付属品	JIS C 8432 硬質塩化ビニル電線管用付属品																																																																																			
ボックス	JIS C 8435 合成樹脂製ボックス及びボックスカバー																																																																																			

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用																																																						
<p>3. PF管、CD管、波付硬質合成樹脂管及びそれらの付属品は、表2-3-7に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>表2-3-7 PF管、CD管、波付硬質合成樹脂管及び付属品</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PF管</td><td>JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管</td><td></td></tr> <tr> <td>CD管</td><td>" "</td><td></td></tr> <tr> <td>合成樹脂製可とう管 の付属品</td><td>JIS C 8412 合成樹脂製可とう電線管用附属品</td><td></td></tr> <tr> <td>CD管の付属品</td><td>" "</td><td></td></tr> <tr> <td>波付硬質合成樹脂管</td><td>JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附録書1「波付硬質合成樹脂管」</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 表中に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成24年経済産業省令第3号)に定めるところによる。</p> <p>4. 金属製可とう電線管及びその付属品は、表2-3-8に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>表2-3-8 金属製可とう電線管及び付属品</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属製可とう電線管</td><td>JIS C 8309 金属製可とう電線管</td><td></td></tr> <tr> <td>金属製可とう電線管の付属品</td><td>JIS C 8350 金属製可とう電線管用附属品</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 表中に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成24年経済産業省令第3号)に定めるところによる。</p> <p><b>3-2-2 線び及び付属品</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金属線び及びその付属品は、経済産業省令で定める「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成24年経済産業省令第3号)による。</li> <li>2. 屋内配線用合成樹脂線び(以下「合成樹脂線び」という。)及びその付属品は、表2-3-9に示す規格に適合するものとする。</li> </ol>	呼 称	規 格	備 考	PF管	JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管		CD管	" "		合成樹脂製可とう管 の付属品	JIS C 8412 合成樹脂製可とう電線管用附属品		CD管の付属品	" "		波付硬質合成樹脂管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附録書1「波付硬質合成樹脂管」		呼 称	規 格	備 考	金属製可とう電線管	JIS C 8309 金属製可とう電線管		金属製可とう電線管の付属品	JIS C 8350 金属製可とう電線管用附属品		<p>3. PF管、CD管、波付硬質合成樹脂管及びそれらの付属品は、表2-3-7に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>表2-3-7 PF管、CD管、波付硬質合成樹脂管及び付属品</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PF管</td><td>JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管</td><td></td></tr> <tr> <td>CD管</td><td>" "</td><td></td></tr> <tr> <td>合成樹脂製可とう管 の付属品</td><td>JIS C 8412 合成樹脂製可とう電線管用附属品</td><td></td></tr> <tr> <td>CD管の付属品</td><td>" "</td><td></td></tr> <tr> <td>波付硬質合成樹脂管</td><td>JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附録書1「波付硬質合成樹脂管」</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 表中に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成25年7月1日経済産業省令第34号)に定めるところによる。</p> <p>4. 金属製可とう電線管及びその付属品は、表2-3-8に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>表2-3-8 金属製可とう電線管及び付属品</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金属製可とう電線管</td><td>JIS C 8309 金属製可とう電線管</td><td></td></tr> <tr> <td>金属製可とう電線管の付属品</td><td>JIS C 8350 金属製可とう電線管用附属品</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>備考 表中に規定されていないものは、「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成25年7月1日経済産業省令第34号)に定めるところによる。</p> <p><b>3-2-2 線び及び付属品</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金属線び及びその付属品は、経済産業省令で定める「電気用品の技術上の基準を定める省令」(平成25年7月1日経済産業省令第34号)による。</li> <li>2. 屋内配線用合成樹脂線び(以下「合成樹脂線び」という。)及びその付属品は、表2-3-9に示す規格に適合するものとする。</li> </ol>	呼 称	規 格	備 考	PF管	JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管		CD管	" "		合成樹脂製可とう管 の付属品	JIS C 8412 合成樹脂製可とう電線管用附属品		CD管の付属品	" "		波付硬質合成樹脂管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附録書1「波付硬質合成樹脂管」		呼 称	規 格	備 考	金属製可とう電線管	JIS C 8309 金属製可とう電線管		金属製可とう電線管の付属品	JIS C 8350 金属製可とう電線管用附属品		<p>・法令等の改正</p> <p>・法令等の改正</p> <p>・法令等の改正</p>
呼 称	規 格	備 考																																																						
PF管	JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管																																																							
CD管	" "																																																							
合成樹脂製可とう管 の付属品	JIS C 8412 合成樹脂製可とう電線管用附属品																																																							
CD管の付属品	" "																																																							
波付硬質合成樹脂管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附録書1「波付硬質合成樹脂管」																																																							
呼 称	規 格	備 考																																																						
金属製可とう電線管	JIS C 8309 金属製可とう電線管																																																							
金属製可とう電線管の付属品	JIS C 8350 金属製可とう電線管用附属品																																																							
呼 称	規 格	備 考																																																						
PF管	JIS C 8411 合成樹脂製可とう電線管																																																							
CD管	" "																																																							
合成樹脂製可とう管 の付属品	JIS C 8412 合成樹脂製可とう電線管用附属品																																																							
CD管の付属品	" "																																																							
波付硬質合成樹脂管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 附録書1「波付硬質合成樹脂管」																																																							
呼 称	規 格	備 考																																																						
金属製可とう電線管	JIS C 8309 金属製可とう電線管																																																							
金属製可とう電線管の付属品	JIS C 8350 金属製可とう電線管用附属品																																																							

現 行	改 定	適 用																																																																		
<p style="text-align: center;"><b>表 2-3-9 合成樹脂線び及び付属品</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合成樹脂線び</td> <td>JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び(1種)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ワイヤープロテクタ</td> <td>NTT用品 ワイヤープロテクタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂線びの付属品</td> <td>電気用品の技術上の基準を定める省令</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3-2-3 特殊管</b> 遠心力鉄筋コンクリート管、ケーブルトラフ、多孔陶管、配管用炭素鋼钢管、ポリエチレン被覆钢管及び硬質ポリ塩化ビニル管は、表2-3-10に示す規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 2-3-10 特殊管</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠心力鉄筋コンクリート管</td> <td>JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケーブルトラフ</td> <td>JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多孔陶管</td> <td>JIS C 3653 仲裁書2「多孔陶管」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼钢管</td> <td>JIS G 3452 配管用炭素鋼钢管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン被覆钢管</td> <td>JIS G 3469 ポリエチレン被覆钢管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3節 配線器具</b></p> <p><b>3-3-1 金属ダクト</b> 金属ダクトは、以下によるものとする。 (1) 金属ダクト（セパレータを含む。）は、厚さ1.6mm以上の鋼板（JIS-G-3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」以下同じ）、または厚さ1.2mm以上のステンレス鋼板を用いて製作する。 (2) 内面及び外面に銷止めのために、めっきまたは塗装を施したものであること。 なお、銷止め塗装の鋼板の前処理は、次のいずれかとする。 1) 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理を施す。 2) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。 (3) ダクトのふたは容易にはずれないように施設すること。また、幅が800mmを越えるふたは2分割し、ふたを取り付ける開口部は等辺山形鋼で補強すること。 (4) 本体相互の接続は、カップリング方式とし、ブルボックス及び配分電盤との接続は、外フランジ方式とする。</p>	呼 称	規 格	備 考	合成樹脂線び	JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び(1種)		ワイヤープロテクタ	NTT用品 ワイヤープロテクタ		合成樹脂線びの付属品	電気用品の技術上の基準を定める省令		呼 称	規 格	備 考	遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品		ケーブルトラフ	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品		多孔陶管	JIS C 3653 仲裁書2「多孔陶管」		配管用炭素鋼钢管	JIS G 3452 配管用炭素鋼钢管		ポリエチレン被覆钢管	JIS G 3469 ポリエチレン被覆钢管		硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管		<p style="text-align: center;"><b>表 2-3-9 合成樹脂線び及び付属品</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合成樹脂線び</td> <td>JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び(1種)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ワイヤープロテクタ</td> <td>NTT用品 ワイヤープロテクタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合成樹脂線びの付属品</td> <td>電気用品の技術上の基準を定める省令</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3-2-3 特殊管</b> 遠心力鉄筋コンクリート管、ケーブルトラフ、多孔陶管、配管用炭素鋼钢管、ポリエチレン被覆钢管及び硬質ポリ塩化ビニル管は、表2-3-10に示す規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 2-3-10 特殊管</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠心力鉄筋コンクリート管</td> <td>JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ケーブルトラフ</td> <td>JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多孔陶管</td> <td>JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 仲裁書2「多孔陶管」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管用炭素鋼钢管</td> <td>JIS G 3452 配管用炭素鋼钢管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ポリエチレン被覆钢管</td> <td>JIS G 3469 ポリエチレン被覆钢管</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td>JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第3節 配線器具</b></p> <p><b>3-3-1 金属ダクト</b> 金属ダクトは、以下によるものとする。 (1) 金属ダクト（セパレータを含む。）は、厚さ1.6mm以上の鋼板（JIS-G-3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」以下同じ）、または厚さ1.2mm以上のステンレス鋼板を用いて製作する。 (2) 内面及び外面に銷止めのために、めっきまたは塗装を施したものであること。 なお、銷止め塗装の鋼板の前処理は、次のいずれかとする。 1) 鋼板は、加工後に、脱脂及びりん酸塩処理を施す。 2) 表面処理鋼板を用いる場合は、脱脂を施す。 (3) ダクトのふたは容易にはずれないように施設すること。また、幅が800mmを越えるふたは2分割し、ふたを取り付ける開口部は等辺山形鋼で補強すること。 (4) 本体相互の接続は、カップリング方式とし、ブルボックス及び配分電盤との接続は、外フランジ方式とする。</p>	呼 称	規 格	備 考	合成樹脂線び	JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び(1種)		ワイヤープロテクタ	NTT用品 ワイヤープロテクタ		合成樹脂線びの付属品	電気用品の技術上の基準を定める省令		呼 称	規 格	備 考	遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品		ケーブルトラフ	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品		多孔陶管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 仲裁書2「多孔陶管」		配管用炭素鋼钢管	JIS G 3452 配管用炭素鋼钢管		ポリエチレン被覆钢管	JIS G 3469 ポリエチレン被覆钢管		硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管		<p style="text-align: right;">・ JISの改正</p>
呼 称	規 格	備 考																																																																		
合成樹脂線び	JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び(1種)																																																																			
ワイヤープロテクタ	NTT用品 ワイヤープロテクタ																																																																			
合成樹脂線びの付属品	電気用品の技術上の基準を定める省令																																																																			
呼 称	規 格	備 考																																																																		
遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品																																																																			
ケーブルトラフ	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品																																																																			
多孔陶管	JIS C 3653 仲裁書2「多孔陶管」																																																																			
配管用炭素鋼钢管	JIS G 3452 配管用炭素鋼钢管																																																																			
ポリエチレン被覆钢管	JIS G 3469 ポリエチレン被覆钢管																																																																			
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管																																																																			
呼 称	規 格	備 考																																																																		
合成樹脂線び	JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び(1種)																																																																			
ワイヤープロテクタ	NTT用品 ワイヤープロテクタ																																																																			
合成樹脂線びの付属品	電気用品の技術上の基準を定める省令																																																																			
呼 称	規 格	備 考																																																																		
遠心力鉄筋コンクリート管	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品																																																																			
ケーブルトラフ	JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品																																																																			
多孔陶管	JIS C 3653 電力用ケーブルの地中埋設の施工方法 仲裁書2「多孔陶管」																																																																			
配管用炭素鋼钢管	JIS G 3452 配管用炭素鋼钢管																																																																			
ポリエチレン被覆钢管	JIS G 3469 ポリエチレン被覆钢管																																																																			
硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管																																																																			

現 行	改 定	適 用
<p><b>3-5-1 プレキャストハンドホール</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. プレキャストハンドホールは、通過車両などの重量物の荷重に耐える構造でなければならない。</li> <li>2. 形状及び寸法は、設計図書によらなければならない。</li> </ol> <p><b>3-5-2 現場打ちハンドホール</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場打ちハンドホールの材料は、第2編第2章「土木工事材料」によるものとする。</li> <li>2. 使用材料の規格などは、設計図書によらなければならない。</li> </ol> <p><b>3-5-3 ハンドホール鉄ふた</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ハンドホール鉄ふたは、道路構造令に基づく車両荷重などに耐える構造とし、破壊荷重等を表示するものとする。</li> <li>2. 形状及び寸法は、設計図書によらなければならない。</li> <li>3. ふた開閉工具をハンドホールの種別ごとに1組以上添付するものとする。</li> </ol> <p><b>第6節 マンホール</b></p> <p>マンホールは、JIS C 3653「電力用ケーブルの地中埋設の施工方法」4.3 地中箱によるほか、以下によるものとする。</p> <p><b>3-6-1 ブロックマンホール</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ブロックマンホールは、通過車両などの重量物の荷重に耐える構造でなければならない。</li> <li>2. 形状及び寸法は、設計図書によらなければならない。</li> </ol> <p><b>3-6-2 現場打ちマンホール</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場打ちマンホールの材料は、第2編第2章「土木工事材料」によるものとする。 <small>破壊荷重等を表示するものとする。</small></li> <li>2. 使用材料の規格などは、設計図書によらなければならない。</li> <li>3. ふた開閉工具をハンドホールの種別ごとに1組以上添付するものとする。</li> </ol> <p><b>3-6-3 マンホール鉄ふた</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. マンホール鉄ふたは、道路構造令に基づく車両荷重などに耐える構造とし、破壊荷重等を表示するものとする。</li> <li>2. 形状及び寸法は、設計図書によらなければならない。</li> <li>3. ふた開閉工具をマンホールの種別ごとに1組以上添付するものとする。</li> </ol> <p><b>第7節 照明器具</b></p> <p><b>3-7-1 一般用照明器具</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）及び表2-3-11に示す規格に適合するほか、本項によるものとする。</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>3-5-1 プレキャストハンドホール</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. プレキャストハンドホールは、通過車両などの重量物の荷重に耐え得る構造でなければならない。</li> <li>2. 形状及び寸法は、設計図書によらなければならない。</li> </ol> <p><b>3-5-2 現場打ちハンドホール</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場打ちハンドホールの材料は、第2編第2章「土木工事材料」の規定による。</li> <li>2. 使用材料の規格などは、設計図書によらなければならない。</li> </ol> <p><b>3-5-3 ハンドホール鉄ふた</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ハンドホール鉄ふたは、道路構造令に基づく車両荷重などに耐え得る構造とし、破壊荷重等を表示するものとする。</li> <li>2. 形状及び寸法は、設計図書によらなければならない。</li> <li>3. ふた開閉工具をハンドホールの種別ごとに1組以上添付するものとする。</li> </ol> <p><b>第6節 マンホール</b></p> <p>マンホールは、JIS C 3653「電力用ケーブルの地中埋設の施工方法」4.3 地中箱によるほか、以下によるものとする。</p> <p><b>3-6-1 ブロックマンホール</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ブロックマンホールは、通過車両などの重量物の荷重に耐え得る構造でなければならない。</li> <li>2. 形状及び寸法は、設計図書によらなければならない。</li> </ol> <p><b>3-6-2 現場打ちマンホール</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場打ちマンホールの材料は、第2編第2章「土木工事材料」の規定による。</li> <li>2. 使用材料の規格などは、設計図書によらなければならない。</li> <li>3. ふた開閉工具をハンドホールの種別ごとに1組以上添付するものとする。</li> </ol> <p><b>3-6-3 マンホール鉄ふた</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. マンホール鉄ふたは、道路構造令に基づく車両荷重などに耐える構造とし、破壊荷重等を表示するものとする。</li> <li>2. 形状及び寸法は、設計図書によらなければならない。</li> <li>3. ふた開閉工具をマンホールの種別ごとに1組以上添付するものとする。</li> </ol> <p><b>第7節 照明器具</b></p> <p><b>3-7-1 一般用照明器具</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）及び表2-3-11に示す規格に適合するほか、本項によるものとする。</li> </ol> </li> </ol>	<p>・用語の修正</p> <p>・用語の修正</p>

現 行			改 定			適 用														
表 2-3-11 照明器具			表 2-3-11 照明器具																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">呼 称</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">規 格</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">照明器具</td> <td style="padding: 5px;">           JIS C 8105-1 照明器具—第1部：安全性要求事項通則            JIS C 8105-2-2 照明器具—第2-2部：            埋込み形照明器具に関する安全性要求事項            JIS C 8105-2-3 照明器具—第2-3部：            道路及び街路照明器具に関する            安全性要求事項            JIS C 8105-2-5 照明器具—第2-5部：            投光器に関する安全性要求事項            JIS C 8105-3 照明器具—第3部：性能要求事項通則            JIS C 8106 施設用蛍光灯器具            JIS C 8113 投光器            JIL 3004 ハロゲン電球用照明器具            JIL 4003 HF蛍光灯器具            JIL 5002 埋込み形照明器具            JIL 5004 公共施設用照明器具         </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>			呼 称	規 格	備 考	照明器具	JIS C 8105-1 照明器具—第1部：安全性要求事項通則 JIS C 8105-2-2 照明器具—第2-2部： 埋込み形照明器具に関する安全性要求事項 JIS C 8105-2-3 照明器具—第2-3部： 道路及び街路照明器具に関する 安全性要求事項 JIS C 8105-2-5 照明器具—第2-5部： 投光器に関する安全性要求事項 JIS C 8105-3 照明器具—第3部：性能要求事項通則 JIS C 8106 施設用蛍光灯器具 JIS C 8113 投光器 JIL 3004 ハロゲン電球用照明器具 JIL 4003 HF蛍光灯器具 JIL 5002 埋込み形照明器具 JIL 5004 公共施設用照明器具		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">呼 称</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">規 格</th> <th style="text-align: left; padding: 5px;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">照明器具</td> <td style="padding: 5px;">           JIS C 8105-1 照明器具—第1部：安全性要求事項通則            JIS C 8105-2-2 照明器具—第2-2部：            埋込み形照明器具に関する安全性要求事項            JIS C 8105-2-3 照明器具—第2-3部：            道路及び街路照明器具に関する            安全性要求事項            JIS C 8105-2-5 照明器具—第2-5部：            投光器に関する安全性要求事項            JIS C 8105-3 照明器具—第3部：性能要求事項通則            JIS C 8106 施設用LED器具・施設用蛍光灯器具            JIS C 8113 投光器の性能要求事項            JIL 3004 ハロゲン電球用照明器具            JIL 4003 HF蛍光灯器具            JIL 5002 埋込み形照明器具            JIL 5004 公共施設用照明器具         </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </tbody> </table>			呼 称	規 格	備 考	照明器具	JIS C 8105-1 照明器具—第1部：安全性要求事項通則 JIS C 8105-2-2 照明器具—第2-2部： 埋込み形照明器具に関する安全性要求事項 JIS C 8105-2-3 照明器具—第2-3部： 道路及び街路照明器具に関する 安全性要求事項 JIS C 8105-2-5 照明器具—第2-5部： 投光器に関する安全性要求事項 JIS C 8105-3 照明器具—第3部：性能要求事項通則 JIS C 8106 施設用LED器具・施設用蛍光灯器具 JIS C 8113 投光器の性能要求事項 JIL 3004 ハロゲン電球用照明器具 JIL 4003 HF蛍光灯器具 JIL 5002 埋込み形照明器具 JIL 5004 公共施設用照明器具		• JISの改正 • JISの改正  • 記載の見直し  • 記載の見直し		
呼 称	規 格	備 考																		
照明器具	JIS C 8105-1 照明器具—第1部：安全性要求事項通則 JIS C 8105-2-2 照明器具—第2-2部： 埋込み形照明器具に関する安全性要求事項 JIS C 8105-2-3 照明器具—第2-3部： 道路及び街路照明器具に関する 安全性要求事項 JIS C 8105-2-5 照明器具—第2-5部： 投光器に関する安全性要求事項 JIS C 8105-3 照明器具—第3部：性能要求事項通則 JIS C 8106 施設用蛍光灯器具 JIS C 8113 投光器 JIL 3004 ハロゲン電球用照明器具 JIL 4003 HF蛍光灯器具 JIL 5002 埋込み形照明器具 JIL 5004 公共施設用照明器具																			
呼 称	規 格	備 考																		
照明器具	JIS C 8105-1 照明器具—第1部：安全性要求事項通則 JIS C 8105-2-2 照明器具—第2-2部： 埋込み形照明器具に関する安全性要求事項 JIS C 8105-2-3 照明器具—第2-3部： 道路及び街路照明器具に関する 安全性要求事項 JIS C 8105-2-5 照明器具—第2-5部： 投光器に関する安全性要求事項 JIS C 8105-3 照明器具—第3部：性能要求事項通則 JIS C 8106 施設用LED器具・施設用蛍光灯器具 JIS C 8113 投光器の性能要求事項 JIL 3004 ハロゲン電球用照明器具 JIL 4003 HF蛍光灯器具 JIL 5002 埋込み形照明器具 JIL 5004 公共施設用照明器具																			

(2) LED照明器具は、一般事項の規格によるほか以下の規格に適合するものとする。  
 (3) LEDモジュールは、JIS C 8154「一般照明用LEDモジュール-安全仕様」による。  
 LEDモジュール用制御装置は、~~専用~~「~~LEDモジュール専用~~」、JIS C 8153「LEDモジュール用制御装置-性能要求事項」によるものとするほか、JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール-性能要求事項」によるものとする。

2. 構造
- (1) 器具には、必要に応じ換気孔を設けるものとする。
  - (2) グロースタータの取付け位置は、ランプの電極など発熱部付近を避ける。また、グロースタータを容易に取り替えられる構造でなければならない。
  - (3) 防水形器具のうち防雨形及び防溼形の器具の構造は、次に上る。
- 防水形器具は、JIS C 8105-1「照明器具—第1部：安全性要求事項通則」に規定する「じんあい、固体物及び水気の侵入に対する保護」の性能を有する構造でなければならない。防溼形器具は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」~~附属書2(参考)~~「照明器具の高湿・高湿に対する保護等級」「補助文字MP」~~に規定される~~性能を有する構造でなければならない。

(2) LED照明器具は、一般事項の規格によるほか以下の規格に適合するものとする。  
 (3) LEDモジュールは、JIS C 8154「一般照明用LEDモジュール-安全仕様」及びJIS C 8155「一般照明用LEDモジュール-性能要求事項」による。LEDモジュール用制御装置は、JIS C 8153「LEDモジュール用制御装置-性能要求事項」によるものとする。

2. 構造
- (1) 器具には、必要に応じ換気孔を設けるものとする。
  - (2) グロースタータの取付け位置は、ランプの電極など発熱部付近を避ける。また、グロースタータを容易に取り替えられる構造でなければならない。
  - (3) 防水形器具のうち防雨形及び防溼形の器具の構造は、次による。
- 防水形器具は、JIS C 8105-1「照明器具—第1部：安全性要求事項通則」に規定する「じんあい、固体物及び水気の侵入に対する保護」の性能を有する構造でなければならない。防溼形器具は、JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)」~~附属書2(参考)~~「照明器具の高湿・高湿に対する保護等級」「補助文字MP」~~に規定される~~性能を有する構造でなければならない。

• 記載の見直し

• 記載の見直し

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p><b>3-7-2 防災用照明器具</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 防災用照明器具は、建築基準法定めるところによる非常用照明器具及び消防法に定めるところによる誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。</p> <p>2. 構造</p> <p>(1) 非常用照明器具は、JIL 5501「非常用照明器具技術基準」に示す規格に適合するものとする。</p> <p>(2) 誘導灯は、JIL 5502「誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準」及びJIL5505「積極避難誘導システム技術基準」に示す規格に適合するものとする。</p> <p><b>3-7-3 道路用照明器具</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>道路用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）、日本電球工業会規格（JEL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。</p> <p>2. 構造</p> <p>(1) 器具は、JIS C 8105-1「照明器具－第1部：安全性要求事項通則」に規定する堅牢で防水性、耐食性を有し、JIS C 8105-2-3「照明器具－第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項」、JIS C 8105-3「照明器具－第3部：性能要求数量通則」、JIS C 8131「道路照明器具」に規定する機械的、電気的及び光学的にその機能を有する構造でなければならない。</p> <p>(2) 本体の塗装は、精止め処理を施した後、上塗りとして合成樹脂系塗料を内外面1回塗り塗付け塗装とする。<del>なお、外面仕上げ色は指定色とする。</del></p> <p>3. 光源・安定器</p> <p>(1) 高圧水銀ランプは、JIS C 7604「高圧水銀ランプ」の規定による。</p> <p>(2) 高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621「高圧ナトリウムランプ」の規定による。</p> <p>(3) 上記によるほか、効率、光色、演色性、視認性、経済性等を考慮し、効果の高い場合はセラミックメタルハライドランプやLEDを選定することができる。セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623「メタルハライドランプ」の規定に準<del>るものとする。</del></p> <p>(4) ランプ寸法・形状は、JIS C 7710「電球類ガラス管球の形式の表し方」に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金」に適合した口金を使用する。</p> <p>(5) ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7604「高圧水銀ランプ」及びJIS C 7621「高圧ナトリウムランプ」、JIS C 7623「メタルハライドランプ」に定められた事項を表示する。</p> <p>(6) 安定器の規格は、JIS C 8110「放電灯安定器（蛍光灯を除く）」の規定による。</p> <p>(7) LEDモジュールは、一般事項の規格によるほか次の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>3-7-2 防災用照明器具</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>防災用照明器具は、建築基準法定めるところによる非常用照明器具及び消防法に定めるところによる誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。</p> <p>2. 構造</p> <p>(1) 非常用照明器具は、JIL 5501「非常用照明器具技術基準」に示す規格に適合するものとする。</p> <p>(2) 誘導灯は、JIL 5502「誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準」及びJIL5505「積極避難誘導システム技術基準」に示した規格に適合するものとする。</p> <p><b>3-7-3 道路用照明器具</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>道路用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）、日本電球工業会規格（JEL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。</p> <p>2. 構造</p> <p>(1) 器具は、JIS C 8105-1「照明器具－第1部：安全性要求事項通則」に規定する堅牢で防水性、耐食性を有し、JIS C 8105-2-3「照明器具－第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項」、JIS C 8105-3「照明器具－第3部：性能要求数量通則」、JIS C 8131「道路照明器具」に規定する機械的、電気的及び光学的にその性能を有する構造でなければならない。</p> <p>(2) 本体の塗装は、精止め処理を施した後、上塗りとして合成樹脂系塗料を内外面1回塗り、塗付け塗装とする。<del>なお、外面仕上げ色は指定色とする。</del></p> <p>3. 光源・安定器</p> <p>(1) 高圧水銀ランプは、JIS C 7604「高圧水銀ランプ」の規定による。</p> <p>(2) 高圧ナトリウムランプは、JIS C 7621「高圧ナトリウムランプ」の規定による。</p> <p>(3) 上記によるほか、効率、光色、演色性、視認性、経済性等を考慮し、効果の高い場合はセラミックメタルハライドランプやLEDを選定することができる。セラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623「メタルハライドランプ」の規定による。</p> <p>(4) ランプ寸法・形状は、JIS C 7710「電球類ガラス管球の形式の表し方」に基づくガラス管球を使用し、JIS C 7709-1「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金」に適合した口金を使用する。</p> <p>(5) ランプには、見えやすいところに容易に消えない方法で、JIS C 7604「高圧水銀ランプ」及びJIS C 7621「高圧ナトリウムランプ」、JIS C 7623「メタルハライドランプ」に定められた事項を表示する。</p> <p>(6) 安定器の規格は、JIS C 8110「放電灯安定器（蛍光灯を除く）」の規定による。</p> <p>(7) LEDモジュールは、一般事項の規格によるほか次の規格に適合するものとする。</p>	<p>・記載の見直し</p> <p>・器材仕様書と整合</p> <p>・記載の見直し</p>

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>JIS C 8153「LEDモジュール用制御装置一性能要求事項」、JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール一性能要求事項」</p> <p><b>3-7-4 トンネル用照明器具</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>トンネル照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）、日本電球工業会規格（JEL）に示す各規格に適合するほか、本項による。</p> <p>2. 構造</p> <p>(1) 器具は、JIS C 8105-1「照明器具-第1部:安全性要求事項通則」に規定する保護等級IP55以上とし、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、機械的、電気的及び光学的に、その機能を保持できるものとする。</p> <p>(2) 器具本体は、<del>JIS G 3131のものとし</del>、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶」に規定するSUS 304とする。</p> <p>(3) 外面のみ脱脂等の前処理後、上塗りとして合成樹脂系塗料を1回塗り焼付塗装とする。 なお、内面への塗装付着については特に規定しないものとする。塗装色はマングルN7とする。</p> <p>(4) 取付け脚は、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帶」に規定するSPHCまたはJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」に規定する標準寸法4.5mmの板厚のものに溶融亜鉛めっき(HBZ55)付上げとする。</p> <p>(5) 端子台は、<del>カバー付きとする</del> <del>また、端子台のカバー</del>端子を接地用とし、区別のためその近傍にアースの表示を行い、接地用端子は本体と電気的に接続されているものとする。</p> <p>(6) パッキンは弾力性に富み、耐熱性を有するシリコーンゴム製とする。</p> <p>(7) 電源グランドは、防水性を有する合成樹脂製のものとする。</p> <p>3. 性 能</p> <p>(1) 器具の光学性能は、トンネル内の壁面または天井に取付けられた状態で路面、天井面及び壁面を、効果的に照らす性能を有するものとする。</p> <p>(2) 防水性能は、JIS C 8105-1「照明器具-第1部:安全性要求事項通則」の「じんあい、固体物及び水気の侵入に対する保護」に規定する保護等級IP55以上とし、同規格9.2.6に規定する試験を行ったとき、器具の内部に正常な動作を阻害するような浸水があつてはならない。</p> <p>4. 光源・安定器</p> <p>(1) 器具に内蔵して用いる低圧ナトリウムランプは、JIS C 7610「低圧ナトリウムランプ」の規定による。</p> <p>(2) 器具に内蔵して用いる始動器内蔵形高圧ナトリウムランプ（管形）、外部始動器</p> <p>JIS C 8153「LEDモジュール用制御装置一性能要求事項」、JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール一性能要求事項」</p> <p><b>3-7-4 トンネル用照明器具</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>トンネル照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）、日本電球工業会規格（JEL）に示す各規格に適合するほか、本項による。</p> <p>2. 構造</p> <p>(1) 器具は、JIS C 8105-1「照明器具-第1部:安全性要求事項通則」に規定する保護等級IP55以上とし、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、機械的、電気的及び光学的に、その機能を保持できるものとする。</p> <p>(2) 器具本体は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶」に規定するSUS 304に適合する標準寸法1.0mmの板厚を用いたプレス成形による無溶接と同等の強度、防錆、耐食性のある材料（必要に応じ塗装を含む）とする。</p> <p>(3) 外面のみ脱脂等の前処理後、上塗りとして合成樹脂系塗料を1回塗り焼付塗装とする。 なお、内面への塗装付着については特に規定しないものとする。塗装色はマングルN7とする。</p> <p>(4) 取付け脚は、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帶」のSPHCまたはJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」に適合する標準寸法4.5mmの板厚のものにHBZ55の溶融亜鉛めっきを行ったものと同等以上の強度、防錆機能を持つものとする。</p> <p>(5) 端子台は、1端子を接地用とし、区別のためにその近傍にアースの表示を行い、接地用端子は本体と電気的に接続されているものとする。</p> <p>(6) パッキンは弾力性に富み、耐熱性を有するシリコーンゴム製とする。</p> <p>(7) 電源グランドは、防水性を有する合成樹脂製のものとする。</p> <p>(8) 器具は、必要な落下防止構造を有するものとする。</p> <p>3. 性 能</p> <p>(1) 器具の光学性能は、トンネル内の壁面または天井に取付けられた状態で路面、天井面及び壁面を、効果的に照らす性能を有するものとする。</p> <p>(2) 防水性能は、JIS C 8105-1「照明器具-第1部:安全性要求事項通則」の「じんあい、固体物及び水気の侵入に対する保護」に規定する保護等級IP55以上とし、同規格9.2.6に規定する試験を行ったとき、器具の内部に正常な動作を阻害するような浸水があつてはならない。</p> <p>4. 光源・安定器</p> <p>(1) 器具に内蔵して用いる低圧ナトリウムランプは、JIS C 7610「低圧ナトリウムランプ」の規定による。</p> <p>(2) 器具に内蔵して用いる始動器内蔵形高圧ナトリウムランプ（管形）、外部始動器</p>	<p>JIS C 8153「LEDモジュール用制御装置一性能要求事項」、JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール一性能要求事項」</p> <p><b>3-7-4 トンネル用照明器具</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>トンネル照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）、日本電球工業会規格（JEL）に示す各規格に適合するほか、本項による。</p> <p>2. 構造</p> <p>(1) 器具は、JIS C 8105-1「照明器具-第1部:安全性要求事項通則」に規定する保護等級IP55以上とし、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、機械的、電気的及び光学的に、その機能を保持できるものとする。</p> <p>(2) 器具本体は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶」に規定するSUS 304に適合する標準寸法1.0mmの板厚を用いたプレス成形による無溶接と同等の強度、防錆、耐食性のある材料（必要に応じ塗装を含む）とする。</p> <p>(3) 外面のみ脱脂等の前処理後、上塗りとして合成樹脂系塗料を1回塗り焼付塗装とする。 なお、内面への塗装付着については特に規定しないものとする。塗装色はマングルN7とする。</p> <p>(4) 取付け脚は、JIS G 3131「熱間圧延軟鋼板及び鋼帶」のSPHCまたはJIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」に適合する標準寸法4.5mmの板厚のものにHBZ55の溶融亜鉛めっきを行ったものと同等以上の強度、防錆機能を持つものとする。</p> <p>(5) 端子台は、1端子を接地用とし、区別のためにその近傍にアースの表示を行い、接地用端子は本体と電気的に接続されているものとする。</p> <p>(6) パッキンは弾力性に富み、耐熱性を有するシリコーンゴム製とする。</p> <p>(7) 電源グランドは、防水性を有する合成樹脂製のものとする。</p> <p>(8) 器具は、必要な落下防止構造を有するものとする。</p> <p>3. 性 能</p> <p>(1) 器具の光学性能は、トンネル内の壁面または天井に取付けられた状態で路面、天井面及び壁面を、効果的に照らす性能を有するものとする。</p> <p>(2) 防水性能は、JIS C 8105-1「照明器具-第1部:安全性要求事項通則」の「じんあい、固体物及び水気の侵入に対する保護」に規定する保護等級IP55以上とし、同規格9.2.6に規定する試験を行ったとき、器具の内部に正常な動作を阻害するような浸水があつてはならない。</p> <p>4. 光源・安定器</p> <p>(1) 器具に内蔵して用いる低圧ナトリウムランプは、JIS C 7610「低圧ナトリウムランプ」の規定による。</p> <p>(2) 器具に内蔵して用いる始動器内蔵形高圧ナトリウムランプ（管形）、外部始動器</p>	<p>・器材仕様書に整合し記載見直し</p> <p>・誤植の修正 器材仕様書に整合し記載見直し</p> <p>・落下防止構造を追記</p>

現 行	改 定	適 用
<p>形高圧ナトリウムランプ（両口金形）は、JIS C 7621「高圧ナトリウムランプ」の規定による。</p> <p>(3) 器具に内蔵して用いる高周波点灯専用形蛍光ランプは、JIS C 7601「蛍光ランプ（一般照明用）」、JEL 211「高周波点灯専用形蛍光ランプ（一般照明用）」の規定による。</p> <p>(4) 器具に内蔵して用いるセラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623「メタルハライドランプ」の規定による。</p> <p>(5) 器具に内蔵して用いる始動器内蔵形高圧ナトリウム灯安定器、外部始動器形高圧ナトリウム灯安定器、セラミックメタルハライドランプ安定器、低圧ナトリウム灯安定器は、JIS C 8110「放電灯安定器（蛍光灯を除く）」の規定による。ただし、設計図書に記載されている場合は、設計図書によらなければならない。</p> <p>(6) 器具に内蔵して用いる高周波点灯専用形蛍光灯安定器は、JEL 503「高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器」の規定による。</p> <p>(7) LEDモジュールは、一般事項の規格によるほか次の規格に適合するものとする。 JIS C 8153「LEDモジュール用制御装置—性能要求事項」、JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール—性能要求事項」</p> <p><b>3-7-5 共同溝用照明器具</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 共同溝用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）、日本電球工業会規格（JEL）に示す各規格に適合するほか、本項によらなければならない。</p> <p>(2) 本項に規定する共同溝用照明器具は、ガス管を収容している共同溝に使用する防爆構造の照明器具（以下「防爆用」という）と、その他の共同溝に使用する照明器具（以下「一般用」という）に大別される。</p> <p>なお、防爆形及び保安用（充電部内蔵）器具は、設計図書によるものとする。</p> <p>2. 構造</p> <p>(1) 一般用器具は、JIS C 8105-1「照明器具—第1部：安全性要求事項通則」に規定する堅牢で防水性、耐食性を有し、防爆用器具は、産業安全研究所技術指針「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆）7.3 照明器具」等に規定する機能を有する構造でなければならない。</p> <p>(2) 本体、反射板及び取付金具は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS 304とする。</p> <p>(3) ガード及びチェーンの材質は、JIS G 4309「ステンレス鋼線」に規定するSUS 304とする。</p> <p>(4) 吊りパイプは、JIS G 3459「配管用ステンレス鋼管」に規定するSUS 304とする。</p> <p>3. 光源・安定器</p> <p>(1) 蛍光ランプは、JIS C 7601「蛍光ランプ（一般照明用）」に規定するFLR20SWと</p> <p>形高圧ナトリウムランプ（両口金形）は、JIS C 7621「高圧ナトリウムランプ」の規定による。</p> <p>(3) 器具に内蔵して用いる高周波点灯専用形蛍光ランプは、JIS C 7601「蛍光ランプ（一般照明用）」、JEL 211「高周波点灯専用形蛍光ランプ（一般照明用）」の規定による。</p> <p>(4) 器具に内蔵して用いるセラミックメタルハライドランプは、JIS C 7623「メタルハライドランプ」の規定による。</p> <p>(5) 器具に内蔵して用いる始動器内蔵形高圧ナトリウム灯安定器、外部始動器形高圧ナトリウム灯安定器、セラミックメタルハライドランプ安定器、低圧ナトリウム灯安定器は、JIS C 8110「放電灯安定器（蛍光灯を除く）」の規定による。ただし、設計図書に記載されている場合は、設計図書によらなければならない。</p> <p>(6) 器具に内蔵して用いる高周波点灯専用形蛍光灯安定器は、JEL 503「高周波点灯専用形蛍光灯電子安定器」の規定による。</p> <p>(7) LEDモジュールは、一般事項の規格によるほか次の規格に適合するものとする。 JIS C 8153「LEDモジュール用制御装置—性能要求事項」、JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール—性能要求事項」</p> <p><b>3-7-5 共同溝用照明器具</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 共同溝用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）、日本電球工業会規格（JEL）に示す各規格に適合するほか、本項によらなければならない。</p> <p>(2) 本項に規定する共同溝用照明器具は、ガス管を収容している共同溝に使用する防爆構造の照明器具（以下「防爆用」という）と、その他の共同溝に使用する照明器具（以下「一般用」という）に大別される。</p> <p>なお、防爆形及び保安用（充電部内蔵）器具は、設計図書によるものとする。</p> <p>2. 構造</p> <p>(1) 一般用器具は、JIS C 8105-1「照明器具—第1部：安全性要求事項通則」に規定する堅牢で防水性、耐食性を有し、防爆用器具は、産業安全研究所技術指針「工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆）2006）7.3 照明器具」等に規定する機能を有する構造でなければならない。</p> <p>(2) 本体、反射板及び取付金具は、JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS 304とする。</p> <p>(3) ガード及びチェーンの材質は、JIS G 4309「ステンレス鋼線」に規定するSUS 304とする。</p> <p>(4) 吊りパイプは、JIS G 3459「配管用ステンレス鋼管」に規定するSUS 304とする。</p> <p>3. 光源・安定器</p> <p>(1) 蛍光ランプは、JIS C 7601「蛍光ランプ（一般照明用）」に規定するFLR20SWと</p>	<p>・記載の見直し</p> <p>・指針改定の反映</p>	

現 行	改 定	適 用																																																												
<p>する。</p> <p>(2) 安定器は、JIS C 8108「蛍光灯安定器」に規定するタピッドスタート式高力率形またはJIS C 8117「蛍光灯電子安定器」に規定する高周波点灯専用形とする。</p> <p>(3) LEDモジュールは、一般事項の規格によるほか次の規格に適合するものとする。 JIS C 8153「LEDモジュール用制御装置-性能要求事項」、JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール-性能要求事項」</p> <p><b>第8節 照明用ポール</b></p> <p><b>3-8-1 テーパポール</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 照明用ポール（以下「ポール」という）は、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。</p> <p>(2) 本項に規定するポールの種類は、以下によるものとする。</p> <p>1) ポールは、断面形状が円形のポール（以下「標準ポール」という。）または多角形のポール（以下「多角形ポール」という。）とする。</p> <p>2) ポールは、埋込式またはベース式とする。</p> <p>3) ポールは、1灯用（基本形）、二灯用（V形）及び複数形とし、標準ポール及び多角形ポールの種類は、表2-3-12による。</p> <p><b>表2-3-12 照明用テーパポールの種類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="4">形式</th> <th colspan="6">標準ポール</th> <th colspan="2">多角形ポール (四角、八角)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">直轄型</th> <th colspan="4">曲線型</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th colspan="2">長円形</th> <th colspan="2">折線形</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>一灯用</th> <th>二灯用</th> <th>一灯用</th> <th>二灯用</th> <th>一灯用</th> <th>二灯用</th> <th>一灯用</th> <th>二灯用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-8m</td> <td>S8</td> <td>S8Y</td> <td>S-18</td> <td>S-18Y</td> <td>S-8</td> <td>S-8Y</td> <td>S-18</td> <td>S-18Y</td> </tr> <tr> <td>+10m</td> <td>S10</td> <td>S10Y</td> <td>10-21</td> <td>10-21Y</td> <td>10-8</td> <td>10-8Y</td> <td>10-21</td> <td>10-21Y</td> </tr> <tr> <td>+12m</td> <td>S12</td> <td>S12Y</td> <td>12-23</td> <td>12-23Y</td> <td>12-8</td> <td>12-8Y</td> <td>12-23</td> <td>12-23Y</td> </tr> </tbody> </table>	形式	標準ポール						多角形ポール (四角、八角)		直轄型		曲線型						長円形		折線形						一灯用	二灯用	一灯用	二灯用	一灯用	二灯用	一灯用	二灯用	-8m	S8	S8Y	S-18	S-18Y	S-8	S-8Y	S-18	S-18Y	+10m	S10	S10Y	10-21	10-21Y	10-8	10-8Y	10-21	10-21Y	+12m	S12	S12Y	12-23	12-23Y	12-8	12-8Y	12-23	12-23Y	<p>する。</p> <p>(2) 安定器は、JIS C 8108「蛍光灯安定器」に規定するタピッドスタート式高力率形またはJIS C 8117「蛍光灯電子安定器」に規定する高周波点灯専用形とする。</p> <p>(3) LEDモジュールは、一般事項の規格によるほか次の規格に適合するものとする。 JIS C 8153「LEDモジュール用制御装置-性能要求事項」、JIS C 8155「一般照明用LEDモジュール-性能要求事項」</p> <p><b>第8節 照明用ポール</b></p> <p><b>3-8-1 テーパポール</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1) 照明用ポール（以下「ポール」という）は、日本工業規格（JIS）、日本照明器具工業会規格（JIL）に示した各規格に適合するほか、本項によるものとする。</p> <p>(2) 本項に規定するポールの種類は、以下によるものとする。</p> <p>1) ポールは、路面高さ8m、10m、12mに適合し電源供給方法により連接形と単直形を標準（以下「標準ポール」という。）とする。</p> <p>2) 標準ポールの主柱形状は、高さ方向に一定のテーパーがついた一律形と高さ方向に直管とテーパーを組合せた可変形（曲線型は一律形のみ）とする。</p> <p>3) 標準ポール基部形状は基礎と一緒に設置する埋込式とアンカーボルトを介して設置するベースプレート式（以下「ベース式」という。）とする。ベース式は基部の処理方法により露出型と埋設型とする。</p> <p>4) 標準ポールの種類は、1灯用は表2-3-11に、2灯用は表2-3-13による。</p> <p>(3) 地際部は、適切な防歎処理を施すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポールの種類の記載見直し</li> <li>・記載内容の追加</li> <li>・器材仕様書に整合し記載見直し。</li> </ul>	
形式		標準ポール						多角形ポール (四角、八角)																																																						
		直轄型		曲線型																																																										
		長円形		折線形																																																										
	一灯用	二灯用	一灯用	二灯用	一灯用	二灯用	一灯用	二灯用																																																						
-8m	S8	S8Y	S-18	S-18Y	S-8	S-8Y	S-18	S-18Y																																																						
+10m	S10	S10Y	10-21	10-21Y	10-8	10-8Y	10-21	10-21Y																																																						
+12m	S12	S12Y	12-23	12-23Y	12-8	12-8Y	12-23	12-23Y																																																						

現 行	改 定	適 用																																																																																											
	<p style="text-align: center;"><b>表 2-3-12 照明用テープボールの種類（1灯用）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">出桿</th> <th rowspan="2">灯高高さ</th> <th colspan="2">設置条件</th> <th rowspan="2">ボーラーの種類</th> </tr> <tr> <th>基部構造</th> <th>電源供給方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">(直線型)</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">8 m</td> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>側面形 単独形</td> <td>IS8B-C, IAB8-C IS8B-S, IAB8-S</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (埋設型)</td> <td>直接形 埋込形</td> <td>IS8-3B-C, IAB-3B-C IS8-3B-S, IAB-3B-S</td> </tr> <tr> <td>埋込式</td> <td>直接形</td> <td>IS8-C, IAB-C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>単独形</td> <td>IS8-S, IAB-S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直接形</td> <td>IS10B-C, IAI10-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">10 m</td> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>単独形</td> <td>IS10B-S, IAI10-S</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (埋設型)</td> <td>直接形 単独形</td> <td>IS10-3B-C, IAI10-3B-C IS10-3B-S, IAI10-3B-S</td> </tr> <tr> <td>埋込式</td> <td>直接形</td> <td>IS8-C, IAB-C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>単独形</td> <td>IS8-S, IAB-S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直接形</td> <td>IS12B-C, IAI12B-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">(曲線型)</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">12 m</td> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>単独形</td> <td>IS12B-S, IAI12B-S</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (埋設型)</td> <td>直接形 単独形</td> <td>IS12-3B-C, IAI12-3B-C IS12-3B-S, IAI12-3B-S</td> </tr> <tr> <td>埋込式</td> <td>直接形</td> <td>8-18C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>単独形</td> <td>8-18B-S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直接形</td> <td>8-18B-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">1.8 m</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">8 m</td> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>単独形</td> <td>8-3-18B-S</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (埋設型)</td> <td>直接形</td> <td>8-3-18B-C</td> </tr> <tr> <td>埋込式</td> <td>直接形</td> <td>8-18-C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>単独形</td> <td>8-18-S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直接形</td> <td>10-21B-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">2.1 m</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">10 m</td> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>単独形</td> <td>10-21B-S</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (埋設型)</td> <td>直接形</td> <td>10,3-21B-C</td> </tr> <tr> <td></td> <td>単独形</td> <td>10,3-21B-S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>直接形</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>単独形</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出桿	灯高高さ	設置条件		ボーラーの種類	基部構造	電源供給方法	(直線型)	8 m	ベース式 (露出型)	側面形 単独形	IS8B-C, IAB8-C IS8B-S, IAB8-S	ベース式 (埋設型)	直接形 埋込形	IS8-3B-C, IAB-3B-C IS8-3B-S, IAB-3B-S	埋込式	直接形	IS8-C, IAB-C		単独形	IS8-S, IAB-S		直接形	IS10B-C, IAI10-C	10 m	ベース式 (露出型)	単独形	IS10B-S, IAI10-S	ベース式 (埋設型)	直接形 単独形	IS10-3B-C, IAI10-3B-C IS10-3B-S, IAI10-3B-S	埋込式	直接形	IS8-C, IAB-C		単独形	IS8-S, IAB-S		直接形	IS12B-C, IAI12B-C	(曲線型)	12 m	ベース式 (露出型)	単独形	IS12B-S, IAI12B-S	ベース式 (埋設型)	直接形 単独形	IS12-3B-C, IAI12-3B-C IS12-3B-S, IAI12-3B-S	埋込式	直接形	8-18C		単独形	8-18B-S		直接形	8-18B-C	1.8 m	8 m	ベース式 (露出型)	単独形	8-3-18B-S	ベース式 (埋設型)	直接形	8-3-18B-C	埋込式	直接形	8-18-C		単独形	8-18-S		直接形	10-21B-C	2.1 m	10 m	ベース式 (露出型)	単独形	10-21B-S	ベース式 (埋設型)	直接形	10,3-21B-C		単独形	10,3-21B-S		直接形			単独形		
出桿	灯高高さ			設置条件			ボーラーの種類																																																																																						
		基部構造	電源供給方法																																																																																										
(直線型)	8 m	ベース式 (露出型)	側面形 単独形	IS8B-C, IAB8-C IS8B-S, IAB8-S																																																																																									
		ベース式 (埋設型)	直接形 埋込形	IS8-3B-C, IAB-3B-C IS8-3B-S, IAB-3B-S																																																																																									
		埋込式	直接形	IS8-C, IAB-C																																																																																									
			単独形	IS8-S, IAB-S																																																																																									
			直接形	IS10B-C, IAI10-C																																																																																									
	10 m	ベース式 (露出型)	単独形	IS10B-S, IAI10-S																																																																																									
		ベース式 (埋設型)	直接形 単独形	IS10-3B-C, IAI10-3B-C IS10-3B-S, IAI10-3B-S																																																																																									
		埋込式	直接形	IS8-C, IAB-C																																																																																									
			単独形	IS8-S, IAB-S																																																																																									
			直接形	IS12B-C, IAI12B-C																																																																																									
(曲線型)	12 m	ベース式 (露出型)	単独形	IS12B-S, IAI12B-S																																																																																									
		ベース式 (埋設型)	直接形 単独形	IS12-3B-C, IAI12-3B-C IS12-3B-S, IAI12-3B-S																																																																																									
		埋込式	直接形	8-18C																																																																																									
			単独形	8-18B-S																																																																																									
			直接形	8-18B-C																																																																																									
	1.8 m	8 m	ベース式 (露出型)	単独形	8-3-18B-S																																																																																								
			ベース式 (埋設型)	直接形	8-3-18B-C																																																																																								
			埋込式	直接形	8-18-C																																																																																								
				単独形	8-18-S																																																																																								
				直接形	10-21B-C																																																																																								
2.1 m	10 m	ベース式 (露出型)	単独形	10-21B-S																																																																																									
		ベース式 (埋設型)	直接形	10,3-21B-C																																																																																									
			単独形	10,3-21B-S																																																																																									
			直接形																																																																																										
			単独形																																																																																										

注：ボーラー形式の意味

- ・直線型：IS(A) 数字 B-C(S)
- I: ボーラーヘッド部 S: 1/100テープバー (一巻形) A: 可変テープバー (可変形)
- II: ベース式 B: ベース式
- C: 直接形 -S: 埋込形
- III: 埋込式
- ・曲線型：数字-数字 B - C (S)
- 数字: 高さ - 数字: アーム出幅
- B: ベース式 Bなし: 埋込式
- C: 直接形 -S: 單独形

現 行	改 定	適 用																																																																													
<p>2. 構造</p> <p>(1) ポールの材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」に規定するSS 400またはこれと同等以上のものとする。</p> <p>なお、耐候性鋼材を使用する場合は、JIS G 3125「高耐候性圧延鋼材」に規定するSPA-H、JIS G 3114「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に規定するSMA400またはこれと同等以上のものとする。</p> <p>(2) ポールは、最大瞬間風速60m/sに耐えるものとする。</p> <p>なお、設計条件及び強度計算はJIL 1003「照明用ポール強度計算基準」による</p>	<p><b>表2-3-13 照明用テープボールの種類(2灯用)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>器具の配列条件</th> <th>設置条件</th> <th>ポールの種類</th> </tr> <tr> <th>出幅</th> <th>器具高さ</th> <th>電線供給方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">0.18m (アーム型)</td> <td rowspan="4">8 m</td> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>直接形</td> <td>TS8B-C, TAB8-C</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (埋設型)</td> <td>単屈形</td> <td>TS8B-S, TAB8-S</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (埋設型)</td> <td>連接形</td> <td>TS8-3B-C, TAB8-3B-C</td> </tr> <tr> <td>埋込式</td> <td>単屈形</td> <td>TS8-C, TAB-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">10 m</td> <td rowspan="4">12 m</td> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>直接形</td> <td>TS10B-C, TAB10-C</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (埋設型)</td> <td>連接形</td> <td>TS10-3B-C, TAB10-3B-C</td> </tr> <tr> <td>埋込式</td> <td>単屈形</td> <td>TS10-3B-S, TAB10-3B-S</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>連接形</td> <td>TS8-C, TAB-C</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1.8 m (曲線型)</td> <td rowspan="4">8 m</td> <td>ベース式 (埋設型)</td> <td>直接形</td> <td>TS12B-C, TAB12-C</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>連接形</td> <td>TS12B-S, TAB12-S</td> </tr> <tr> <td>埋込式</td> <td>単屈形</td> <td>TS12-3B-C, TAB12-3B-C</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>連接形</td> <td>TS12-3B-S, TAB12-3B-S</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2.1 m (曲線型)</td> <td rowspan="4">10 m</td> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>直接形</td> <td>8-18VB-C</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (埋設型)</td> <td>連接形</td> <td>8-18VB-C</td> </tr> <tr> <td>埋込式</td> <td>単屈形</td> <td>8-18VB-S</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>連接形</td> <td>8-18Y-C</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (埋設型)</td> <td>単屈形</td> <td>8-18Y-S</td> </tr> <tr> <td>埋込式</td> <td>連接形</td> <td>10-21VB-C</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (露出型)</td> <td>単屈形</td> <td>10-21VB-S</td> </tr> <tr> <td>ベース式 (埋設型)</td> <td>連接形</td> <td>10-3-21VB-C</td> </tr> <tr> <td>埋込式</td> <td>単屈形</td> <td>10-3-21VB-S</td> </tr> </tbody> </table> <p>注: ポール形式の意味    + アーム型: TS(A) 数字 B-C(S)    T: アーム型 S: 1/100テープバー(一灯用) A: 可変テーパー(可変形)    数字: 高さ B: ベース式    -C: 直接形 S: 単屈形 Bなし: 埋込式    -S: 連接形    ・曲線型: 数字 Y B-C(S)    数字: 高さ Y: 2灯用    B: ベース式 Bなし: 埋込式 Y: 2灯用    -C: 連接形 S: 単屈形</p>	器具の配列条件	設置条件	ポールの種類	出幅	器具高さ	電線供給方法	0.18m (アーム型)	8 m	ベース式 (露出型)	直接形	TS8B-C, TAB8-C	ベース式 (埋設型)	単屈形	TS8B-S, TAB8-S	ベース式 (埋設型)	連接形	TS8-3B-C, TAB8-3B-C	埋込式	単屈形	TS8-C, TAB-C	10 m	12 m	ベース式 (露出型)	直接形	TS10B-C, TAB10-C	ベース式 (埋設型)	連接形	TS10-3B-C, TAB10-3B-C	埋込式	単屈形	TS10-3B-S, TAB10-3B-S	ベース式 (露出型)	連接形	TS8-C, TAB-C	1.8 m (曲線型)	8 m	ベース式 (埋設型)	直接形	TS12B-C, TAB12-C	ベース式 (露出型)	連接形	TS12B-S, TAB12-S	埋込式	単屈形	TS12-3B-C, TAB12-3B-C	ベース式 (露出型)	連接形	TS12-3B-S, TAB12-3B-S	2.1 m (曲線型)	10 m	ベース式 (露出型)	直接形	8-18VB-C	ベース式 (埋設型)	連接形	8-18VB-C	埋込式	単屈形	8-18VB-S	ベース式 (露出型)	連接形	8-18Y-C	ベース式 (埋設型)	単屈形	8-18Y-S	埋込式	連接形	10-21VB-C	ベース式 (露出型)	単屈形	10-21VB-S	ベース式 (埋設型)	連接形	10-3-21VB-C	埋込式	単屈形	10-3-21VB-S	<p>2. 構造</p> <p>(1) ポールの材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」に規定するSS 400またはこれと同等以上のものとする。</p> <p>なお、耐候性鋼材を使用する場合は、JIS G 3125「高耐候性圧延鋼材」に規定するSPA-H、JIS G 3114「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に規定するSMA400またはこれと同等以上のものとする。</p> <p>(2) ポールは、最大瞬間風速60m/sに耐え得るものとする。</p> <p>なお、設計条件及び強度計算はJIL 1003「照明用ポール強度計算基準」による</p>
器具の配列条件	設置条件	ポールの種類																																																																													
出幅	器具高さ	電線供給方法																																																																													
0.18m (アーム型)	8 m	ベース式 (露出型)	直接形	TS8B-C, TAB8-C																																																																											
		ベース式 (埋設型)	単屈形	TS8B-S, TAB8-S																																																																											
		ベース式 (埋設型)	連接形	TS8-3B-C, TAB8-3B-C																																																																											
		埋込式	単屈形	TS8-C, TAB-C																																																																											
10 m	12 m	ベース式 (露出型)	直接形	TS10B-C, TAB10-C																																																																											
		ベース式 (埋設型)	連接形	TS10-3B-C, TAB10-3B-C																																																																											
		埋込式	単屈形	TS10-3B-S, TAB10-3B-S																																																																											
		ベース式 (露出型)	連接形	TS8-C, TAB-C																																																																											
1.8 m (曲線型)	8 m	ベース式 (埋設型)	直接形	TS12B-C, TAB12-C																																																																											
		ベース式 (露出型)	連接形	TS12B-S, TAB12-S																																																																											
		埋込式	単屈形	TS12-3B-C, TAB12-3B-C																																																																											
		ベース式 (露出型)	連接形	TS12-3B-S, TAB12-3B-S																																																																											
2.1 m (曲線型)	10 m	ベース式 (露出型)	直接形	8-18VB-C																																																																											
		ベース式 (埋設型)	連接形	8-18VB-C																																																																											
		埋込式	単屈形	8-18VB-S																																																																											
		ベース式 (露出型)	連接形	8-18Y-C																																																																											
ベース式 (埋設型)	単屈形	8-18Y-S																																																																													
埋込式	連接形	10-21VB-C																																																																													
ベース式 (露出型)	単屈形	10-21VB-S																																																																													
ベース式 (埋設型)	連接形	10-3-21VB-C																																																																													
埋込式	単屈形	10-3-21VB-S																																																																													

現 行	改 定	適 用
<p>ものとする。</p> <p>(3) ポールに溶融亜鉛めっきを行う場合のめっき付着量は、JIS R 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ 55によるものとする。</p> <p>(4) 耐候性鋼管ポールの場合、外面に鍍安定化処理を行うものとし、内面は1回塗りの塗装を行うものとする。</p> <p><b>3-8-2 奥義照明ポール（デザインポール）</b></p> <p><del>奥義照明ポールは、設計図書によらなければならない。</del></p> <p><b>3-8-3 個別製作照明ポール</b></p> <p><del>個別製作照明ポールは、設計図書によらなければならない。</del></p> <p><b>第9節 引込用ポール</b></p> <p><b>3-9-1 鋼管ポール</b></p> <p>钢管ポールは、日本工業規格（JIS）、電気設備の技術基準の解釈 第59条第7項（鋼管柱の規格）に示す各規格に適合するものとし、設計図書によらなければならない。</p> <p><b>3-9-2 電柱</b></p> <p>電柱は、第2編第3章第12節「外線材料」によるものとする。</p> <p><b>第10節 分電盤</b></p> <p><b>3-10-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>通用</li> </ol> <p>分電盤は、JIS C 8480「キャビネット形分電盤」によるほか、本規によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>構造</li> </ol> <p>(1) 分電盤を構成する材料は、それぞれ規格が定められているものはその規格によるが、定められていないものにあっても製造者の責務において選定する。 なお、分電盤の保護構造は、JIS C 0920 「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」によるものとする。</p> <p>(2) キャビネットを構成する各部の板は、1.6mm以上の鋼板または1.2mm以上のステンレス鋼板とする。なお、ドアに操作用器具を取付ける場合は、必要に応じ板に補強を行うものとする。</p> <p>(3) ドアの丁番は、表面から見えないものとし、ハンドルは突出しない構造とする。</p> <p>(4) ガター部は、施工性及び安全性を配慮し、外部配線との取合いに支障のないものとする。 また、ドアを開いた状態で、ガター部が見えにくく、充電部が露出しない構造でなければならない。</p> <p>(5) 導電部は、以下によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>母線の電流容量は、主幹器具の定格電流以上とし、分岐導体及びその他の盤内配線の電流容量は、分岐用の配線用遮断器又は漏電遮断器（以下「配線用遮断器」とする）によるものとする。</li> </ol>	<p>ものとする。</p> <p>(3) ポールに溶融亜鉛めっきを行う場合のめっき付着量は、JIS R 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ 55によるものとする。</p> <p>(4) 耐候性鋼管ポールの場合、外面に鍍安定化処理を行うものとし、内面は1回塗りの塗装を行うものとする。</p> <p><b>3-8-2 多目的照明ポール</b></p> <p><del>多目的照明ポールは、設計図書によらなければならない。</del></p> <p><b>第9節 引込用ポール</b></p> <p><b>3-9-1 鋼管ポール</b></p> <p>钢管ポールは、日本工業規格（JIS）、電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項に示す各規格に適合するとともに、<del>3-8-1、1項一般事項(3)</del>及び設計図書によらなければならぬ。</p> <p><b>3-9-2 電柱</b></p> <p>電柱は、第2編第3章第12節「外線材料」の規定による。</p> <p><b>第10節 分電盤</b></p> <p><b>3-10-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>通用</li> </ol> <p>分電盤は、JIS C 8480「キャビネット形分電盤」によるほか、本項によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>構造</li> </ol> <p>(1) 分電盤を構成する材料は、それぞれ規格が定められているものはその規格によるが、定められていないものにあっても製造者の責務において選定する。 なお、分電盤の保護構造は、JIS C 0920 「電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）」によるものとする。</p> <p>(2) キャビネットを構成する各部の板は、1.6mm以上の鋼板または1.2mm以上のステンレス鋼板とする。なお、ドアに操作用器具を取付ける場合は、必要に応じ板に補強を行うものとする。</p> <p>(3) ドアの丁番は、表面から見えないものとし、ハンドルは突出しない構造とする。</p> <p>(4) ガター部は、施工性及び安全性を配慮し、外部配線との取合いに支障のないものとする。 また、ドアを開いた状態で、ガター部が見えにくく、充電部が露出しない構造でなければならない。</p> <p>(5) 導電部は、以下によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>母線の電流容量は、主幹器具の定格電流以上とし、分岐導体及びその他の盤内配線の電流容量は、分岐用の配線用遮断器又は漏電遮断器（以下「配線用遮断器」とする）によるものとする。</li> </ol>	<p>・記載の見直し（3-8-2と3-8-3を統合）</p> <p>・基準改定の反映</p> <p>・記載内容の見直し</p> <p>・誤植の修正</p>

## 北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>「断器等」という)の定格電流以上とする。</p> <p>2) 母線及び分岐導体は、導電率97%以上の導体とする。</p> <p>3) 母線及び分岐導体を除く盤内配線に使用する絶縁電線は、JIS C 3307「600V ビニル絶縁電線(IV)」、JIS C 3316「電気機器用ビニル絶縁電線」、またはJIS C 3317「600V二種ビニル絶縁電線(HIV)」の規格に適合するものとする。</p> <p>4) 裸の導体には、被覆、塗装またはめっきなどの酸化防止処理を施すものとする。</p> <p>(6) 導電接続部は、以下によるものとする。</p> <p>1) 器具の端子が押ねじ形、クランク形またはこれに類する構造の場合は、端子の構造に適した太さ及び本数の電線を接続すること。</p> <p>2) 圧着端子には、原則として電線1本のみ接続すること。</p> <p>3) 外部配線と接続する端子部(器具端子部を含む)は、電気的及び機械的に完全に接続できるものとし、以下によるものとする。</p> <p>① ターミナルラグを使用する場合は、端子に適合する大きさの圧着端子を用いて、電線を接続することし、原則として圧着端子とし、これを具備する。 なお、主回路に使用する圧着端子は、JIS C 2805「銅線用圧着端子」に適合する裸圧着端子を使用する。</p> <p>② 絶縁被覆のないターミナルラグには、絶縁キャップまたは絶縁カバーを付属させるものとする。</p> <p>4) 主回路配線で、電線を接続する端子部にターミナルラグを使用する場合で、その間に絶縁性隔壁のないものにおいては、以下のいずれかによるものとする。</p> <p>① 各ターミナルラグを、2本以上のねじで取付けるものとする。</p> <p>② 各ターミナルラグに、振止めを設けるものとする。</p> <p>③ 各ターミナルラグに、裸圧着端子を用いる場合は、肉厚0.5mm以上の絶縁キャップを取付けるものとする。</p> <p>④ 各ターミナルラグが30度傾いた場合でも、絶縁距離を保つように取付けるものとする。</p> <p>(7) 器具類は、以下によるものとする。</p> <p>1) 配線用遮断器は、JIS C 8201-2-1「低圧開閉装置及び制御装置—第2・1部:回路遮断器(配線用遮断器及びその他の遮断器)」に適合するものとする。</p> <p>2) 漏電遮断器は、JIS C 8201-2-2「低圧開閉装置及び制御装置—第2・2部:漏電遮断器」に適合するものとする。 また、単相3線式電路に設ける漏電遮断器は、中性線欠相保護機能付きとする。 なお、高感度高遮断形を用いる場合は、雷インパルス不動作形のものとする。</p> <p>3) 配線用遮断器、漏電遮断器の遮断容量は、定格電流30A以下については2.5kA、30Aを超えるものについては5kA以上との遮断容量を有するものであること。</p> <p>4) 電磁接触器は、JIS C 8201-4-1「低圧開閉装置及び制御装置—第4部:接触器及びモータスターー第1節:電気機械式接触器及びモータスター」又はJEM</p>	<p>「断器等」という)の定格電流以上とする。</p> <p>2) 母線及び分岐導体は、導電率97%以上の導体とする。</p> <p>3) 母線及び分岐導体を除く盤内配線に使用する絶縁電線は、JIS C 3307「600V ビニル絶縁電線(IV)」、JIS C 3316「電気機器用ビニル絶縁電線」、またはJIS C 3317「600V二種ビニル絶縁電線(HIV)」の規格に適合するものとする。</p> <p>4) 裸の導体には、被覆、塗装またはめっきなどの酸化防止処理を施すものとする。</p> <p>(6) 導電接続部は、以下によるものとする。</p> <p>1) 器具の端子が押ねじ形、クランク形またはこれに類する構造の場合は、端子の構造に適した太さ及び本数の電線を接続すること。</p> <p>2) 圧着端子には、原則として電線1本のみ接続すること。</p> <p>3) 外部配線と接続する端子部(器具端子部を含む)は、電気的及び機械的に完全に接続できるものとし、以下によるものとする。</p> <p>① ターミナルラグを使用する場合は、端子に適合する大きさの圧着端子を用いて、電線を接続することし、原則として圧着端子とし、これを具備する。 なお、主回路に使用する圧着端子は、JIS C 2805「銅線用圧着端子」に適合する裸圧着端子を使用する。</p> <p>② 絶縁被覆のないターミナルラグには、絶縁キャップまたは絶縁カバーを付属させるものとする。</p> <p>4) 主回路配線で、電線を接続する端子部にターミナルラグを使用する場合で、その間に絶縁性隔壁のないものにおいては、以下のいずれかによるものとする。</p> <p>① 各ターミナルラグを、2本以上のねじで取付けるものとする。</p> <p>② 各ターミナルラグに、振止めを設けるものとする。</p> <p>③ 各ターミナルラグに、裸圧着端子を用いる場合は、肉厚0.5mm以上の絶縁キャップを取付けるものとする。</p> <p>④ 各ターミナルラグが30度傾いた場合でも、絶縁距離を保つように取付けるものとする。</p> <p>(7) 器具類は、以下によるものとする。</p> <p>1) 配線用遮断器は、JIS C 8201-2-1「低圧開閉装置及び制御装置—第2・1部:回路遮断器(配線用遮断器及びその他の遮断器)」に適合するものとする。</p> <p>2) 漏電遮断器は、JIS C 8201-2-2「低圧開閉装置及び制御装置—第2・2部:漏電遮断器」に適合するものとする。 また、単相3線式電路に設ける漏電遮断器は、中性線欠相保護機能付きとする。 なお、高感度高遮断形を用いる場合は、雷インパルス不動作形のものとする。</p> <p>3) 配線用遮断器、漏電遮断器の遮断容量は、定格電流30A以下については2.5kA、30Aを超えるものについては5kA以上有するものであること。</p> <p>4) 電磁接触器は、JIS C 8201-4-1「低圧開閉装置及び制御装置—第4部:接触器及びモータスターー第1節:電気機械式接触器及びモータスター」又はJEM</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 誤植の修正</li> <li>• 記載の見直し</li> </ul>

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
<p>1038「電磁接触器」に適合するものとする。</p> <p>5) リモコンリレーは、JIS C 8360「リモコンリレー及びリモコンスイッチ」に適合するものとする。</p> <p>6) リモコン変圧器は、JIS C 8361「リモコン変圧器」に適合するものとする。</p> <p>7) 制御用スイッチは、JIS C 8201-1「低圧開閉装置及び制御装置-第1部：通則」、JIS C 8201-5-1「低圧開閉装置及び制御装置-第5部：制御回路機器及び開閉素子-第1節：電気機械制御回路機器」、<del>JIS C 8201-5-101「低圧開閉装置及び制御装置-第5部：制御回路機器及び開閉素子-第101節：接觸器形リレー及びスター・ダブルの補助接点」</del>及びJIS C 0448「表示装置(表示部)及び操作機器(操作部)のための色及び補助手段に関する規準」に適合するものとする。</p> <p>8) 補助继電器として用いる電磁形の制御继電器は、JIS C 4530「ヒンジ形電磁リレー」、JEM 1038「電磁接触器」、<del>JIS C 8201-5-101「低圧開閉装置及び制御装置-第5部：制御回路機器及び開閉素子-第101節：接觸器形リレー及びスター・ダブルの補助接点」</del>に適合するものとする。</p> <p>9) 表示灯は、以下によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 光源は、電球、ネオンランプまたは発光ダイオードとする。</li> <li>② 電球は、JIS C 7516「表示用電球」に適合するものとする。</li> <li>③ ネオンランプは、JIS C 7606「ネオンランプ」に適合するものとする。</li> <li>④ 電球、ネオンランプ及び工業用LED球は、正面から容易に交換できる構造でなければならない。</li> </ul> <p>10) 制御回路などに用いるヒューズは、その回路に必要な遮断容量を有するものとし、JIS C 6575-1～4「ミニチュアヒューズ」、JIS C 8314「配線用筒形ヒューズ」、JIS C 8319「配線用セミカーボン形ヒューズ及び栓形ヒューズ」、JIS C 8269-1「低電圧ヒューズ-第1部：一般要求事項」、<del>JIS C 8269-11「低電圧ヒューズ-第11部：A種、B種ヒューズ及びJEM 1293「低圧限流ヒューズ通則」</del>に適合するものとする。</p> <p>11) 雷保護設備は、以下によるものとし、その適用は設計図書に記されなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① JIS C5381-12「低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの選定及び適用基準」による。</li> <li>② 点検及び素子の交換が容易にできるものとする。</li> </ul> <p>12) ヒューズ類の予備品は、分電盤ごとに現用数の100%とする。</p> <p>3. 分電盤の寸法及び回路構成などは、設計図書によらなければならない。</p> <p>4. 表示は、名称、製造者名及び製造年月（西暦）を表示する銘板を、ドア裏面に設けるものとする。</p> <p><b>3-10-2 屋外用</b></p> <p>1. 屋外用キャビネットは、第2編3-10-1一般事項によるほか、以下によるものとする。</p>	<p>1038「交流電磁接触器」に適合するものとする。</p> <p>5) リモコンリレーは、JIS C 8360「リモコンリレー及びリモコンスイッチ」に適合するものとする。</p> <p>6) リモコン変圧器は、JIS C 8361「リモコン変圧器」に適合するものとする。</p> <p>7) 制御用スイッチは、JIS C 8201-1「低圧開閉装置及び制御装置-第1部：通則」、JIS C 8201-5-1「低圧開閉装置及び制御装置-第5部：制御回路機器及び開閉素子-第1節：電気機械式制御回路機器」、及びJIS C 0448「表示装置(表示部)及び操作機器(操作部)のための色及び補助手段に関する規準」に適合するものとする。</p> <p>8) 補助继電器として用いる電磁形の制御继電器は、JIS C 4530「ヒンジ形電磁リレー」、JEM 1038「電磁接触器」に適合するものとする。</p> <p>9) 表示灯は、以下によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 光源は、電球、ネオンランプまたは発光ダイオードとする。</li> <li>② 電球は、JIS C 7516「表示用電球」に適合するものとする。</li> <li>③ ネオンランプは、JIS C 7606「ネオンランプ」に適合するものとする。</li> <li>④ 電球、ネオンランプ及び工業用LED球は、正面から容易に交換できる構造でなければならない。</li> </ul> <p>10) 制御回路などに用いるヒューズは、その回路に必要な遮断容量を有するものとし、JIS C 6575-1～4「ミニチュアヒューズ-第1部～第4部」、JIS C 8314「配線用筒形ヒューズ」、JIS C 8319「配線用栓形ヒューズ」、JIS C 8269-1「低電圧ヒューズ-第1部：通則」、<del>JIS C 8532「配線用ヒューズ通則」及びJEM 1293「低圧限流ヒューズ通則」</del>に適合するものとする。</p> <p>11) 雷保護設備の適用は設計図書によるものとする。その詳細は以下によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① JIS C5381-12「低圧サージ防護デバイス-第12部：低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの選定及び適用基準」による。</li> <li>② 点検及び素子の交換が容易にできるものとする。</li> </ul> <p>12) ヒューズ類の予備品は、分電盤ごとに現用数の100%とする。</p> <p>3. 分電盤の寸法及び回路構成などは、設計図書によらなければならない。</p> <p>4. 表示は、名称、製造者名及び製造年月（西暦）を表示する銘板を、ドア裏面に設けるものとする。</p> <p><b>3-10-2 屋外用</b></p> <p>1. 屋外用キャビネットは、第2編3-10-1一般事項によるほか、以下によるものとする。</p>	<p>・ JIS等改正</p> <p>・ JIS改正</p> <p>・ JIS等改正</p> <p>・ JIS等の改定（規格名称の変更）4カ所 ・ JISC8268-11はJISC8532に統合</p> <p>・ 記載の見直し</p> <p>・ 引用元表示の統一</p>

現 行	改 定	適 用
<p>(1) 保護等級IP24C以上のものとし、内部に雨雪が進入しにくく、これを蓄積しない構造のものとする。</p> <p>(2) 保護板またはカバーは、取外しが容易なものまたはドア式とする。 また、給電先を示す難燃性のカードホルダを設けるものとする。</p> <p>(3) ドア裏面に結線図を収容する図面ホルダを設け、丈夫な難燃性透明板を挿入する。</p> <p>(4) キャビネットには、接地端子を設けるものとする。</p> <p>(5) 水気を有する場所に用いる場合は、溶融亜鉛めっきにより防錆処理を施したものまたはステンレス製のものとする。</p> <p><b>3-10-3 屋内用</b></p> <p>1. 屋内用キャビネットは、保護等級IP2XC以上とし、第2編3-10-2「屋外用」(ただし(1)を除く。)によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 埋込形キャビネットの前面枠のちりは、15~25mmとする。</p> <p>(2) 一般照明用回路と、電源別置形非常照明回路のキャビネットを共用する場合は、鋼板で隔壁を設け、電源別置形非常照明回路には、別に鍵付きのドアを設けるものとする。</p> <p>(3) 非常用照明、自動閉鎖設備、火災報知設備、非常警報設備、非常放送設備、誘導灯などの防災設備の電源回路には、その旨を赤字で明示し、配線用遮断器には誤操作防止のための赤色合成樹脂性カバー、キャップ等を取付けるものとする。</p> <p><b>3-10-4 直流用</b></p> <p>1. 直流用キャビネットは、第2編3-10-3「屋内用」によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 入力電圧別に回路構成を分離し、電圧ごとに表示を行うものとする。</p> <p>(2) 各ターミナルラグには、極性表示を行うものとする。</p>	<p>のとする。</p> <p>(1) 保護等級IP24C以上のものとし、内部に雨雪が进入しにくく、これを蓄積しない構造のものとする。</p> <p>(2) 保護板またはカバーは、取外しが容易なものまたはドア式とする。 また、給電先を示す難燃性のカードホルダを設けるものとする。</p> <p>(3) ドア裏面に結線図を収容する図面ホルダを設け、丈夫な難燃性透明板を挿入する。</p> <p>(4) キャビネットには、接地端子を設けるものとする。</p> <p>(5) 水気を有する場所に用いる場合は、溶融亜鉛めっきにより防錆処理を施したものまたはステンレス製のものとする。</p> <p><b>3-10-3 屋内用</b></p> <p>1. 屋内用キャビネットは、保護等級IP2XC以上とし、第2編3-10-2「屋外用」(ただし(1)を除く。)の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 埋込形キャビネットの前面枠のちりは、15~25mmとする。</p> <p>(2) 一般照明用回路と、電源別置形非常照明回路のキャビネットを共用する場合は、鋼板で隔壁を設け、電源別置形非常照明回路には、別に鍵付きのドアを設けるものとする。</p> <p>(3) 非常用照明、自動閉鎖設備、火災報知設備、非常警報設備、非常放送設備、誘導灯などの防災設備の電源回路には、その旨を赤字で明示し、配線用遮断器には誤操作防止のための赤色合成樹脂性カバー、キャップ等を取付けるものとする。</p> <p><b>3-10-4 直流用</b></p> <p>1. 直流用キャビネットは、第2編3-10-3「屋内用」の規定によるほか、以下によるものとする。</p> <p>(1) 入力電圧別に回路構成を分離し、電圧ごとに表示を行うものとする。</p> <p>(2) 各ターミナルラグには、極性表示を行うものとする。</p>	<p>・誤植の訂正</p> <p>・引用元表示の統一</p> <p>・引用元表示の統一</p> <p>・記載の見直し</p>

現 行	改 定	適 用																																																						
<p>抗を測定し、それぞれ50MΩ以上とする。</p> <p>(2) 耐電圧は、端子相互間及び端子とキャビネット間に、商用周波数の交流電圧500Vを1分間加え、これに耐えるものとする。</p> <p>3. 表示は、名称、製造者名及び製造年月（西暦）を表示する銘板を、ドア裏面に設けるものとする。</p> <p><b>3-11-2 光成端箱</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. キャビネットは、第2編3-11-1 1項及び3項による。</li> <li>2. 光成端箱の寸法及び構成などは、設計図書によらなければならない。</li> </ol> <p><b>第12節 外線材料</b></p> <p><b>3-12-1 電柱</b></p> <p>電柱は、表2-3-13に示す規格によるものとする。</p> <p><b>表2-3-13 電柱の規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート柱</td> <td>JIS A 5373 ブレキャストプレストレスコンクリート製品 <small>付属書4 (規定)</small> 「ボルト類」 40種</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼 管 柱</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第50条第4項 <small>(鋼管柱の規格)</small></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼 板 組 立 柱</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第50条第4項 <small>(鋼板組立柱の規格)</small></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄 塔</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第50条第3項 <small>(鉄塔の規格)</small></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コングリート柱</td> <td>NTT用品 コンクリートポール</td> <td>通信用</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3-12-2 装柱材料</b></p> <p>装柱材料の規格は、溶融亜鉛めっきを施したもの又はステンレス製とし、電気事業者又は通信事業者の仕様を準用するものとし、腕金は原則として亜鉛めっきした鋼材とする。</p> <p><b>3-12-3 鉄線類</b></p> <p>鉄線類は、表2-3-14に示す規格によるものとする。</p> <p><b>表2-3-14 鉄線類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亜鉛めっき鉄線</td> <td>JIS G 3532 鉄線</td> <td>1種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼より線</td> <td>JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線</td> <td>2種</td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	備 考	コンクリート柱	JIS A 5373 ブレキャストプレストレスコンクリート製品 <small>付属書4 (規定)</small> 「ボルト類」 40種		鋼 管 柱	電気設備の技術基準の解釈 第50条第4項 <small>(鋼管柱の規格)</small>		鋼 板 組 立 柱	電気設備の技術基準の解釈 第50条第4項 <small>(鋼板組立柱の規格)</small>		鉄 塔	電気設備の技術基準の解釈 第50条第3項 <small>(鉄塔の規格)</small>		コングリート柱	NTT用品 コンクリートポール	通信用	呼 称	規 格	備 考	亜鉛めっき鉄線	JIS G 3532 鉄線	1種	亜鉛めっき鋼より線	JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線	2種	<p>抗を測定し、それぞれ50MΩ以上とする。</p> <p>(2) 耐電圧は、端子相互間及び端子とキャビネット間に、商用周波数の交流電圧500Vを1分間加え、これに耐え得るものとする。</p> <p>3. 表示は、名称、製造者名及び製造年月（西暦）を表示する銘板を、ドア裏面に設けるものとする。</p> <p><b>3-11-2 光成端箱</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. キャビネットは、第2編3-11-1 <small>備子板</small>1項及び3項の規定による。</li> <li>2. 光成端箱の寸法及び構成などは、設計図書によらなければならない。</li> </ol> <p><b>第12節 外線材料</b></p> <p><b>3-12-1 電柱</b></p> <p>電柱は、表2-3-13に示す規格によるものとする。</p> <p><b>表2-3-13 電柱の規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート柱</td> <td>JIS A 5373 ブレキャストプレストレスコンクリート製品 <small>付属書A (規定)</small> 「ボルト類」A-1 プレストレスコンクリートポール</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼 管 柱</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼 板 組 立 柱</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄 塔</td> <td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンクリート柱</td> <td>NTT用品 コンクリートポール</td> <td>通信用</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3-12-2 装柱材料</b></p> <p>装柱材料の規格は、溶融亜鉛めっきを施したもの又はステンレス製とし、電気事業者又は通信事業者の仕様を準用するものとし、腕金は、原則として溶融亜鉛めっきした鋼材とする。</p> <p><b>3-12-3 鉄線類</b></p> <p>鉄線類は、表2-3-14に示す規格によるものとする。</p> <p><b>表2-3-14 鉄線類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亜鉛めっき鉄線</td> <td>JIS G 3532 鉄線</td> <td>1種</td> </tr> <tr> <td>亜鉛めっき鋼より線</td> <td>JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線</td> <td>2種</td> </tr> </tbody> </table>	呼 称	規 格	備 考	コンクリート柱	JIS A 5373 ブレキャストプレストレスコンクリート製品 <small>付属書A (規定)</small> 「ボルト類」A-1 プレストレスコンクリートポール		鋼 管 柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項		鋼 板 組 立 柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項		鉄 塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項		コンクリート柱	NTT用品 コンクリートポール	通信用	呼 称	規 格	備 考	亜鉛めっき鉄線	JIS G 3532 鉄線	1種	亜鉛めっき鋼より線	JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線	2種	<p>・引用元表示の統一</p> <p>・誤植の修正</p> <p>・誤植の修正基準類の改正</p> <p>・用語の統一3カ所</p>
呼 称	規 格	備 考																																																						
コンクリート柱	JIS A 5373 ブレキャストプレストレスコンクリート製品 <small>付属書4 (規定)</small> 「ボルト類」 40種																																																							
鋼 管 柱	電気設備の技術基準の解釈 第50条第4項 <small>(鋼管柱の規格)</small>																																																							
鋼 板 組 立 柱	電気設備の技術基準の解釈 第50条第4項 <small>(鋼板組立柱の規格)</small>																																																							
鉄 塔	電気設備の技術基準の解釈 第50条第3項 <small>(鉄塔の規格)</small>																																																							
コングリート柱	NTT用品 コンクリートポール	通信用																																																						
呼 称	規 格	備 考																																																						
亜鉛めっき鉄線	JIS G 3532 鉄線	1種																																																						
亜鉛めっき鋼より線	JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線	2種																																																						
呼 称	規 格	備 考																																																						
コンクリート柱	JIS A 5373 ブレキャストプレストレスコンクリート製品 <small>付属書A (規定)</small> 「ボルト類」A-1 プレストレスコンクリートポール																																																							
鋼 管 柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項																																																							
鋼 板 組 立 柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項																																																							
鉄 塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項																																																							
コンクリート柱	NTT用品 コンクリートポール	通信用																																																						
呼 称	規 格	備 考																																																						
亜鉛めっき鉄線	JIS G 3532 鉄線	1種																																																						
亜鉛めっき鋼より線	JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線	2種																																																						

現 行	改 定	適 用																																																
<p><b>3-12-4 がいし及びがい管類</b> がいし及びがい管類は、表2-3-15に示す規格によるものとする。</p> <p><b>表2-3-15 がいし及びがい管類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧ビンがいし</td> <td>JIS C 3821 高圧ビンがいし</td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>高圧がい管</td> <td>JIS C 3824 高圧がい管</td> </tr> <tr> <td>高圧耐張がいし</td> <td>JIS C 3826 高圧耐張がいし</td> </tr> <tr> <td>玉がいし</td> <td>JIS C 3832 玉がいし</td> </tr> <tr> <td>低圧ビンがいし</td> <td>JIS C 3844 低圧ビンがいし</td> </tr> <tr> <td>低圧引留がいし</td> <td>JIS C 3845 低圧引留がいし</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第13節 接地材</b> 接地材は、表2-3-16に示す規格によるものとする。</p> <p><b>表2-3-16 接地材</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接地鋼板</td> <td>1.5t×900×900mm JIS H 3100「銅及び銅合金の板及び条」</td> </tr> <tr> <td>単触接地棒</td> <td>10mm φ×1000mm, 10mm φ×1500mm 3-1" 端子8mm×300mm 付き 14mm φ×1500mm 3-1" 端子22 mm<sup>2</sup>×300mm 付き</td> </tr> <tr> <td>連接接地棒</td> <td>10mm φ×1000mm, 10mm φ×1500mm, 14mm φ×1500mm 3-1" 端子 8~38 mm<sup>2</sup>×300mm ~500mm 付き</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 接地鋼板のリード線は、黄銅ろう付け後、ピッチ、ターピン巻布とする。 注2. 接地棒の材質は、銅または銅覆鋼製とする。</p> <p><b>第14節 雷保護設備</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>雷保護設備の器材は、JIS A 4201「建築物等の雷保護」によるほか、下記によるものとする。</li> <li>突針の支持管は、鋼製の場合はJIS G 3444「一般構造用炭素鋼鋼管」、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」に、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ 35 以上の溶融亜鉛めっきを施したもの、ステンレス製の場合は、JIS G 3459「配管用ステンレス鋼管」に適合するものとする。</li> <li>支持管取付金物は、ステンレス鋼又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ 35 以上の溶融亜鉛めっきを施した鋼材とするものとする。</li> <li>試験用接続端子箱、引下げ導線及び避雷導線などは、設計図書による。</li> </ol>	呼 称	規 格	備 考	高圧ビンがいし	JIS C 3821 高圧ビンがいし		高圧がい管	JIS C 3824 高圧がい管	高圧耐張がいし	JIS C 3826 高圧耐張がいし	玉がいし	JIS C 3832 玉がいし	低圧ビンがいし	JIS C 3844 低圧ビンがいし	低圧引留がいし	JIS C 3845 低圧引留がいし	呼 称	規 格	接地鋼板	1.5t×900×900mm JIS H 3100「銅及び銅合金の板及び条」	単触接地棒	10mm φ×1000mm, 10mm φ×1500mm 3-1" 端子8mm×300mm 付き 14mm φ×1500mm 3-1" 端子22 mm <sup>2</sup> ×300mm 付き	連接接地棒	10mm φ×1000mm, 10mm φ×1500mm, 14mm φ×1500mm 3-1" 端子 8~38 mm <sup>2</sup> ×300mm ~500mm 付き	<p><b>3-12-4 がいし及びがい管類</b> がいし及びがい管類は、表2-3-15に示す規格によるものとする。</p> <p><b>表2-3-15 がいし及びがい管類</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高圧ビンがいし</td> <td>JIS C 3821 高圧ビンがいし</td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>高圧がい管</td> <td>JIS C 3824 高圧がい管</td> </tr> <tr> <td>高圧耐張がいし</td> <td>JIS C 3826 高圧耐張がいし</td> </tr> <tr> <td>玉がいし</td> <td>JIS C 3832 玉がいし</td> </tr> <tr> <td>低圧ビンがいし</td> <td>JIS C 3844 低圧ビンがいし</td> </tr> <tr> <td>低圧引留がいし</td> <td>JIS C 3845 低圧引留がいし</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第13節 接地材</b> 接地材は、表2-3-16に示す規格によるものとする。</p> <p><b>表2-3-16 接地材</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼 称</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接地鋼板</td> <td>1.5t×900×900mm JIS H 3100「銅及び銅合金の板及び条」</td> </tr> <tr> <td>単触接地棒</td> <td>10mm φ×1000mm, 10mm φ×1500mm 3-1" 端子8mm×300mm 付き 14mm φ×1500mm 3-1" 端子22 mm<sup>2</sup>×300mm 付き</td> </tr> <tr> <td>連接接地棒</td> <td>10mm φ×1000mm, 10mm φ×1500mm, 14mm φ×1500mm 3-1" 端子 8~38 mm<sup>2</sup>×300mm ~500mm 付き</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 接地鋼板のリード線は、黄銅ろう付け後、ピッチ、ターピン巻布とする。 注2. 接地棒の材質は、銅または銅覆鋼製とする。</p> <p><b>第14節 雷保護設備</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>雷保護設備の器材は、JIS A 4201「建築物等の雷保護」によるほか、下記によるものとする。</li> <li>突針の支持管は、鋼製の場合はJIS G 3444「一般構造用炭素鋼鋼管」、JIS G 3454「圧力配管用炭素鋼鋼管」に、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ 35 以上の溶融亜鉛めっきを施したもの、ステンレス製の場合は、JIS G 3459「配管用ステンレス鋼管」に適合するものとする。</li> <li>支持管取付金物は、ステンレス鋼又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ 35 以上の溶融亜鉛めっきを施した鋼材とするものとする。</li> <li>試験用接続端子箱、引下げ導線などは、設計図書による。</li> </ol>	呼 称	規 格	備 考	高圧ビンがいし	JIS C 3821 高圧ビンがいし		高圧がい管	JIS C 3824 高圧がい管	高圧耐張がいし	JIS C 3826 高圧耐張がいし	玉がいし	JIS C 3832 玉がいし	低圧ビンがいし	JIS C 3844 低圧ビンがいし	低圧引留がいし	JIS C 3845 低圧引留がいし	呼 称	規 格	接地鋼板	1.5t×900×900mm JIS H 3100「銅及び銅合金の板及び条」	単触接地棒	10mm φ×1000mm, 10mm φ×1500mm 3-1" 端子8mm×300mm 付き 14mm φ×1500mm 3-1" 端子22 mm <sup>2</sup> ×300mm 付き	連接接地棒	10mm φ×1000mm, 10mm φ×1500mm, 14mm φ×1500mm 3-1" 端子 8~38 mm <sup>2</sup> ×300mm ~500mm 付き	<p>・誤植の修正</p> <p>・記載内容の見直し</p>
呼 称	規 格	備 考																																																
高圧ビンがいし	JIS C 3821 高圧ビンがいし																																																	
高圧がい管	JIS C 3824 高圧がい管																																																	
高圧耐張がいし	JIS C 3826 高圧耐張がいし																																																	
玉がいし	JIS C 3832 玉がいし																																																	
低圧ビンがいし	JIS C 3844 低圧ビンがいし																																																	
低圧引留がいし	JIS C 3845 低圧引留がいし																																																	
呼 称	規 格																																																	
接地鋼板	1.5t×900×900mm JIS H 3100「銅及び銅合金の板及び条」																																																	
単触接地棒	10mm φ×1000mm, 10mm φ×1500mm 3-1" 端子8mm×300mm 付き 14mm φ×1500mm 3-1" 端子22 mm <sup>2</sup> ×300mm 付き																																																	
連接接地棒	10mm φ×1000mm, 10mm φ×1500mm, 14mm φ×1500mm 3-1" 端子 8~38 mm <sup>2</sup> ×300mm ~500mm 付き																																																	
呼 称	規 格	備 考																																																
高圧ビンがいし	JIS C 3821 高圧ビンがいし																																																	
高圧がい管	JIS C 3824 高圧がい管																																																	
高圧耐張がいし	JIS C 3826 高圧耐張がいし																																																	
玉がいし	JIS C 3832 玉がいし																																																	
低圧ビンがいし	JIS C 3844 低圧ビンがいし																																																	
低圧引留がいし	JIS C 3845 低圧引留がいし																																																	
呼 称	規 格																																																	
接地鋼板	1.5t×900×900mm JIS H 3100「銅及び銅合金の板及び条」																																																	
単触接地棒	10mm φ×1000mm, 10mm φ×1500mm 3-1" 端子8mm×300mm 付き 14mm φ×1500mm 3-1" 端子22 mm <sup>2</sup> ×300mm 付き																																																	
連接接地棒	10mm φ×1000mm, 10mm φ×1500mm, 14mm φ×1500mm 3-1" 端子 8~38 mm <sup>2</sup> ×300mm ~500mm 付き																																																	